

な混亂の發生が不可避の情勢となつて來た。この混亂の弊害を極力縮小するのみならず、その混亂の中から積極的に新しい經濟秩序を創り出さんとするのが、産業調整問題の本質である。東亞のゴム問題も亦同様な性格を具へてゐる。以下之が考察に入るに先立ち、一應南洋ゴムの經濟的地位に就て、統計的な分析を行つて見る。

二 南洋ゴムの經濟的地位と限産問題

世界のゴム經濟に占める南洋栽培ゴムの地位は周知の如く壓倒的である。最近五ヶ年の趨勢を見れば次の如くなつてゐる

世界ゴム輸出統計(單位千英噸)

輸出國	馬來	蘭印	佛印	泰	以上四國 小計(A)	錫蘭 其他栽培 培ゴム計	野生 ム合計	世界總 計(B)	A/Bニ對 スル比(%)
年度									
一九二六	三三・七	三九・六	四〇・八	三三・六	一四七・七	四九・七	一九七・四	七四・九	八七・一
一九二七	四九・九	四三・七	四三・四	三五・六	一六二・六	七〇・九	二三三・五	七〇・九	八六・〇

一九二八	三三・〇	三九・一	三九・二	四二・六	一五四・九	四九・五	一九九・四	七七・〇	八四・九
一九二九	三六・八	三三・〇	三九・二	四一・八	一五〇・八	六二・〇	二一二・八	七五・九	八五・二
一九三〇	五〇・〇	五七・九	六四・四	四九・九	二一〇・二	八八・九	二九九・一	八二・〇	八五・一

【註】 Commodity Year Book, 1941. に據る。

右によつて明かなる如く、馬來、蘭印、佛印及び泰の四ヶ國のみで年八十萬噸前後から一九四〇年の如き約百二十萬噸を供給して居り、常に世界ゴム供給の八割五分以上を占めてゐる。之に更に英領北ボルネオ、サラソク及びビルマ等を加へるならば、共榮圈内の栽培ゴムが世界ゴム供給の實に九割以上を占める事が明かである。

然し乍ら右の數字は、國際ゴム統制の嚴重な制限下に於ける實績であつて、必ずしも南洋ゴム生産力の實際を表はしてゐるものではない。その實際は寧ろ國際ゴム統制に於ける基礎割當の數字によりよく表はれてゐる。その本年度分(一九四二年度)として既に定められてゐた所によれば次の如くなつてゐる。

英領馬來(ブルネイを含む)	六五一、〇〇〇噸
蘭領東印度	六五〇、〇〇〇
泰國	五六、〇〇〇
サラワク	四四、〇〇〇
英領北ボルネオ	二一、〇〇〇
ビルマ	一三、七五〇
(以上共榮圏合計)	一、四三五、七五〇)
セイロン	一〇九、五〇〇
印度	一七、七五〇
總計	一、五六三、〇〇〇

佛印は右の國際ゴム統制に加入してゐないので、數字が出てゐないが、その生産力を最近の實績から判斷して七萬噸と推定すれば、共榮圏内の現在のゴム生産力は大約百五十萬

噸と見積ることが出来る。

次に消費の側より世界のゴム情勢を一瞥すべく先づ次の統計を掲げる。

世界主要國ゴム輸入高(單位千英噸)

年度	輸入國	米國	英國	カナダ	以上米英 國合計	ドイツ	日本	フランス	ソ聯	其他共 世界合計
一九三六	米國	五五・〇	九三・二	二七・九	一七六・一	七二・七	六一・七	五八・八	三〇・九	一、〇七二・九
一九三七	米國	五三三・六	二四六	五・一	六九四・三	九一・一	六三・三	三〇・〇	三〇・四	一、〇六三・一
一九三八	米國	四四七・〇	一〇六・九	二五・六	五七九・五	九〇・二	四三・三	三六・一	三六・八	九三三・六
一九三九	米國	五九二・〇	一三三・七	三三・五	七五九・二	—	四三・三	—	—	一、〇九二・四
一九四〇	米國	八二八・五	一四六・九	五三・五	一、〇二八・九	—	—	—	—	一、〇二八・九

【注】 Commodity Year Book, 1941, 22頁。

右により世界のゴムの五割乃至六割は米國一國で吸収して居り、之に英國、カナダ等を加へた米英國の輸入合計では、實に七割乃至八割に達してゐることが明である。之だけでも南洋ゴムの大部分が米、英國で消費されてゐることが分るが、更に南洋ゴムの移動内容

を稍・詳細に知る資料として次の統計を掲げて置く。

一九三七年、世界ゴム貿易統計 (單位千噸)

生産國	輸入國				其他共 世界合計	輸出合計
	米國	英國	ドイツ フランス	日本 英領馬來		
英領馬來	五八〇・三	九三・二	五九・二	四五・四	六六六・七	一、〇〇・〇
蘭印	二七〇・〇	三三・五	一五・一	七・一	三二五・八	四八三・〇
佛印	一六〇・〇	〇・五	六・七	一〇・四	一七四・六	四五一・一
泰國	—	—	—	—	—	三三・四
英領ボルネオ	—	—	—	—	—	三三・四
以上小計	一、〇一〇・九	一七・九	八一・四	五三・九	一一二三・六	一、二八八・六
印度及ビルマ	二二・四	五・七	二・〇	一・〇	三三・一	一六五・五
錫蘭	三〇・五	一〇・五	五・四	—	四六・四	一六五・五
其他共	—	—	—	—	—	七〇・八
世界合計	六八八・八	二九・八	一〇〇・五	六七・六	一一二六・七	一、〇〇三・三

【註】 輸入國欄ノ数字ハ凡テ輸入國統計ニヨル。輸出合計欄ノ数字ハ輸出國統計ニヨル。本統計出所ハ League of Nations; International trade in certain raw materials and foodstuffs, Geneva, 1938. 英領馬來ノ輸入ハ全部再輸出サル、モノナルコト言フ迄モナシ。

之を要するに、南洋ゴムの獨占的地位は米英のゴム工業をして絶對的に之に依存するの餘儀なからしめ、又逆にゴム工業に於ける米英の壓倒的優勢は、南洋ゴム産業をして其の市場を主として米英に求めざるを得ざらしめてゐるといふ實狀である。換言すれば、南洋のゴム産業と米英のゴム工業とは、文字通り唇齒輔車の関係にあるといふことが出来る。之に反して東亞に於けるゴム消費國としては、日本の外に始と見るべきものなく、その日本すら、最近の目覺しきゴム工業の發展振を以てして、精々年六、七萬噸程度の需要量に過ぎず、南洋ゴム生産力の百五十萬噸に比すれば、誠に九牛の一毛とも言ふべきである。

然るに今や大東亞戦争の勃發により、米英へは固より、共榮圏外への輸出は全面的に停止せざるを得なくなつたのみならず、對敵經濟封鎖の必要から、南洋ゴムの一片すら敵國側に入手せしめてはならぬこととなつた。従つて従來通りの生産が續けられるならば、南洋ゴムは忽ち大過剩に陥り、處分に窮することとなるは必定である。故に今日の事態の續

く限り相當思ひ切つた限産を行はねばならぬことは自明の理であるが、問題は如何にしてどの程度迄の限産を行ふべきであるか、又その限産の南洋經濟、ひいては東亞共榮圈全體に及ぼす影響、並に之が對策如何といふことである。

【註】 限産必至の理由は斯様なゴムの需給關係以外に、生産事情そのものの中にも見出せる。即ち南洋ゴム生産の爲の必需材料たるゴム液凝固用酸類—蟻酸、雷酸等—は、從來主として歐洲—就中獨、英兩國—より供給されてゐたのであるから、その供給の杜絶した今日、この方面から見ても限産は避け難い運命と云はねばならぬ。尤も後述する程度の生産繼續に必要な酸類は、從來の事情から判斷して我國よりの供給(但し主として硫酸)が可能と思はれるから、その點の心配はないと信ずる。

三 限産の程度

南洋のゴム生産力は從來に於ても既に世界需要を超過する傾向あり、爲に一九三四年以來嚴重な國際的生產統制が行はれ(但し佛印のみは之に参加せず)、甚しい時は——一九三八年下半期の如き——限産率(各國の基礎割當量に對する生産許可率)實に四五%に達した

こともあつた。

【註】 國際ゴム生産統制は一九三四年下半期から開始され、翌三五年からは毎年四半期毎に限産率が定められた。最近に至る迄の各年平均限産率を示せば次の如し。

一九三四年(下半期)	八七・一%
一九三五年	六七・五
一九三六年	六二・五
一九三七年	八三・七五
一九三八年	五五・〇
一九三九年	五八・七五
一九四〇年	八三・七五
一九四一年(上半期)	一〇〇・〇

右の様な譯で、限産そのものは南洋ゴムにとつて別に珍しいことではなく、又限産の方法も非常に進歩したものであつた。従つて今日の限産も從來のそれを稍、強化する程度で済むことなら問題は割合簡單であるが、事實は到底そんな生易しい限産で済むことではない。東亞共榮圈内の當面の需要に應ずるだけならば、從來生産統制に参加してゐなかつた

佛印の生産高約七萬噸を墜して、他は全部生産を完全に停止するか、又は佛印をも加へて總體に×%程度に限産すれば、それで事が足りるといふことになるが、それが南洋經濟に及ぼす影響を考慮するならば、斯様な過激な減産は先づ問題とならぬと言へよう。

そこで限産率を今少し緩和せねばならぬとすれば、その方法は次の二つしかあるまい。第一は東亞共榮圏内、殊に我國に於けるゴム消費の増大、従つてゴム工業の生産力擴充を圖ることであり、第二はこゝ一年位の間に獨、伊との連絡が可能となることを見透して、相當のストックを作ることである。この二つの方法を實行し得るならば、限産率は目先或は二五%位にまで緩和し得るかも知れないし、限産方法も一應從來のそれを踏襲して行つてもよからう。

然し乍らこの二方法には夫々相當の問題が附隨する。第一のゴムの消費並に工業生産力の増進が直接戦力乃至國防力の強化に役立つ。若くは高度國防國家建設の線に沿つて行ひ得るならば問題はないが、唯徒らに國民の平時的欲望満足の爲の消費増加であるならば、

如何に有益な新用途であつても今日の場合到底問題となり得ないこと云ふ迄もない。又假令國防國家建設の線に沿つた用途であつても、その緊切性の如何によつては、重點主義の見地から後廻しにされざるを得なくなる場合もある。斯様に考へて來ると、消費の増加といふことも、言ふべくして中々實行困難だと言はざるを得ない。又第二の樞軸國への供給目當てのストック案には、左様な見透しそのものに問題があることは問はぬとして、抑々ストックの可能性が問題となる。日本へ持つて來るならば三年位貯藏する方法もあらうが、熱帯の現地では精々半年位しか貯藏出來ぬと聞いてゐる。こゝ半年か一年位の間に歐州樞軸國への連絡がつけば問題はないが、然らずんば日本まで運んで來なければならず、それには金融と、輸送と、日本に於ける貯藏施設の問題が伴つて來る。

斯く考へて來ると、消費増加案にも、ストック案にも夫々相當の困難が伴ふことが明かであるが、假に之等の困難を曲りなりにも克服し得て、南洋ゴムの限産率を二五乃至三〇%位に維持するものとする。次に問題となるのは限産の方法とその影響とである。

四 限産の方法

限産の方法は——限産なる語を廣義に解すれば 大別して相対的限産と絶對的限産との二者となし得る。前者は現在のゴム生産力、即ち植付面積若くは植付樹をそのままにして置いて採液のみを制限する方法であり、後者は生産力そのもの、減少、即ち減反又は作物轉換を圖る方法である。

相対的限産にも亦二つの方法が考へられる。その一は計畫的乃至統制的限産であつて、従來行はれてゐた國際ゴム統制の方法はその最も巧妙なる實例の一である。よつてこの際この方法の踏襲といふことが考へられるが——尤もその場合佛印も統制に加ふべきは云ふまでもない——それには從來のやうな一糸亂れぬ統制機構を速急に回復することが必要である。それが比較的簡單に出来るかどうかが問題であり、恐らく中々容易ではあるまいと思はれるが、假にそれが出来て、この方法の下に限産率を二五乃至三〇%に定めるとすれば

南洋護謨の諸問題

どうなるか。恐らく小ゴム園や、コストの高い劣等ゴム園等にあつては、經營難に陥るものが續出するであらう。従前なれば限産率は相當低下しても——と言つても四五%以下に低下したことはなかつたが——その代り價格は維持され、場合によつては改善されるので、どうにかやつて行けたものも、今回は價格も——實質的に——引下げられる可能性があるから、操業休止の已むなきに至るゴム園數は非常に増大するものと見なければならぬ。然し乍ら各ゴム園に與へられるクーボン(生産又は出荷の割當許可證)の賣買譲渡が認められるならば、この方法による限産は總てのゴム園並にゴム生産園に對し、兎も角公平であるといふ長所をもつと言へる。

右は限産統制を一律平等に行ふやり方であるが、この外に之を差別的に行ふ方法がある。馬來や東印度では敵國人のゴム園が之等地方のゴム生産力の過半を占めて居り、之等敵産ゴム園は今回全部我方の管理下に置かれたのであるから、之に對してのみ強度の限産又は採液停止を行ひ、其の他のゴム園に對して前述の方法を適用すれば、限産率も恐らく

は六〇%位に緩和することを得、實行が一層容易となるであらう。この方法は良質のゴムを犠牲として下等ゴムを生かす結果となる缺點があるが、現地住民緩撫の目的には適ふ譯である。

相對的減産の第二は自由限産とも云ふべく、限産そのものは各ゴム園の自由に任せて置くが、政策當局としては價格政策を通じて限産を促進し、希望する程度の限産効果を擧げる方法である。従前の國際統制が限産による價格の維持を目的としたのに對し、この方法は丁度その逆を行くもので、價格操作——即低下——によつて限産を導く方法である。東亞共榮圏が封鎖經濟化され、而も南洋ゴムの主たる需要者が日本に限られてゐる現狀に於ては、價格操作は容易であり、従つてこの方法が相對的限産方法の一として考へられる譯である。然しその實效を期する爲には餘程思ひ切つた價格引下げを必要とし、それには自ら種々なる弊害も伴ふので、之は餘り推奨し得る方法とは言へない。

次に絶對的限産、即ち減反又は作物轉換に就いては、先づ第一に減反そのものの是非が

大きな問題である。その是認論は大凡次の如きものであらう。

既述の如く、世界のゴム消費と睨め合すとき、南洋ゴムの生産力は従來に於てさへ既に相當の過剩を示してゐた。況んや今次の世界大戰を通じて、世界のゴム生産に一大構造變動——例へば中南米等に於けるゴム栽培の急速な發達や、歐米諸國に於ける人造ゴム産業の確立等——の起ることは必至といふべく、又戰後英米等は東亞戰爭の苦き経験に鑑みて南洋ゴムへの依存度を極力低下すべく努力することが豫期せられる以上、南洋ゴムの生産力を現狀のままに放任しておいてよいか否かは多く論ずる迄もあるまい。尤も東亞共榮圏内のゴム消費力が近い將來飛躍的に増大し、現在の生産力を優にカバーするに至るやうな見込でもあれば格別、そんなことは容易に望めないとするならば、南洋ゴムの或程度の減反は結局免かる可からざる運命と言はねばならぬ。

又右の様な消極的理由の外に積極的な理由をも考へる必要がある。即ち南洋輸出産業の現狀は獨りゴム産業に限らず、皆これ英米的舊秩序の産物ならざるはない。その爲に南洋

の土地利用は偏倚し、食糧や衣料の生産は犠牲にされ、南洋経済は全く英米経済に奉仕する爲の隷屬経済となり果ててゐたのである。この状態から南洋経済を解放し、南洋をして眞に東亞の南洋たらしめるのが我々の使命である以上、南洋経済の再編成、従つてその重要なる一部分としてのゴム産業の修正は當然の要請といはねばならぬ。唯如何にせば最小の犠牲に於て之を實現し得るかが問題となるのみである。

以上の如き減反是認論に對して、否認論者は恐らくかう主張するであらう。先づ第一にゴム樹は多年性植物であるから、成樹を一旦伐つてしまつたなら、他日急に増産の必要が生じて、原状を回復するのに十年の歳月を要する。この世界経済の大變動期に際し、十年先の見透しをつけるなどは容易ならぬことであるのに、眼前の事態に捉はれて減反するが如きは取るに足らぬ短見者流の所業と云はねばならぬ。

又従來の南洋経済は歐米依存の経済であつたといふが、その反面ゴム其の他の重要資源に就いて英米等は専ら南洋に依存してゐたのであつて、戦後廣域経済の對立時代が來るも

のとすれば、ゴム其の他の南洋資源の存在は東亞廣域経済にとつての非常な強みであり、他の廣域経済に對する経済外交に於て重要な切札となるものである。成程人造ゴム等が此の戦時中に相當發達するかも知れぬが、戦後廣域経済間の交易が回復すれば、南洋ゴムの絶對的な強味は結局に於て之を認めざるを得ず、英米と雖も之に依存せずしてそのゴム工業を發展せしむることは困難となるであらう。のみならず東亞共榮圏内のゴム需要は今日こそ微々たるものであれ、その建設が進むにつれて將來の需要増加期して待つべきものあるべく、百萬噸や百五十萬噸位は東亞だけで消化する日が必ずやつて來るに違ひない。又是非さういふ偉大なる東亞に仕上げなくてはならぬのである。故に必要とあらば採液のみ或程度休止して、左様な時期の來るまで徐ろに待期して居ればよく、わざ／＼伐り倒す必要など毫もない。ゴムの樹は放つて置いても決して腐るものではないのである。のみならず南洋ゴム樹の一半は土著民の重要な財産であることを思へば、新附の民を殺撫する必要からしても、輕々しく減反などを口にすべきではないのである。

以上双方共に相當の理由ある主張といふべきであつて、遽にその是非を判定し難いものがある。要するに減反問題は操短問題と異なり、事態が餘程切迫して來ないと、理論上は兎も角、實際上の問題とはなり得ないと思ふ。又一般的にはさう急いで決定せねばならぬ事柄でもない。

然し乍ら例へば馬來の如きにあつては、食糧問題との關聯に於てゴム國減反が案外早く實際化する可能性がないでもない。即ち馬來は從來餘りにゴム栽培に偏してゐた爲に食糧の自給が出來ず、その半分以上を泰米やビルマ米の輸入に仰いでゐた。今後この輸入が圓滑に行はれ、ば問題はないが、種々なる事情でそれが容易でないとすると、至急領内の米産擴張を圖らねばならなくなり、新にジャングルを開拓するよりはゴム園をつぶして米田に換へる方が遙に容易であるから、それが行はれることとなる。つまり背に腹は仇はれぬといふ譯である。そして左様な場合には相對的限産について既に述べた主旨がそのまま當てはまり、減反に於ても統制的減反と自由減反、平等的減反と差別的減反との區別を

生じ、夫々について似たような利害得失が起つて來る譯である。

五 限産の影響其の他の問題

次に限産の影響並にその對策が問題となるが、一口に南洋ゴムと言つても、その生産事情は各地域によつて種々なる相違があり、従つて限産の影響は各地域によつて一様でなく、又限産の方法によつても異つて來ること言ふ迄もない。之を詳論することは本小稿の能くする所ではないので、こゝには極めて概括的なことを述べるに止めておく。

先づ如何なる限産方法をとるにせよ、それより起る最も大きな問題はゴム園労働者の失業問題、即ち限産によつて生じた餘剩勞力の轉換問題である。最近に於ける馬來及び東印度のゴム園労働者数は約五十萬人と推計されてゐるから、假にその半分が餘剩となるとすると、此の兩地域で都合五十萬人の失業者が出るといふ勘定となる。それは先づ現地の復興事業や新しい經濟建設の諸事業に吸収されるであらうが、それでも尙餘剩を生ずるとき

は、共榮圈内の他の努力需要地域へ振向けるか、若くは現地に於ける食糧生産に轉換して自給自足の道を講ぜしめる外はあるまい。又華僑苦力の一部は本國へ歸還せしむるのも一法である。十年前の世界恐慌の際にも彼等は大學して歸郷した前例もあるから、船便さへ都合してやれば今回も亦歸郷を希望するものが相當あるに違ひないと思ふ。

次に馬來に於ては英人や華僑や、其の他外國資本家等の經營する大ゴム園、即ちエステートが壓倒的地位を有するに反し、東印度では土着民の小ゴム園が相當重要な地位——一九三八年度に於て全ゴム園面積の五四%、總輸出數量の四八%——を占めてゐるので、限産が之等土着民栽培者に及ぼす影響をも重視しなければならぬ。然し乍ら私見によれば、この點は徒らに樂觀は許されぬとしても、過度に心配するには及ばないと思ふ。何となれば彼等土着民の生活は元來頗る弾力性に富んで居り、且その多くは必ずしもゴム栽培によつてのみ衣食してゐる譯ではなく、ゴム界不況で採液しても引合はぬといふことになれば、食糧生産其の他に轉向して何とか切抜けて行くことは、十年前の世界不況の際の經

驗に徴して明かであるからである。然し乍ら唯成行きに任せるといふだけではなく、ゴムが對敵經濟封鎖の重要な對象の一であり、大東亞戰爭を勝抜く爲には當分限産の已むなき所以を此の際彼等に充分納得せしめ、進んで戰時經濟再編成に協力せしむる様指導その宜しきを得ることが肝要である。「ゴムが歐米へ行かなくなつても、總て日本がどしどし買つてやるから安心せよ」といつた様な一時逃れを言ひ、彼等をして徒らに依頼心を起さしめる如きは此の際大いに慎んで貰ひ度いと思ふ。大東亞戰爭は決して日本のみの戰爭に非ずして、共榮圈全民族の興廢を賭けた戰爭であることを、凡ゆる面から理解せしめる様不斷の努力を怠つてはならぬのである。

次に取上ぐべきは占領地域に於ける敵國人所有のエステート處理の問題である。之に就いては戰時國際法上一應の規準は示されてゐる譯であるが、前大戰並に今次大戰を通じて英米等により行はれ來つた所によれば、國際法上の問題は假にあつても之を戰後の講和會議の處理に一任し、戰時中は必要に應じ、遠慮なく敵産を處分する慣例が出来上つてゐる

やうであるから 南洋占領地域の敵産エステート亦同様に處理して然るべしと思ふ。殊にゴムは最も重要な軍需資源の一たる以上之が處分の必要は自明である。その方法としては色々あるであらうが、二三の例を示せば次の如きものが考へられるであらう。

一、すべての敵産エステートを現地軍の管理下におき、別に從來南洋に發展してゐた邦人栽培業者中より適任者を選定して個別的にその經營を委託するか、若くは彼等を統合して地域別の組織を作らしめ之に委託する。

二、敵産エステートを以て政府出資とし、必要なる民間資本をも加へて、各地域毎にゴム園管理營團を組織し、之が經營管理に當らしめる。

三、適當な條件の下に全部を競賣に附す。但し代金はすべて大東亞戰爭公債を以て納入せしむる。

以上の三案は此の問題に關して起り得る可成遠つた考へ方を代表するものであり、夫々についてその利害得失を充分検討する必要がある。又之を具體化する場合には、夫々につ

いて尙種々なる方法が考へられるであらう。之が詳細なる論究は又別の機會に譲り度い。

最後にゴムの價格問題に一言觸れてこの稿を終り度いと思ふ。之には少くとも二つの問題がある。現地に於ける問題と、日本其他消費地に於けるそれとである。大東亞戰爭前の南洋ゴム價格は新嘉坡市場に於て一封度當り三十八、九仙を唱へてゐたが、それは最近に於ける標準的なエステートの生産コストから見れば勿論非常に有利な價格であつた。そこで今日の新事態の下に於て斯様な價格を維持する要ありや否やが問題となる譯である。計畫的な東亞廣域經濟に於ける價格はすべて生産費プラス適性利潤の原則によるべきものとするならば、之は當然修正されなければならぬといふことになる。尤も今日南方諸地域の通貨は日本圓に對しては三分の一、乃至二分の一の價值切下げが行はれたと同様な結果となつてゐるので、暫らくゴム價格はそのままにしておいてもよいといふ考へ方があるかも知れぬが、それでは限産政策との矛盾をどうするかといふことが問題となる。

又日本に於けるゴム價格は未だ従前の統制價格が行はれて居り、従つて南洋通貨價值の

下落からだけでも、現地価格との間に非常な開きが出来て来てゐる譯であるが、その差額は、國營貿易とも言ふべき制度が行はれてゐる今日、全部國庫の收入に歸する譯である。斯様な二重價格制度は當分已むを得ないとしても、之を永續せしむべきや否やは自ら別個の問題となると思ふ。縱令二重價格制可なりとするも、現在の國內のゴム價格は適當な時期に或程度引下げられて然るべきではなからうか。要するに之等ゴム價格の問題も亦頗る複雑にして慎重なる考慮を要する問題と言ふべきである。

(エノノミスト第二十年第二十四號所載)

南洋諸島の諸問題

第三篇 印度經濟研究

第七章 英國東印度會社によるベンガルの

土地制度改革

一 ベンガル制覇と土地制度改革の必要

英國東印度會社は西紀一六〇〇年、エリザベス女王の特許狀により東印度貿易の獨占權を與へられ、所謂マーカンチリズムの寵兒として呱呱の聲をあげて以來、約百五十年の間は大體に於て本來の單純なる商事會社としての本質を維持し來つたのであるが、一七五七年 Clive がブラッシーの戰に大勝して事實上ベンガルの覇權を握り、次いで一七六五年、デーリーに虚位を據するムガル皇帝よりベンガル、ベハル及びオリッサの三州の *Dewan* (稅務長官にして民事裁判官を兼ね) の地位を獲得すると共に、同州の *Nawab* (州知事、

然し乍ら當時の Nawab は事實上封建諸侯のやうなものであつた)より Nizam (軍司令官にして同時に刑事裁判官たり)の地位を與へらるるに及び、東印度會社は茲に漸く著しい質的變革を遂げ、商會社たると同時に領土的支配者であるといふ點から見れば、此の間必ずしも質的變化があつたとは斷じ難いであらう。即ち從來は主として商業的利益に依頼してゐたものが、更に領土的支配に基くより確實な、そしてより搾取的な収益をも追求するに至つたまでであつて、質的に變化したといふよりは寧ろ質的に高度化したといふべきであらう。然し乍ら、東印度會社が領土的支配者となつたといふことは言ふ迄も無く植民政務的機關となつたことを意味し、従つて同會社の活動を通じて英國社會よりする印度社會への積極的な文化工作が開始せらるるに至つた譯であつて、其の前と後とに於ける東印度會社の社會史的、乃至文化史的地位には頗る顯著なる變化があつたことを認めざるを得ないのである。

何れにせよ、東印度會社が此の新しき運命を擔つて立つや否や、先づ以て解決すべき重大問題の一は土地の問題であつた。茲に謂ふ土地の問題とは土地所有制度の問題と土地課税政策の問題との兩者を含むのである。即ち當時にあつては此の兩者は宛も紙の表裏の如き關係にあり、殊に前者は専ら後者との關係に於て問題となり得るものであつた。此の點が後の發達せる資本主義的植民政務に於ける土地政策と聯か趣を異にする處であつて、之を明かにせんとすることが本稿の眼目の一である。

乃で先づ、東印度會社の新しき活動の前に展開された當時のベンガル地方の土地制度が如何なるものであつたかを吟味することから始めようと思ふ。

二 改革前のベンガル土地制度

東印度會社がベンガルに於て土地を所有するに至つたのは一六九八年にカルカッタ附近の少許の土地を買収したのに始まるが、ブラッシーの戦後會社の擁立した Nawab の Mir Kasim から一七六〇年に Burdwan, Midnapur, Chittagong の三地方を割讓せらるるに及ん

で始めて稍々廣大な土地が會社の所有に歸し、従つてベンガルの土地制度に對する關心も認識も一段と進んだ譯であるが、更に一七六五年に Diwani (Diwan の地位) を獲得するに及んで土地制度に關する正確なる知識の把握が愈々以て必須不可缺のものとなつた。乃で大いに研究が行はれた譯であるが、研究すればする程ベンガル土地制度の本質は彼等にとつて不可解なものとなつてしまつた。個人主義的法制に馴れた彼等が、その頭で非個人主義的な土地制度を理解せんとしたのである。換言すれば彼等が英國に於て有する土地制度乃至それに類似なものをベンガルにも見出さんと努力したのであるから、それが失敗に終つたことは餘りにも當然であつた。そしてベンガルの、延いては印度の土地制度に關する絶え間なき論争の發端が正にここに開かれたのである。

彼等は先づベンガルの土地に關して少くとも三個の権利者が存在すること、そしてそれがベンガルに於て最も典型的な土地制度の要素であることを認めた。一はデーリーの皇帝並にそれを代表する Nawab であり、二は所謂 Zemindar (又は Zamindar) と稱する中間

り、三は實際の土地耕作者で Raiyat (又は Ryot) と呼ばれる階級である。而して者は土地の生産物乃至その貨幣的價值をめぐる次の様な關係に於て結ばれてゐた。皇帝は理論上總ての土地の最高支配者であるが、土地の絶對的處分權を有するといふ意味での所有者ではない。彼は唯 Raiyat よりその土地の生産物に對する一定の分前 (印度古來の習慣では六分の一、ムガール王朝のアクバル帝以後は三分の一と定められた) を徴する權利を有するのみ。従つて Raiyat にして既定の貢納を怠らざる限り無償でその土地を沒收するが如きことは許されない。已むを得ざる事由で之を必要とする時は相當の對價を以て買收せねばならぬのである。

ii. Zemindar は理論上皇帝又はそれに代る Nawab から任命された收稅官乃至は租稅請負人 (farmer) であつて、Raiyat より徴收するもの十分の一を自己の收入として保留し、他の十分の九は之を皇帝に取次ぐのが原則である。斯く彼は收稅官たると同時にその配下にある土地の行政權並に司法權を有してゐた。そしてその地位は勿論原則

として皇帝乃至 *Nawab* の信任の續く限りのものであるが、然しその職責を怠ること無き限り其の地位は保證され、屢々世襲をも許されたのである。

三、*Raiyat* の地位は前二者の説明から自から明かである。即ち彼は *Zemindar* を通じて所定の貢納を爲す限りその耕作權は永代に保證せられたのである。

之が一應の形式的な説明である。之だけでも三者の關係を近代の個人主義的法制觀念から理解することは至難であるが、事實は更により一層複雑なものであつた。そしてその複雑性は専ら *Zemindar* の法的地位の不分明に基づいて居た。

此の點に關する當時の文獻中最も權威あるもの一は *Haltington* (一七八〇年より一八一三年迄東印度会社に勤務し、ベンガル土地制度に關する最大の専門家として知られてゐる) の *Analysis of the Bengal Regulations, 1821, (3 vols)* であるが、氏が同書に於て *Zemindar* に對して與へた定義乃至説明は次の如きものである。

「それは我々の有する如何なる言葉をも以てするも定義し難き特種な土地所有者である。

先づ彼は *raiyat* 又は其の他の下級借地人から國家の領土的收入を受取る人であり、その地位は世襲を許されてゐるが、然し世襲の際には普通 *peishcush* といふ價金を皇帝にそして *nazrana* といふ贈物を皇帝の地方的代表者たる *Nazim* (*Nawab* と同じ) に送つてそれ等から新に *Zemindar* のタイトルを受けねばならぬ。彼は又 *Zemindar* の權利を賣買又は贈與の方法によつて移轉することを許されてゐるが、然しその際には前以て特許を受けることとなつてゐるのが普通である。彼は一般に地租徵收の爲めの年契約者たる特權を有するが、政府にして(例へば彼が契約通りその義務を履行せざるが如き場合に——金田註) 別人を以て收税に當らしめんと欲し、或は *Jagir* (封祿) として其の地の收税を他の人に讓渡せんと欲する時は、何時でも彼をさし置いてそれを爲すことが出来る。但しその場合彼には土地又は貨幣で一定の手當を與へるのである。彼は又ベンガルに於ては十八世紀の初頃から州知事の課する諸種の租税を、彼の配下の村落に割當てることを許されてゐる。尤もその場合政府はその賦課が農民に對し公平を失し、又は過重

に互らざるよう監督干渉する権限を保有する。彼は契約期間中該契約より発生する總ての割當報酬を受くる権利を有するが、その代り彼の取立てた稅收は契約通り忠實に政府へ引渡さねばならぬ。同じ契約によつて、彼は彼の配下の土地内に於ける秩序維持の責任を有し、犯罪者あらば之を捕へて回教徒法廷へ引渡すことが出来るのである。」

右によつて Zemindar の正姿が稍々明かにされてゐるが、より一層正確な認識を得る爲には是非とも此の階級の發生史的な研究が必要となる。抑、此の Zemindar なる階級が發生したのはムガル帝國の事實上の建設者たる Akbar 大帝（一五五六——一六〇五）以後の事とされてゐる。同大帝は賢臣 Todar Mall を用ひて印度に於ける最初の組織的財政制度を樹立した事を以て有名であるが、此の新制度の骨子は所謂 *Rajwatari system* で、政府が直接農民との間に地租額の契約をなすにあり、その稅率は總生産額の三分の一と定め且つ十年毎に契約の更新をなすといふのであつて（之を十年期定租 *decennial settlement* と呼ぶ）、我が徳川時代の租稅用語を以てすれば十年を一期とする定免の制度であつた。従つ

て此の制度の下に於ては徵稅事務は政府の直轄する處であり、中間の機關に之を委任し、又は之を請負はしめるといふが如きことは無かつた。尤もそれは首都に近く、或は中央權力の充分行き互つてゐる地方に於ける原則であつて、ムガル帝國版圖の擴大と共に遠隔邊陲の地にまで之を押し及ぼすことは、當時の行政的能率に於て頗る困難であつたらうと思はれる。従つて之等の地方に於てはそこに古くから蟠居し來れる大小の豪族（多く *raja* といふ敬稱を以て呼ばれてゐた）に對し、*Sand* といふ辭令を交附して從來の土地支配權をそのまま認め、その代り彼等が徵收しつつある土地收入の一定歩合を國庫に提供することを約せしめ、斯くして形式的に彼等を政府の稅務代理人となすとともに、これを公式に *Zemindar* と呼ぶに至つた。そして自然彼等の地位は世襲を許され、且又賣買讓渡の對象とも爲し得たのである。

元來 *Zemindar* なる語はヘルシヤ語の *Zemin = land* 及び *dar = holder* より成り、凡そ何等かの意味で、何等かの程度に於て村落なり一地方なりの土地支配權を有する者に與へ

られた極めて通俗的な稱呼であり、回教王朝の初期から廣く用ひられてゐたものの如くである。さればかの有名な *Ryini-Akbari* (アクバル大帝の重臣 *Abul-Fazi* の編纂にかかりアクバル大帝治下の印度の政治地理であり制度誌である) の中にも屢々此の語が用ひられて居り、そしてそこでは明かに印度語の *dhanni* (土地所有) 者と同義に用ひられてゐるのである。即ち斯の如き通俗的な稱呼が前述の如き特殊な、そして公的な性質を有するものに轉用せらるるに及んで、茲に一種の制度的な要素としての *Zemindar* の階級を發生するに至つたのである。

然るにアクバル大帝より數へて四代目、*Aurangzeb* 帝 (一六五九—一七〇七) の歿後ムガル帝國の統制力は次第に衰へ、首都より遠く離れた僻ての征服地は次第にその獨立性を増し、首都に近き直轄領に於てすら行政機構の一般的弛緩を來すに至るや、最初は恐らく一時的便法として、次いでは常習的必要手段として、至る處に徵稅の請負制度が行はるるに至つた。茲に於て前述の如き古來の地方豪族にして *Zemindar* の地位を與へられた

ものの外に、新に純然たる租稅請負人の階級が發生し、彼等もまた *Sarad* を得て公式に *Zemindar* の名を以て呼ばるるに至つた。假に前者を舊ゼミンダール、後者を新ゼミンダールと呼んで置く。

此の新ゼミンダールの階級に入り來つたものは、官吏の古手で財産ある勢力家であるとか、或は金貸業者や宮廷の寵臣といつた、何れかと云へば成り上り者が多く、而も一旦ゼミンダールの地位を得るや忽ち舊ゼミンダールの威嚴や生活態度を模倣し、殊に舊ゼミンダールの如く相當の私有地をも持たねば罷がきかぬ處から、或は買入れにより、或は抵當流れの取得により、或は又荒蕪地の開拓により、私有地の擴張に努めた。のみならずゼミンダールとしての彼等の地位は、必ずしも舊ゼミンダールのそれの如く強固不動のもではなかつたものが次第に世襲的となり、従つてその権利の賣買讓渡も認められ、且又舊ゼミンダールが慣習的に有してゐた各種の特權等も等しく新ゼミンダールにも許容せらるることとなり、斯くて時の經過と共に新舊ゼミンダールの間にはその起源を異にする以外、

實質的に殆んど何等の差異をも認め難いやうな状態になつて來たのである。

之を要するに、一律にゼミンダールと云つても、之を發生史的に見る時は上記の如き二種の階級に分ち得るのであつて、研究の結果、斯の如き事情が明かにされると共に、ゼミンダールの法的性質の理解は一層その困難を加ふるに至つたのである。新舊ゼミンダール共に其の法的根據を *Sanada* に有する點を重視する者は兩者共一種の官吏であつて、所謂土地所有者ではないと見る。(此の場合、更に最後の土地所有權者は耕作者なりとする見解と、皇帝なり、従つて土地國有の状態なりとする見解とに分れ得る。)又新舊ゼミンダール共その權利は(既に當時にあつては)世襲的であり、且つその賣買讓渡が可能である點に着眼する實質論者は、兩者共に眞實の土地所有者と見て一向差支無いと主張する。果ては新舊兩者の起源に拘泥して、舊ゼミンダールこそ眞の土地所有者であるが、新ゼミンダールは然らずとする論者も出て來る。個人主義的な土地制度の觀念しか持合せなかつた東印度會社當局が、之等諸種の見解の前に如何に當惑したであらうかは蓋し想像に餘りあるではな

いか。

ゼミンダールの法的性質が決定せねば所謂土地收入 (*Land revenue*) のそれも當然不明である。茲に於て土地收入が地代なりや租税なりやの云ひ古された問題が起る。今日に於てこそ、それは最早アカデミックな興味すら呼起し得ない、餘りに自明な問題でありとは云へ、印度に於ける東印度會社の、そして後には英領印度政府の資本主義的な土地政策の發展の跡を尋ねんとする際には、到底看過することを許さない重要性を帯びて來るのである。

之を要するに當時の東印度會社當局はベンガル外二州の *Diac* といふ非常に權力的な地位を獲得したものの、之等の諸問題に對し到底明快な解答を與へ得るだけの能力を缺いてゐた。而も彼等の營利的慾求は斯の如き不分明なる問題の基礎の上に、尙且彼等に最大の収益を齎し得るが如き具體的の方策を發見し之を實行することを強要した。乃で彼等が如何に屢々頭き乍ら危い足取りで歩いて行つたか、以下その足跡を一通り跡づけて見ようと

思ふ。

三 東印度會社の土地課税政策の發足

既に述べた如く東印度會社は既に早くカルカッタ附近の小さな Zemindari (ゼミンダールの權利) を買収し、又一七六〇年以後は Bidwan 其の他の稍、廣い土地のゼミンダールともなつたのであるが、之等の經驗は其の後に克得た重大なる任務の遂行の爲めには殆んど何等の寄與もなし得ざる程度のものでしかなかつた。即ち一七六五年に Diwani を獲てベンガル一圓の税權を掌握したものの、慣行の税務は複雑不統一にして且つ腐敗を極め、何等信頼するに足る記録も無ければ人も無く、況んや會社當局に此の盤根錯節を斷截して一氣にその欲するが如き新制度を作り上げる文の明智と能力とを待ち合せなかつた以上、當分は唯手を束ねて慣行に委ねる外は無かつた。そしてさうすることは斯かる消極的な必然であつた以外に、更に積極的に之を有利ならしめた政策的な理由があつた。クライブが一七六七年に本國議會の選抜委員會へ書き送つた文に曰く、「我々は Diwani 獲得以來之等

英國東印度會社によるベンガルの土地制度改革

諸州の Subadar (Nawab と云ふも同じ) に屬してゐた權力は事實全く會社に歸し、彼等に殘されたものは單なる名前と權威の影に過ぎざることを知つてゐる。然し乍ら此の名前と此の影とを尊重することは我々にとつて絶對的な必要事である。會社の社員を集税人に任命することや、其の他何事によらず英人の力を直接に働かすことは、會社をして假面を投げ打つて明かに此の州の Subadar を名乗らしめるものであつて、直ちに土人の憤激を買ふに至るべきや必條である。」と。

斯くして所謂 Dual system が開始せられた。即ち會社は表面に立たず、税務は従前通り Naib Diwan (税務長官代理) をして之を統轄せしめた。然し乍ら土人官吏の腐敗不統制、不成績は遂に座視するに忍び難きものあり、一七六九年から土人の地方集税官は一々英人の監督官を附することとし、又翌年 Nawab 宮廷の所在地たる Murshidabad 及び Patna に税務監督委員會を設けて中央の監督機關とした。

Diwani 獲得後の數年が斯くして過ぎた。會社のベンガルに於ける収入は果然激増した。

Diwan 獲得前四年間の會社の平均収入は年六五五、一五八磅、支出は六八三、三〇一磅であつたものが、その後は次表の如き結果を示してゐる。(單位磅)

年 度	總稅收入	會社の收入	會社の支出	差引收入超過
一七五二—一七五六	二、二五六、三三七	一、六八一、四三三	一、三三〇、五〇〇	四二一、〇三三
一七五七—一七六〇	三、八〇五、八七七	二、五三七、五九四	一、二四〇、〇九三	一、三三二、五〇一
一七六一—一七六四	三、三〇八、〇〇九	二、三五六、〇〇四	一、四七七、六三三	八三一、三三三
一七六五—一七六八	三、七六七、二〇七	二、四〇一、一九一	一、五二四、二二九	八三九、〇八八
一七六九—一七七二	三、四六一、九二九	二、〇八九、五八八	一、五三三、五三六	三三六、八三三
一七七三—一七七六	三、三三三、三三三	二、〇〇九、一八七	一、四三三、〇八八	二四五、〇八八
一七七七—一七八〇	三、〇一三、五五九	二、〇〇九、三六一	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一七八一—一七八四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一七八五—一七八八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一七八九—一七九二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一七九三—一七九六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一七九七—一八〇〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八〇一—一八〇四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八〇五—一八〇八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八〇九—一八一二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八一三—一八一六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八一七—一八二〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八二一—一八二四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八二五—一八二八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八二九—一八三二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八三三—一八三六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八三七—一八四〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八四一—一八四四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八四五—一八四八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八四九—一八五二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八五三—一八五六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八五七—一八六〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八六一—一八六四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八六五—一八六八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八六九—一八七二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八七三—一八七六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八七七—一八八〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八八一—一八八四	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八八五—一八八八	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八八九—一八九二	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八九三—一八九六	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八九七—一八九〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一八九一—一九〇〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九〇一—一九一〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九一一—一九二〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九二一—一九三〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九三一—一九四〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九四一—一九五〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九五一—一九六〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九六一—一九七〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九七一—一九八〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九八一—一九九〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九
一九九一—一九〇〇	二、〇一三、五五九	二、〇一三、五五九	九、〇九三、三〇九	八、〇九三、三〇九

【註】本表に於て「會社の收入」といふは總稅收入よりムガル皇帝及び Nawab への貢納金や集稅費其他土人官吏に支拂はるゝもの一切を差引きたるもの。而して「會社の支出」といふは會社内の人件費、軍事費其他諸雜費(勿論ベンガル管區のみ)より成る。本表は R. Dani: The Economic History of India under early British rule, 5th ed. p. 49. より引用す。

斯の如き會社収入の増加は即ちゼミンダールの階級への嚴重なる追求を意味し、それは轉じて農民大衆への假借なき壓迫となつた。一七六九年から七〇年にかけてベンガル地方

は未曾有の大饑饉に襲はれ、人口の約三分の一は餓死したと傳へられてゐるが、此のベンガル農民の大苦難にも拘はらず、前表の明かに示す如く會社の稅收入に何等著しき減少を見てゐないのである。カルカッタの會社當局が一七七〇年九月十一日附で本國の重役會へ送つた報告に曰く、「今回の饑饉による住民の慘狀は到底筆舌の能く盡す處に非ず。従つて之が集稅の上に相當の影響を及ぼしたとしても何等不思議とするに足らぬ。然るに事實稅收入は我々の豫想した程減少しなかつたことを報告し得るのは、我々の欣幸とする處である。」と。以て當時の會社當局の態度を察するに足るであらう。

斯の如き會社の營利主義は遂に從來の二重政策を放棄せしめねば已まなかつた。即ち、一七七二年 Nald Diwan の職を廢し、會社は假面を棄てて明かに Diwan としての責任をとることを決意し、それに伴ふ職制の改革を行つた。殊に、從來の英人の地方集稅監督官を、そのまま集稅官に引き直すといふが如き英斷をさへ行つた。それと同時に五年期定租 (quinquennial settlement) の法を採用し、その定租 (settlement) に際しては競争入札方法

を用ひ、最高額を唱へた者をして集税の請負をなさしめることとした。宛も此の時 *Warro Hastings* がクライブの後を繼いで總督となり、此の新政策の實行に當ることとなつたのである。

然し乍ら、此の改革の結果は頗る不満足なものであつたので、一七七四年に英人の地方集税官を廢して元通り土人官吏に替へた。そして五年の定租期間の終りに近づくと共に制度の改革が再び會社幹部間の論争問題となつた。その際總督評議會委員の一人なる *Philip Francis* がゼミンダールを飽くまで土地所有者と見る見地より彼等を對象とする永久定租 (*Permanent Settlement*) の法を採用すべしと主張したのは、實に後の永久定租論の先驅をなすものであつた。然し乍ら此の提案が採用せらるべく未だ充分時期が熟して居らなかつた。そして甲論乙駁の結果は遂に確固たる根本政策を決定するに至らず、五年定租の期間満了後一七七七年からは毎年定租 (*annual settlement*) を實施するに至り、斯くてゼミンダール並に農民に對する壓迫は極點に達するに至つた。ゼミンダールにして納税契約を完

英國東印度會社によるベンカルの土地制度改革

全に履行せざる者はその權利を破産に附され、斯くて古きゼミンダールの没落する者が相次いだ。農民も亦誅求に耐へ兼ね、耕地を棄てて逃亡する者が續出するので會社は軍隊を遣つてその逃亡を阻止し、遂には至る處に農民の暴動が起つて流血の慘事を見るといふ結果になつてしまつた。

之等の悪弊は、其の他總督ヘイスチングスの幾多の稅政と相俟つて本國輿論の憤激を買ひ、遂に一七八四年ビトの印度法の成立を見るに至つた。即ち同法は嚮に一七七三年になされた立法 (*Regulating Act*) の缺を補ひ、會社に對する本國政府並に議會の監督の強化を行つたものであるが、同法第三十九條は會社に命ずるに、印度の地主・農民等の不平を調査し、彼等が會社に支拂ふべき地代其他に關し、穩健公正の原則に基きて恒久的な法則を樹立すべきことを以てしてゐる。斯くてヘイスチングスは罷免せられ、一七八六年、*Lord Cornwallis* が印度行政の根本的刷新を行ふべく輿望を擔うて新總督に任命された。

四 コーンウォリス總督の改革論

コーンウォリス卿の赴任に際し、本國の會社當局は土地政策に關する詳細な指令を與た。その要點を列擧すれば、從來の朝令暮改的態度を改めて確固不動の根本方策を樹立すること、定租過重の爲めゼミンダールを没落せしめ、集稅請負人を跋扈せしむるが如きこと無きやう注意すること、定租はゼミンダールを相手として行ふこと、定租期間は長き程よく結局永久とする方針なるも、即時實施には種々なる困難あるを以て當分は十年期定租を行ふべきこと、ゼミンダール其他の慣習的特權を尊重すること等であつた。乃で總督は着任と同時に財政局長 John Shore をして改めてベンガルの土地制度に關する徹底的調査を行はしめ、その結果は有名な一七八八年及び八九九年の Shore の報告書となつて現はれた。

シヨアに課せられた最大の問題は、要するに定租の對象を何人に求むべきかといふことと、定租の期間は如何に定むべきやの二つに外ならなかつた。而して凡ゆる緻密な研究の結果彼の到達し得た結論は矢張り前述の總督に對する會社當局の指令が最も妥當なる處

置であることを裏書きするものであつた。即ち定租の對象と爲し得るものに農民と集稅請負人とゼミンダールの三者あるも、第一は長短相半ばし且つ實行困難なること、第二は實行容易なるも弊害甚大なること、然るに最後のものは凡ゆる點より見て最も好適者なることを説いてゐるのである。而して此の判定を下すに當つて彼の標準とした原理は、稅收の安定と民生の安定との二者であつた。更に定租の期間に就ては取敢へず十年と定め、その成績を見た上で適當の時期に之を永久化すれば可なりといふ主張であつた。

コーンウォリスは第一の問題に於ては全然シヨアと同意見であつたのみならず、斯くすることによつてゼミンダールに英國の地主と同一の法的地位を與へることの絶對必要なことを強調するのである。然し乍ら、第二の問題に就てはシヨアと見解を異にし、即時永久定租の實施を主張するのであつた。此のシヨアの論争に於て彼の展開した理論は間もなく彼の説通り實施さるに至つた永久定租法の本質を決定する上に重要なものであるから、煩を厭はず其の要所要所を抜萃して見る。

「地主が永久的な土地所有権を持つ國に於てこそ彼等は土地の改良を圖り、或は少くとも小作人と協定してその土地の荒廢することを防ぐやうな方法を講ずるであらう。然るに彼等が單に十年間の地代取立請負人となり、十年の後には契約の條件が又どう變るか分らないといふやうな時、彼等に土地を改良するは愚か荒廢を防ぐことすら望まれやうか。……余は單にゼミンダールが最善の土地権利者だといふ意見を有するのみならず、土地を政府が所有すること位公共の利益を害するものは無いといふ見地からして、よし假にゼミンダールが権利の主張をなさないとしても、公共福利の爲めに致して土地所有権を彼等又は其の他の者に與ふべきであると確信する。

それは此の國の開発を圖る爲に最も有效なる方法であり、その開發といふことが余の目下の考慮にとつて正に重要な目的であると考へてゐるのである。

印度に於ける會社の領土の優に約三分の一は今尙野獸のみの棲むジャングルである。十年の借地契約が此のジャングルを開く爲めに何人かを誘引する力があるだらうか。……土地財産を國民中の最も節約心・貯蓄心ある階級の手に歸せしめることは正に國益に叶ふことである。何となれば、彼等は土地を改良し農民を保護し、斯くして此の國の一般的繁榮を増進するであらうから。」

「政府が國費を支辨する爲に土地生産物の一部を取得する権利があることは勿論であるが、然し毎年又は定期的に土地の評価をやり、土地所有者の生活費並に土地經營費に當てる部分を除く他の全收穫を取り上げる権利があるなどと考へるならば、それは正義の原則に反し政策の原理にも戻る。如何なる國家の主權者も一定の規則によつて人民に課税する権利をもつが、然し此の國で従來行はれ來つた慣習、即ち屢々土地の評価を行つて、生産力の増加した土地の生産物を以て減退した土地の缺損を補ふなどといふことは決して課税とは云ひ難い。否、それは事實地主の財産は政府が如何様とも勝手にし得るものだと言言するやうなものだ。一國を富ましめ、或は貧窮ならしむる原因を知る人は誰でも、此のやうな慣行が續く限り我が印度の領土は衰頹するのみだといふことに氣がつくに違ひない。

凡そ租税を徵收するに當つては、人民が富を獲得する源泉に出來得る限り手を觸れないよう注意すべきである。農業はベンガルの富の主たる源泉である。土地の耕作者は數多き製造工業の爲に大部分の原料を提供する。農業が衰頹すればそれだけは等原料の品質は低下し、價格は騰貴し、従つて製造品の價格も騰つてそれに對する需要も減退する。之に反して農業の改善は全く反對の結果を

招來する。

それ故に政府の注意は出來得る限り土地に對する課税を輕くすることに向けられねばならぬ。そしてそれは其の課税を固定することによつて達成せらるゝのである。さうすれば土地所有者は自ら土地の改良を圖るに至るべく、彼の努力に比例してその所得も増加するから、總てその擔税力も増すといふことになるのである。」(Muir: - The Making of British India 242頁)

餘り長くなるから此の邊で引用を打切るが、以上によつても略々明かである如く、彼の見解は當時漸く盛となり來つた Physiocrat の經濟思想と一脈相通する處があると思はれる。Ramsey Muir も云ふ如く、自身英國の典型的地主であり、獨立的な大地主の階級こそ眞に國家の柱石をなすものであるといふ特徴ある英國流の理論の持主であつた彼には、斯の如き階級の存しない社會などといふものは到底理解し得ざるものであり、従つてゼミンダールを單に政府の稅務代理人と見るのみならず、又英國式の地主階級と同一視すべきことを飽くまで主張して止まなかつたのである。

英國東印度會社によるベンガルの土地制度改革

彼のかかる熱心なる主張にも拘らず、一時ショーアの説が勝を占めて一七九一年に十年期定租の法が發布せらるるに至つたが、本國の會社當局は其の後二年間尙總督の所説を吟味検討した結果、遂に之に賛し、嚮に實施した十年期定租の租額そのままを以て永久定租と宣言し、印度土地制度史上誠に劃期的な大改革が實現せらるることとなつた。時に一七九三年三月である。

五 永久定租法の實施とその效果

扱て此の改革の骨子を改めて略記すれば次の如くである。(一)ゼミンダールに對し土地所有者としての法的地位を與へ以て定租の對象となす。然し乍ら其の所有權には次の條件を附する。第一に國家に對する支拂義務を怠る時は直ちに之を賣却して辨償せしむ。第二に其の土地の上に古くから存在する耕作者其他從屬者の正當なる權利を尊重すること。(二)十年期定租として定めたる租額を以て永久不變のものとする。此の二點である。而して第一の點よりして此の定租をゼミンダリ定租 (Zemindar Settlement) と呼ぶことが

ある。第二の點に重きを置いて永久定租 (Permanent Settlement) とも呼ぶのである。

然らば定租をなすに當つて事實如何なる方法を用ひたかといふに、先づ注意すべきことは之が爲に何等の土地調査も境界の決定等も行はなかつたことである。それは當時の事情として經濟的にも技術的にも殆んど實行不可能であつたのみならず、或種の政策的見地からするも之を行はざるを可としたのである。何となればゼミンダールも農民も土地調査をされることを傳統的に頗る嫌ふのである。それは彼等の所有地の公稱面積と實際のそれとの間に多少の差違があり、そこに僅かに課税の重壓からの逃げ路を見出してゐるといふ古來の習慣があることを物語つてゐる。乃で土地調査は行はず、勿論頼るべき土地豪帳などは皆無であつたから、唯從來の租額に關する記録類を出来る丈集めて之により各エステートの最大擔税能力を推定し、それ又はそれに近い租額を決定して宣告するといふ極めて任意的且つ粗雑な方法をとるより外無かつたのである。斯くして決定された定租額は大體に於て地代總額の約九〇%に當り、土地の總生産額からすれば政府四五%、ゼミンダール其

の他の土地所有權者一五%、耕作者四〇%位の分配率になつて居たと考へられてゐる。

據て、コーンウォリスの名を不朽ならしめた此の永久定租法に就ては歴史家は勿論のこと、法律家、政治家其他凡ゆる方面から從來幾多の批判や解説がなされ來つた。先づ、その長所を稱へる者は之によつてゼミンダールの地主としての地位を安固にし、従つてベンガル農業の發達を促進せる効果大なるものありとする。ダットは之を以て英國人がその一世紀半に互る支配に於て印度人民の利益の爲めにやつた唯一の行爲であるとし、又今日の印度國民主義運動者の中にも之を謳歌して同様の政策を全印度に行ふべしと主張する者が少くない。それは正に印度に於ける土地資本家一般の聲であるが、かかる土地資本家階級を發達せしめて之をば英國政府への忠勤階級となすことこそコーンウォリス政策の反面の目的に外ならなかつたのである。更に此の制度の長所として定租更改に要する莫大なる經費を省くことを得しめたといふことが挙げられてゐるが、それが果して眞實の長所なりやは見解の分れる處であらう。

之等の論に反し永久定租法を難する者は亦頗る多い。その主なるものを列挙すれば、先づ同法がゼミンダールと耕作者との關係に於て後者を保護する規定を缺いたことが最大の缺陷なりとされてゐる。(尤も前述の如く耕作者の權利を尊重すべしといふ條件を附して、茲に政府の干渉權を留保した形となつては居るが、此の干渉權は其の後六十年間一度もその發動を見たこと無く、漸く一八五九年に至つて始めて耕作權保護の規定の確立を見たのであつた。又之によつて地主の地位が安固になつた爲め、耕作者との間に幾多の中間搾取者を發生せしむる素因を作り、従つて農民の生活を極度に壓迫するに至つたといはれる。更に實際決定された租額は頗る過重のものであり、而も農作の豊凶に拘はらず一定され、少しでも滞納すれば直ちに權利を失はねばならぬといふことになつたので、古きゼミンダールの没落する者が少からずあり、立法者の意圖に全く反した結果を生ずるに至つた一面もあるのである。(永久定租の直後一七九六年乃至八年の二年間にベンガル土地稅收の五分の一以上に達する稅地が滞納の爲め賣りに出たことを以ても其の弊害が思ひやられるので

ある。)其他財政學の見地から將來の増加すべき稅收を不當に犧牲にしたといふ非難や、法律の見地から將來の國庫の收入を限定するが如き立法をなすは憲法違反に非ずやこの問題などがある。

之等諸説の當否を茲に論ずる限りではない。唯最後に一言したいことは此の永久定租法の有する社會經濟史的乃至は植民政策的意義に就てである。以上の研究によつて略々明かなる如く、それは非個人主義的な土地制度を改めて之を個人主義制度化したのである。その點に於ては近代の發達せる資本主義的植民政策に於ける土地政策と何等異なる處はない。然し乍ら後者の主たる目的乃至效果は斯くすることによつて、植民地の土地を植民國資本の利用の爲めに開放することによつて凡ゆる植民的活動の基礎を作り上げる處にある。然るに此の一七九三年のベンガル土地制度改革に直接さういふ意義があり、效果があつたであらうか。換言すれば、之によつて直ちにベンガルの土地に對する英國資本の投資が行はれ、資本主義的諸企業が開始されたであらうか。斷じて否である。當時は未だ Indigo の

栽培の爲め以外に英國人の印度に於ける土地所有は禁ぜられてゐた(一八三三年迄)ではな
いか。のみならず之によつて東印度會社自身は固より、英國資本の印度への流入を促進しよ
うなどといふ意圖は、前掲コーンウォリスの理論の中にも少しも現はれて居らぬのである。
即ちそれは一面に於て土地収入——封建的搾取——の安定を圖ると共に、他面農業の振興
開發を圖つて以て會社の商業資本的搾取の源泉を培養せむとする政策であると云ふことが
出来る。要するにそれは封建的であると同時に商業資本的な植民政策としての土地政策で
あり、茲に此の土地制度改革の時代的特徴が見られると思ふ。時は英國産業革命の暁であ
り、東印度會社の獨占制度は——次第にその影を薄くしつつも——尙嚴存してゐた。かか
る時代的背景を考へて始めて此の土地制度改革の特殊性が理解し得られるのである。

本稿を草するに當つて使用した authorities の主要なもの次の如し。

Baden-Powell (B. H.): -The Land-Systems of British India. Oxford, 1892. 3 vols.

do. : -A Short Account of the Land Revenue and its Administration in British
India. Oxford, 1894.

Guha (A. C.): -Land Systems of Bengal and Behar, Calcutta, 1915.

Banerjee, (P.): -Indian Finance, in the days of the Company. London, 1928.

Dutt (R.): -The Economic History of India, under early British Rule. London, 5th ed. N. D. (1st
ed. 1901.)

Mill (James): -The History of British India. 5th ed. London, 1858. Vol. V.

Muir (R.): -The Making of British India. 2nd. Imp. Manchester, 1917.

Morrison (T.): -The Industrial Organization of an Indian Province. London. 1918. 2nd ed.

Roberts (P. E.): -India, (A Historical Geography of the British Dominions, Vol. VII.) Part I. Oxford,
1924.

Banerjee (D. N.): -"Some Aspects of the Post-Divani Land Revenue System in Bengal and Bihar."
(in 'Indian Journal of Economics,' Jan. 1934.)

The Cambridge History of the British Empire. Vol. IV. British India, 1497—1858. (Ed. by H. H.
Dodwell.) Cambridge, 1929.

第八章 十七・八世紀に於ける英印關係の發展

——印度産業革命史論序說——

一 英印關係發展の三段階

英國と印度との政治經濟關係の發展は G. J. Hamilton の指摘する如く、^(註一)之を三期に分つて考察するのが最も便利である。即ち先づ西紀一六〇〇年の東印度會社創立より、一七六五年に同會社がベンガル地方の Diwan (財政長官)となつて、その領土的權力を握るに至る迄を第一期とする。歴史家によつて印度の工業がその黃金時代を現出しつゝあつたと記述され、往々にして當時の印度が既に宛も工業國であつたかの如く誇張されてゐるのが正に此の時代であつて、之に比べて其の後の印度工業の衰微が問題にされ、従つて英國の對印政策が兎角の批判を受けることとなつたのである。

據て此の一七六五年以來、英人は印度の最も豐饒なる地方の事實上の主權者となり、更

十七・八世紀に於ける英印關係の發展

に其の他の諸地方に於ても漸次同様の實權を掌握するに至つたが、之等の英人の支配地域は其の後可成り長い間離れ離れに存在し、それ等諸地方の間には尙多數の獨立乃至半獨立の土人支配者の領地が介在し、従つて印度全體に互る經濟生活の統一は存在せず、つまり印度全體が多數の互に獨立せる經濟領域に分裂してゐたのである。勿論政治的には次第に統一化が進められたが、少くとも關稅や財政の見地からすれば此の不統一時代は一八五八年迄続いたのであつて、此の時期を以て英印關係の第二期とするのである。

然るに一八五八年に至つて東印度會社は廢止せられ、全印度は完全に英國主權の下に統一さるゝに至り、茲に至つて印度は始めて經濟的にも統一した國となつたといふことが出来るので、爾來今日に至る迄を英印關係の第三期とするのである。換言すれば、第一期は英印關係の創始期であり、第二期は過渡期、即ち植民地關係の發展期であり、そして第三期に至つて愈々完全なる植民地關係の成立を見るに至つたのである。

翻へつて英國自體の經濟生活乃至經濟政策の發展の跡を見るに、正に上述の英印關係進

展の三期に夫々相應するが如き顯著なる變遷を認めることが出来る。即ち先づ一六〇〇年頃より十八世紀の最後の四半世紀に至る迄は、所謂重商主義の思想なり政策なりが完全に英國その他のヨーロッパを風靡して居た時代である。即ち自國の主要産業を保護統制すること、貿易差額を自國に有利ならしむること、及び自國商船の發達を圖ることが此の時代の主要な國策であつた。尤も關稅を以て自國産業を保護するといふことは、英國に於ては十八世紀に入り貿易統制の責權が完全に議會に移るに及んで著しく發達した事であつて、それ以前に於ける關稅は大體に於て未だ財政關稅の域を脱しなかつた。

次いで十八世紀最後の四半世紀より十九世紀の第二四半世紀に至る間に、英國の經濟生活は非常なる變革を遂げた。所謂産業革命がそれであつて、その政治上の現れは即ち新興商工資本家階級の制覇であり、自由主義の勃興であつた。然し乍ら、一方ナポレオン戰爭に因る財政の窮迫は、思想的には既に自由主義の時代に入り乍ら尙且關稅の引上を餘義なくせしめ、未曾有の高關稅時代を現出した。勿論それは一時的であつて、轉て思想上のみ

ならず、實際上に於ても自由主義が確立した國策となるの日が來た。十九世紀の後半が即ちその時代であつて、それは間も無く對印政策の上にも反影し、印度の自由貿易時代を現出せしむるに至つた。

斯の如く、英國經濟生活の變遷は英印關係發展の三時期と極めて顯著なる照應をなすのである。勿論見方に依つては後者を以て前者の必然的結果なりとなすことも出来るであらう。然し乍ら、それは或る程度迄である。その程度を越えて此の見方を徹底せしむる時は歴史の誤讀に陥る危険があると思ふ。英印關係は飽く迄英國と印度との關係である。之を規定する要素は英印の兩者に求められねばならぬ。唯多くの場合にイニシヤティブを執るものが英國であつた丈に、英國自體の史的變遷がより重要視されねばならぬと云ふ迄である。

以上を前置きとして以下英印政治經濟關係の推移を検討し、その視角から印度産業革命の特殊性を明にして見度いといふのが本研究の目的である。

【註一】 Hamilton (C. J.): - The Trade Relations between England and India (1600-1896), Calcutta, 1919, chap. 1.

【註二】 本稿に於て單に東印度會社といふ時は凡て英國東印度會社を意味す。

二 英印關係の第一期——東印度會社貿易の特徴

先づ英印關係の第一期より考察を加へんとするのであるが、本研究の主題とする處は第二期以後であるから、第一期に關する敘述は其の後の變化を明にする爲に必要な限度に止めて置く。

第一期に於ける英印關係は既述の如く主として東印度會社を通じての貿易關係である。當時ヨーロッパが印度に對して需要した貨物は綿製品・綿糸及棉花・絹製品及生糸・胡椒其の他の香料・インディゴ・砂糖・茶及び珊瑚・硝石等であり、英國其の他の歐洲商人が歐洲より印度へ輸入した主なるものは、金・銀(主として貨幣)、銅・鉛・錫・水銀等の金屬類、毛織物、種々珍奇なる奢侈品類等で、殊に貨幣の輸入が著しい特色をなしてゐた。

十七・八世紀に於ける英印關係の發展

當時印度は物資の豊富なる點に於ても、工藝技術の進歩に於ても遙に歐洲を凌駕してゐた。従つて歐洲の印度に求むる處は頗る多かつたが、逆に印度に與ふる餘地は極めて少かつた。當時歐洲の主要産物と云へば毛織物であるが、之に對する印度の需要は初から限定されてゐた。其の他は富裕なる支配階級向きの奢侈品類であるが、九割九分九厘迄の夥しき極貧階級と、極めて少數の封建的支配階級とから成つてゐる印度に對し、斯の如き商品の大量消化を求めることの不可能なることも最初から分り切つた事柄であつた。かゝる事情の下に於て、尙且印度貿易を積極的に發展せしめんが爲には次の三種の方途を選ぶ外は無かつた。^(註一)即ち金・銀を印度に輸入すること、印度に於て貿易資金を調達すること、及び廣く全アジアに亙る貿易を營み、それによつて得たる利益を以て印度の物資を購入することである。就中第二の方法は多少試みられはしたが、當時の印度にあつては殆ど實效が擧がらなかつた。それは外國商人に融通し得るやうな資金の餘裕が限られてゐたのみならず、法外に高率な利子が要求せられた爲めであつた。乃で第一の方法即ち金・銀の輸入、

換言すれば印度に對する購買力の附與が盛に行はれた譯であつて、殊に十八世紀に入つて印度貿易が一段と活潑になるにつれ、英國東印度會社による金・銀の輸入は貨物輸入の三倍乃至五倍に及んだ。^(註二) 蘭人其他に於ても亦同様であつて、早く云へば當時の歐洲人は新大陸から掠奪して來た金・銀を積み替へて、之をドシ／＼印度へ注入してゐる様なものであつた。

然し乍ら、此の方法の可能性にも限度があつた。それは歐洲から印度へ輸出し得る金・銀の量が限られてゐたといふよりは、寧ろ當時のマーカンチリズムの國策並に輿論が之を妨げたからである。乃で東印度貿易のインテレストは夫のトーマス・マンによつて最もよく代表せらるゝ如く、假令如何程金・銀を輸出しようとも、結局に於て持歸る金・銀の方が多かつたなら何等國益を害するものではないといふ論法を以て輿論と戦つたのであるが、遂に之に打克つことは出来なかつた。事實東印度會社に對してはその特許狀に於て最初から金・銀の輸出量を限定されてあつたのである。

斯くして殘されたる最後の手段は必要なる金・銀を、印度を中心とする東洋諸國間の貿易に於て獲得することであつた。英國東印度會社が印度と歐洲との直接貿易を主たる目的として組織せられたるに拘らず、その活動の少からざる部分が印度の沿岸貿易（後には内地貿易に迄及ぶ）や、印度と他の東洋諸國間の貿易に向けられねばならなかつた理由が即ち茲にある。然るに當時東洋に於て金・銀を最も多く獲得し得る貿易市場は印度を中心として西に紅海沿岸地方、東に支那及び日本があつた。就中日本が此の意味に於て最も歐洲商人をアトラクトしたことは周知の事實である。そして蘭人が東洋貿易に於て成功した秘訣が實に日本市場を堅く把握して動かなかつた處にあつた。英人亦その軌を踏むを忘れなかつた所以である。即ち彼等は本國から齎し來つた金・銀の約二割を此の種の東洋貿易に投資した。その最も典型的な例を示せば、之を以て印度の綿製品を先づシヤムに輸入し、そこで之を同國産の皮革類に替へ、更に之を日本に輸出し、その對價として日本から金・銀を得、之を再び印度に持來ることによつて得らるゝ利潤は莫大なものであつた。即

ち此の利潤を投じて歐洲向の印度品を買入れ、斯くして歐洲からの金・銀の不足を補ふことが出来たのである。之が英國商人をして一般東洋貿易に活躍せしむるに至つた主なる理由であるが、尙その外に從的な理由として次の如き事情を擧げることが出来る。即ち印度品は東洋の各市場に於て既に古い名聲と地盤を有してゐたので、之を扱ふ方が歐洲品を扱ふよりも遙に容易であり、且利益が確實であつた。又東印度會社の社員は祖國を遠く離れて此の冒險事業に従事する者としては極めて薄給であつたが、而も尙彼等が之に誘引されたのは、社務の側ら自己の計算に於て之等有利なる東洋貿易に従事することを許されたからであつた。之は後にも記す如く重大なる弊害の一原因を成してゐたが、當時の事情に於ては蓋し已むを得ざるの制度であつたらしい。

之を要するに當時の英國東印度會社其の他の歐洲商人は、印度の物産を遠く歐洲へ直輸出する外、東洋の各市場にも賣捌き、それと反對に歐洲品を多少印度に輸入はするが、尙それに數倍する價額の金銀を歐洲並に東洋諸國から印度へ集中せしむる役割を果して居た

といふ事が出来る。同會社の印度貿易の先驅者ウィリアム・ホーキンス(William Hawkins)が云つた次の言葉が斯くして當時の常套語となつてゐたのである。曰く、「各國民が印度へ金を持ち込み、印度から物を運び出す、而も此の金は印度に埋もれて決して外には出ないから印度は金で唸つてゐる。」と。(註四)

【註一】 Moreland (W. H.): -From Akbar to Aurangzeb. A study in Indian economic history, London, 1923. p.p. 59-62.

【註二】 Krishna (B.): -Commercial relations between India and England (1601 to 1757). London, 1924. p. 209.

【註三】 Krishna (B.): -op. cit. p. 209.

【註四】 Moreland (W. H.): -op. cit. p. 53.

三 東印度會社貿易の印度經濟に及せる好影響

東印度會社のかやうな活動は、然らば印度の經濟生活に如何なる影響を與へたであらうか。勿論好影響も多かつたが、一方英印關係の進むにつれ種々なる悪影響も現はれて來たのである。先づその前者に就いて述べる。

既述の如く印度への貨幣の流入が頗る大であつたとすれば、之が印度の貨幣經濟の發達を大いに促進したであらうといふことが先づ考へられるが、印度全體としては未だ村落的自足經濟が支配的な時代であつたから、流入した金・銀は交換用具としてよりも、寧ろより多く支配階級の富の蓄積用具として退蔵され、又は奢侈的用途に充てられた。當時印度の内奥を旅行した多くの歐洲人が何れも、ムガル朝廷や貴族・王侯階級の豪華なる生活振りに喫驚した記録を残してゐるのも當然と云はねばならぬ。然し乍ら他方、貿易港や内地の主要都市にあつては此の金・銀の流入によつて極めて活潑なる貨幣經濟が營まれ、印度固有の手工業の發達を促進したであらうことは極めて見易き理である。元來之等の都市の手工業は主として王侯・貴族等の需要に應ずる奢侈的高級品を生産しつゝ、あつたもので、従つて之等支配階級は常に都市手工業の保護助成を怠らず、或種のものにあつては朝廷や貴族が所謂「お抱へ」の職人を多數扶持して其の技術の保存と向上を圖つたものである。然るに今や此の都市手工業に對し、從來の需要者以外に新に歐洲商人が活潑なる需要者とし

て加はつたのであるから、之が印度手工業をより一層刺激するに至つたことは云ふ迄もない。乃で印度手工業の所謂黃金時代が出現したのである。その主なるものは、綿工業・絹工業・金屬細工、其の他一般美術品製造等であつた。

今之等手工業の各部門に立入つて詳述する餘裕は無いが、後の敘述との關連上特に綿工業に就いて少しく述べて置かねばならぬ。抑、印度は世界に於ける綿業の發生地とされてゐる。それ丈に綿業は印度に於ても最も古い産業で、ヴェーダ時代以前から既に存在したことは幾多の考證の存する處である。而も印度の土地は殆ど到る處綿作に適し、且綿製品は民衆の必需品であつたから、綿工業は又古くから全印度に普遍的に行はれた産業であつた。尤も一般に行はるゝものは自足經濟的なもので技術も極めて幼稚であり、極く粗末な自家用品や同一村落内の需要品を作り出すに過ぎなかつた。之に反し、市場經濟的な高級品は前述の如く主として都市の手工業により支配階級の需要を目當てに生産され、従つて之等高級品に於ては自ら地方的特産品が發達し、ベンガル地方はダカ(Dacca)のモスリ

ンを以て聞え、コロマンデル海岸地方は優良な更紗木綿やキヤラコを以て鳴り、スーラト(Surat)の製品は下級品乍ら専ら質の堅牢なるを賞せられ、其の他パトナ(Patna)のテープルクロース、ムスリバータム(Mosuripatam)のハンカチーフ、曰く何、曰く何と枚舉に遑無き程である。^(註一)而して之等製品、従つてその技巧は當時としては頗る優秀なものであつて之に接した歐洲人が如何に驚異の眼を見張つたかは、ベインズ(Edward Baines)がその著「英國綿業史」に引用した數多き例證を以て容易に之を推すことが出来る。^(註二)例へば或る種のキヤラコを評して「之を手にして手にあるを覺えず、その糸を紡ぐを見るに細條殆ど之を認め難し」と云ひ、「人の之を纏ふを見るに、其の肌あらはに透き見えて殆ど裸體と異なるなし」と歎聲を放つてゐる。粗厚な毛布や麻布しか知らなかつた所謂「毛套人」にとつては、蓋し無理からぬ驚きであつたらう。然らばかゝる優秀品を作り出す爲に當時使用せられた紡織機類は如何と云ふに、ベインズの前掲書に圖入りで説明されてゐる如く、^(註三)かゝる簡單幼稚なる機具を以て如何にして然かく優秀品が製作されたかと、何人も喫驚せざるを得な

い様なものでしかなかつた。此の謎を説いてベインズは印度人の先天的な器用さと根氣強さと忠實さと、そして其の獨特の社會組織に基く父子相傳の秘術の賜物となしてゐる。即ちその生産品はかゝる特徴を有する印度人工匠等が殆ど時間と努力とを無視して丹念に作り上げた云はゞ藝術品に外ならなかつた。さればその製品が富裕なる支配階級の嗜好に投じたるは勿論、歐洲商人をして之が歐洲への賣込みに熱中せしむるに至つたのも道理である。乃で印度綿製品は滔々として歐洲市場へ進出し、その優秀さと價格の低廉さとを以て忽ち既存の織維工業に對し重大なる脅威を與ふるに至り、早くも一六七八年、先づ英國に於て印度品防禦運動の烽火が擧げられるに至つたのである。

以上を以て所謂第一期に於ける東印度會社等の活動が、印度の經濟生活に及ぼした好影響に關する敘述を了り、次にその悪影響に就て述べなければならぬ。

【註一】 Baines (E.): History of the cotton manufacture in Great Britain, London, 1835, p.p. 57-76.

【註二】 do: p.p. 56-60.

【註三】 do: p.p. 66-74.

四 印度經濟に及せる悪影響

ムガル帝國に於ては外國貿易に對して僅少の關稅を課する外、國內貿易に對しても各種の通過税(註)を課し、之が土地課稅に次いで中央並に地方政府の重要な財源となつてゐた。然るに此の國內通過税が商業の發達を害することは明かであつて、殊に東印度會社は最も之を嫌つた。乃で其の初めスーラトに於て貿易を開始するに當り、皇帝其の他の權力者に多額の貢納を爲し、同地に於て三分五厘の輸入税を負擔する以外、會社扱品に對しては一切の國內通過税並に税關検査を免除するといふ Firman (勅許狀) を購ふたのであつた。然し乍ら此の特權は必ずしも充分なる確實性と永續性をもつたものではなく、皇帝や權力者の代る毎に、そして新なる地方へその貿易網を擴張する毎に、——それがムガル政府の威令の行はれざる地方であれば尙更のこと——夫々の筋へ多額の貢納を爲し、常に彼等の歡心を繼ぐことによつて漸く其の効果を維持し得たのであつた。然し乍ら、之により會社は其の國內貿易に於ける土人商人との競争上頗る有利な地位を占めることが出来たのであ

十七・八世紀に於ける英印關係の發展

つて、其の利益は此の特權を獲得し維持する爲の犠牲を償つて餘りあるものであつた。

然るに會社の貿易は十七世紀の後半に至つて急激なる發展を遂げ、その活動の中心地も西海岸より次第に東海岸に移り、同世紀の末には遂にベンガル地方に進出し、十八世紀に入つては更に廣く内奥の各主要地にも其の貿易網を擴張するに及んで、會社の有する内國稅免除の特權を繞り、會社と地方官權との間に種々なる紛争を惹起するに至つた。何となれば、當時會社では會社の商品を扱ふ英人又は土人の商人に對し、會社當局のサインを附した Chittack と稱する一種のパスポートを交付し、之を以て會社扱品なることを證明して内國稅の免除を受けしめる例であつたが、此のダスタクは次第に濫用さるゝに至り、従つてそれは一般の土人商業を壓迫するのみならず、地方政府の收入に對し重大なる悪影響を及ぼすに至つたからである。殊にベンガル政府は表面上ムガル皇帝の統制に服するとは云へ、事實に於ては隠然たる獨立的地位を有し、従つて會社が皇帝から購つたファーマンによる内國稅免除の特權を尊重せんとせず、兎もすれば之を侵害して憚らなかつた。乃

で會社はデリーの皇帝を籠絡し、一七一七年に新なるファーマンを獲、之によつて改めて既得權、殊にダスタックの發行權を確認せしめた。然るにベンガル政府は事ベンガルに關する限り該ファーマンの適用を拒否し、ダスタックに關しては其の效力を會社扱ひの輸出入品にのみ限ると宣言した。ファーマンには勿論かゝる制限を含んで居なかつたが、然し之は道理あることなので會社も不承々々之を承認せざるを得なかつた。そして之が爲に從來は内地税關を無検査で通過し得た會社商品が、一々検査を受けることゝなつてしまつた。乃で會社側が税關吏の職權濫用に對する不平を訴へれば、ベンガル政府は會社のダスタック濫用により歳入の減少を來したと難じ、兩者の對立反目は日と共に尖鋭化して行つた。そして之こそ會社をして總て強力を用ひてベンガルの制覇を企圖せしむるに至つた主要なる原因の一であつた。茲にその制覇が實現せらるゝに至る迄の政治的過程の記述は省略するが、要するにそれは半植民地に於ける封建的勢力と外國商業資本との鬭争であり、後者の漸次的浸透により封建社會の基礎構造に龜裂を生ずると共に、在來の脆弱な社會的

均衡が破壊せらるゝや、その機會に乗じて容易に外國資本の制覇が實現せらるゝに至る過程を示す好例である。

以上によつて明にせられた如く、ダスタックの弊害は東印度會社のベンガル制覇が實現される以前から既に久しく存在したのであるから、其の以後に於ける弊害の擴大は推して知るべしである。先づダスタックに對する前述の制限の如きは忽にして無視されてしまつた。又既述の如く會社の社員は夙に社務の側ら、私的取引を爲すことを許されてゐたのであるから、今や彼等によるダスタックの濫用は公然の祕密となり、會社の幹部中にすら、

例へばヘイスチングの如く——(註二)その弊の餘りに甚大なるを痛憤する者あるに至つたが

大勢之を如何ともすることが出来なかつた。又會社は古くより土人との取引を圓滑ならしめんが爲に *Compassati* と稱する土人仲介者——支那に於ける買辦に相當す——を使備し、

來つたが、今や此のゴマスター迄が會社の威を借りてダスタックを振り廻すはおろか、土人の商人や生産者を強迫し、殆ど奪略に等しき行爲を敢てするに至つた。(註三) 其の他此のダス

タ、ク制度から派生する数々の弊を一々枚擧する邊は無いが、かゝる弊害に耐へ兼ねたベ
ンガルの Nizam (州長官) —— その時は既に會社の擁立にかゝるパベットの過ぎなかつた
—— は寧ろ國內通過税を全廢し以て一般士人に對する不公平を除去するに如かずとなし、
會社の主腦部亦之に替してその實行を見るに至つたが、忽ち社員一般の猛烈なる反對に遭
ひ、幾許も無くして不當なる舊制度に復らざるを得なかつた。かやうな事情が如何に土人
の經濟を壓迫し、又如何に封建的支配階級の經濟的基礎を破壊して其の没落を促がすに至
つたかは、これ以上贅説を加へる迄もないと思ふ。

東印度會社の活動が齎した惡影響の内容は、以上解説したるダスタク制度を以て代表
させても充分であると思ふが、尙序に今一つ簡單に附記して置かう。それは所謂 Factory
system (註四) である。此の Factory なる語は當時印度に於ける英人の商業根據地即ち Settlement
と略、同義に於て廣く用ひられたのであるが、茲に云ふ Factory system のそれは更に狹
義に用ひられて居り、主としてダッカ等奥地の綿工業中心地などに物産買集めの爲め設け

られた會社の出張所を意味してゐる。従つてそれは主として十八世紀に入つてから發達し
たものである。即ち會社は此の出張所をして其の附近の *Punung* (地方の集荷倉庫、轉じてそ
の集荷區域) を監督せしめ、各オーランにはゴマスターを置き、彼をして直接その附近の織
物業者と製品の供給契約を結ばしめ、且その契約の履行を看視せしめるのである。然るに
織物業者の多くは極めて貧困なるか、然らずとするも資力に乏しい者であつたから、會社
は此の組織を通じて生産資金の前貸しを爲し、それによつて必要なる分量の、そしてその
要求に能ふ限り合致するが如き製品の仕入れを確保することが出来たのである。此の制度
の結果は多く説明する迄も無く當然生産者の奴隸化であり、餘剩價值の擡なる搾取であり
そして生産技術の回復し難き退歩であつた。(註五)

以上により産業革命前に於ける英國商業資本の活動が、印度の經濟生活に及ぼした影響
を好惡に分けて概説したるが、その所謂好影響が大局より觀て果して眞の好影響であつ
たか、よし眞の好影響であつたにせよ、それが惡影響を償つて餘りあるものであつたらう

かは茲に多くを論ぜずして明かであると思ふ。

【註一】 印度に於ける國內通過税の起原は頗る古く、Manu 法典に既にその規定あり。Hamilton : - op. cit. p. 18.

【註二】 Dutt (R.) : - The economic history of India under early British rule. 5th ed. London, (N. D.) (1st ed. 1901), p.p. 21-23.

【註三】 Dutt : - op. cit. p.p. 25-27.

【註四】 Hamilton : - op. cit. p.p. 73-75. Baines : - op. cit. p. 73.

【註五】 尙此の外に會社の商船隊の活躍が土人船船業者に及ぼした影響なども挙げねばならぬが、紙幅の関係上之を省略す。之に就ては Moreland : - op. cit. p.p. 81-90. 参照。

五 英印貿易の發展と英國に於ける印度品排斥運動

英印政治經濟關係の第二期は十八世紀の後半、即ち印度に於ては東印度會社のベンガル制覇、英國に於ては綿工業を中心として起つた産業革命の徐々たる進行を以て始まる。前者はマーカンチリズムを背景とする商業資本主義の爛熟を物語るエピソードであり、後者は纏て之に代るべく運命づけられた自由主義の子工業資本主義の誕生を告ぐる曉の鐘である。而も産業革命が先づ綿工業より發足したといふことは、それと既に述べ來つた第一期

に於ける英印關係とが互に密接不離の關係にあることを示すものであつて、前者を説いて後者を顧みず、後者を論じて前者に及ばざるを得ない所以である。Baines は云つた「印度は綿工業の發生地であり、……英國はその第二の誕生地である。」と。^(註一)

^(註二) ベインズの考證する處によれば、綿工業は其の原始的形態に於ては歐洲、就中、スペイン・イタリー・オランダ・ドイツ等にも可成古くから行はれてゐた形跡はあるが、然し産業史的には殆ど記録する價值のない程度のものでしかなかつた。そしてその程度のものでさへ英國へは歐洲諸國中最も遅れて輸入された。尤も綿花は英國へも十三世紀頃から輸入されてゐた記録があるが、然し極めて少量であつて、其の用途も綿工業が起る迄は臘燭の芯が主たるものであつた。綿工業に至つては記録としては一六四一年以前に存在したことを示すものが無いが、恐らくは十六世紀末宗教的迫害を避けて大陸から亡命し來つたフランダール人により始めて輸入されたものと推定して大過ないであらう。そして矢張り古くから機業の中心地たりしランカシア地方、殊にマンチエスターを中心として行はれたのである

が、何分技術は幼稚であり、生産されるものは其の後永きに亙つて然りしが如く、主として綿麻交織の粗悪品であつたから漸く下層社會の需要に應じ得るに過ぎず、従つて其の發達は極めて遅々たるもので、其の産業的地位も十八世紀に入る迄は殆ど問題とするに足らなかつたのである。

一方印度の綿製品はと云へば既述の如き優秀品であつて、其の名聲は中世以前から歐洲へも傳へられて居り、降つてはマルコ・ポーロ等によつて一層詳細に紹介せられて居たが、それが商品として運入つて來たのは、主として英國東印度會社の活動以來である。そして早くも十七世紀の最後の四半世紀には、英國の絹織業者や毛織業者をして印度品防弊の運動を起さしめるに至つた程、其の使用を普及せしめたのは主として此の會社の功績であつた。十八世紀の始め頃デュエル・デ・フォアの記す處によれば、(註三)印度綿製品は初めはカーベットや蒲團地などに用ひられ、又衣服としては精々小供や普通人の用ふる處であつたものが、何時の間にか婦人の間にも流行し出し、數年前には女中すら着ようとしなかつたも

のを上流の貴婦人が用ひ、遂には女王迄が之を纏はれるに至り、其の他家庭の隅々迄殆ど印度品ならざるは無きに至つたと云ふ。して見ると印度綿製品の流行はタルドの所謂「上より下へ」の模倣法則の逆を行つたもの、如くであるが、此の點果して如何に解すべきであらうか。解釋の方法に依つては當時の印度品並に印度貿易の歴史的特質の決定に関する問題ともなり得るので、一言史家の注意を喚起して置き度いと思ふ。

それは兎も角、マーカンチリズムの輿論は當時政界に存在した東印度會社に対する反感と相俟つて、遂に此の印度品の洪水的侵入を阻止せしむるに已まなかつた。乃で一七〇〇年(註四)の法律により印度製の絹織物及び擦染キヤラコ類を、衣服・調度等の家庭用に使用すると並に賣買することを禁じ、實に二百磅の罰金刑を以て之に臨んだのである。然るに一向其の効果は無かつたものと見え、其の後にも同様な法律が出たことがあり、依然として印度品に對する反對論が絶えなかつたが、遂に一七二一年の所謂「キヤラコ法」(註五)——特定の場合を除き一切の擦染キヤラコ類の使用及び賣買を禁ず——の出づるに及んで防弊の効果は

流石に顯著なるものがあつた。

扱て茲で注意せねばならぬのは、此の印度品防壁が決して自國の綿業を保護せんとしたもので無く、専ら既成の國家的主要産業たる毛織並に絹織工業を保護せんが爲であつたのであるが、そして一時確にその目的を達したのであるが、歴史の皮肉なる、何ぞ圖らん、それは保護せんとしたものの最大の敵を正に自國內に育成するに役立つたのである。即ち既述の如き印度品の流行により、綿製品に對する英國國民の嗜好は最早牢固として抜く可らざるものとなつた上に印度品の防壁が行はれたので、之が長き沈黙の歩みを續け來つた英國の綿業に對し、如何に大なる刺戟となつたかは蓋し想像に餘りあるであらう。事實十八世紀の三十年代に入つてから徐々に紡織機の改良が企てられ、多少共品質の向上と生産の増加を見るに至るや、忽ち毛織物業者より前記「キャラコ法」を盾にとつての反對運動が起つた。乃で始めて綿業者の聲が政治上に現はれ、結局英國製の綿麻交織品は「キャラコ法」の適用より除外すとなす一七三五年の所謂「マンチエスター法」^(註六)の發布を見るに至つた。

(之によつて、當時も未だ交織品が主であつたことを察するに足る)斯くて英國綿業の發達は舊に比ぶれば確に著しいものがあつたが、然し當時の原綿輸入高が未だ年二百萬ポンドにも達しなかつたことを思へば、其の後の變化と比較して何人も寧ろ奇異の感を禁じ得ざるものがあらう。

然し乍ら、偉大なる飛躍の時は遂に來た。アークライト、ハーグリーブス、クロムトン及びワットの名が千載不朽に刻まれる時代が來た。そして僅に麻工業の寄食者として貧弱なる存在を續け來つた綿工業が一躍して獨立し、瞬く間に既成纖維工業の壘を摩して時代の寵兒となるに至つた。その經過は餘りにも著名であるから之を省略するが、只一言強調して置かねばならぬことは、その飛躍の顯著なることと、機械の進歩の華かさとに眩惑されて、その歴史的背景に以上述べ來つた如き英印關係——而もそれは僅に全貌の一斑を述べたに過ぎぬ——が存在することを忘れてはならぬといふことである。乃で然らば此の産業革命は其の後の英印關係に如何なる影響を齎したであらうか。之が續いて検討さるべき課題であり、正に本研究の主題である。乃ち以上を以て印度産業革命史研究の序説とな

す所以である。

【註一】 Baines: -op. cit. p. 9.

【註二】 do: -chap. IV; V; VII.

【註三】 do: -p. 78-79.

【註四】 do: -p. 79-80.

【註五】 Usher (A. P.): -An introduction to the industrial history of England. London, 1921. p. 284.

【註六】 do: -p. 285. Daniels (G. W.): -The early English cotton industry. Manchester, 1920. p. 23.

Lipson (E.): -The economic history of England. III. The age of mechanism. London. 1931. p. 44.

【註七】 Baines: -op. cit. p. 108-109.

第九章 印度の産業革命

一 英國の産業革命と印度都市手工業の衰微

印度の産業革命は、印度が英國の植民地であるといふ關係から、必然的に特徴づけられた。即ち、それは英國自體の産業革命の反影であり、正にその一環を構成するものであつた。そして常に英國經濟の發展に相應した過程を辿り、殆ど全く他働的に進展せしめられたのである。然し乍ら、その結果としての印度經濟の發展は、漸次英印の植民地關係を規定し、或は變革せしむる要因として成長し來る。従つて印度産業革命の史的考察は、産業革命それ自體の經過より、進んで此の植民地關係の推移にまで及ばねば萬全とは云ひ難いが、紙幅の關係上本稿は専ら此の前半の記述に留め、後半は之を他日に期し度いと思ふ。

扱て、久しく世界にその名聲を誇つた印度の都市手工業、殊にその中の尤たる木綿工業は、十八世紀末葉より十九世紀にかけて目立つて衰退して行つた。そしてそれが正に印度

産業革命の序曲に外ならなかつた。 (Rev. P. R. R.: Decay of Indian Industries, Bombay)

此の衰退の原因としては何よりも先づ、機械革命を経て勃興した英國綿工業の競争を擧げねばならぬ。その競争は二段の過程を経て印度綿工業に致命的な打撃を與へた。即ち先づ、英國並に歐洲市場より印度品を驅逐し、次いで印度の國內市場をも侵すに至つたのである。何れにせよ、その根本的要因は機械製品の技術的、並に經濟的優位にあることは云ふ迄も無いが、かゝる要因を育み、その發動を容易ならしめ、若くは比較的速かならしめたのは英國の政策である。

先づ第一の過程に於ける政策は、機械革命の進行中に於ける綿工業の保護政策であつた。而してそれは後の第二過程に於ける政策と相照して、當時の英國人が印度に對して如何に非友誼的であり、如何に他の犠牲に於て利己を圖るに急なりしかを示す明證なりとして、後世印度人史家の等しく痛憤して已まない點であり、之に對して英人史家、例へば (註一) Hamilton 等の極力辯解に努めつゝある處である。問題は第一過程に於ける政策、殊にナ

ポレオン戦争時代の驚くべき高關稅が、果して英國綿工業の保護政策なりしや否やにかゝる。事實は次の如くであつて。

十八世紀の前半に於ける印度品防壓政策が、専ら既成の羊毛工業や絹工業の保護に出でたものであつて、綿工業とは何等の關係が無いことは前稿に於て既に述べた處である。東

印度會社がベンガルの實權を握るに至つた一七六〇年頃の印度品關稅は、絹製品・綿製品

(禁輸品以外の)共に從價約四五%であつたが、その結果は兎も角として、之も未だ多分に

既成纖維工業の保護に出でたものであること想像に難くない。然るに一七八〇年代に入つてから議會の注意は漸く新興の綿工業にも向けられ、新發明の機械や技術の輸出を禁止すると共に、國內に於ける所謂機械打ち毀しの暴徒に對し重刑を課する法律を制定し、一七八三年以後は捺染キャラコ類の輸出に對し、ヤード當り半ペニー乃至一ペニー半の獎勵金を交付するに至つた。次いで一七八七年に至り從價稅の外に從量稅を併用することとなり、白キャラコ類に對しては從價一六磅一〇志%の外に一單位(一・二五ヤード幅以下のものは長さ

長さ六ヤードを) 當り五志三片、モスリンに對しては従價一八%、(何れも再輸出に對しては以て一單位とす) 當り五志三片、モスリンに對しては従價一八%、(何れも再輸出に對しては戻税あり) 捺染物は依然輸入禁止といふ規定になつた。

九〇年代に入つて英國の新式綿工業は愈々その基礎を確立し、早くも國內自給の域に達した。即ち一七九一年一月、マンチエスターの綿業關係者達が相會して印度品の競争に就て論議し、次の如き決議を行つてゐる。

- 一、木綿並にモスリン工業は今日我國に於ける最も重要な産業にして、國民の約五十萬人に對し職業を與へつゝあり。
- 一、最近の發明にかゝり、且巨額の費用を投じて建設せられたる工場、其の他の機械を使用するに至つて、今や本工業は頗る完全なるものとなり、英國の全需要をば至極妥當なる條件に於て自給し得るに至れり。
- 一、然るに本工業は、我國勞働者が政府に支拂ふ租税額にも及ばざる低賃銀の勞働者の手に成る東印度綿製品の輸入により、絶えず脅威を受け莫大なる損失を蒙る危険に曝

されつゝあり。かゝる製品の輸入は、我國の勞働者に支拂はるべき價格をば移して東洋の住民に與へるものにして、國益を害すること蓋し甚大なるものありと認む。

此の決議があつてから二年の後、東印度會社の特許狀更新期が到來するや、綿工業者や羊毛工業者達は眞向から特許狀の更新に反對した。然しそれは十九世紀に入つてからのやうに會社の貿易獨占到反對し、東洋貿易の自由を要求するといふ意味よりも、寧ろ、未だ當時の英國綿製品が同一條件で競争するに堪へなかつた印度品をば、會社が遠慮なく輸入することに反感をもつたからであつた。^(註五)

然し乍ら、東印度會社の特許狀は多少獨占を緩和する條件の下に更新され、會社その他私商人による印度品の輸入は依然衰へる様子もなかつた爲であらう——尤も再輸出に向けられる部分が益々多くなりつゝはあつたが——一八九七年より有名な高關稅時代に入り^(註六) 次表の如く年と共に關稅の重壓は加へられ、一八一三年の従價八五%餘に至つてその極點に達した。

輸入綿製品關稅

年次	東印度白キヤラコ類		東印度モスリン類		東印度捺染物
	從價(%)	從量(一單位當り)	從價(%)	從量(一單位當り)	
一七八七	一六・一〇・〇	及 志片	一八・〇・〇	志片	輸入禁止 (以下同前)
一七九七	一八・三・〇	及 志片	一九・一六・〇	志片	
一七九八	二一・三・〇	及 志片	二二・一六・〇	志片	
一七九九	二六・九・一	及 志片	三〇・三・九	志片	
一八〇二	二七・一・一	及 志片	三〇・一五・九	志片	
一八〇三	五九・一・三	及 志片	三〇・一八・九	志片	
一八〇四	六五・二・六	及 志片	三四・七・六	志片	
一八〇五	六六・一八・九	及 志片	三五・一・三	志片	
一八〇六	七一・六・三	及 志片	三七・七・一	志片	
一八〇九	七一・一三・四	及 志片	三七・六・八	志片	
一八一三	八五・二・一	及 志片	四四・六・八	志片	
一八一四	六七・一〇・一	及 志片	三七・一〇・〇	志片	

然し乍ら、ハミルトンは此の高關稅を以て全く戰時財政の必要に出でたものであつて、何等英國綿業の保護を目的としたものに非ずとなし、^(註七)又その保護を必要とせざりし事情を

述べて次の如く云ふ。「數字を注意深く比較して見れば、一七九九年以後印度より輸入されたキヤラコ類の殆ど總ては再輸出されてゐることを知るべく、從つて印度品が如何に完全に英國市場に於ける地位を失つてしまつたかが證明される。」^(註八)然し之程矛盾した説明はあるまい。何となれば、印度品の輸入が殆ど無いのに年一年と關稅を引き上げて行つて、どうして財政關稅の目的を達し得られよう。若しまた、眞にそれが財政關稅であつたとすれば、年々これを引上げ得るほど印度品の輸入が旺盛であつたと解せねばならぬからである。

此の點に就て詳細な検討を加へる餘裕は無いので、簡単に私見を述べるに止めておく。即ち私の解する處によれば、此の高關稅は確に保護政策を多分に加味してゐたものであつて、印度品の價格が當時次第に下落する傾向にあつたのみならず、一七九八年來の原綿輸入稅——それこそ疑ひも無く財政關稅である——の創設並に其の後の加重により英國品の競争力が多少弱められたので、益々保護政策を必要とするに至つたものと思ふ。即ち、

H. H. Wilson が「ジェームス・ミルの印度史」増補版に於て次の如く述べてゐる處が正に當時の實狀であつたらうと思ふ。曰く、「一八一三年の委員會に於ける證言によれば、印度の綿製品や絹製品はその當時まで英國市場に於て英國品よりも五六割安く賣つて優に利益があつた。乃で之に對し從價七八割の關稅を課し、又物によつては全然輸入を禁止する必要があつた。然らずむばベイスレーやマンチエスターの木綿工場は夙にその生産を停止し、蒸氣力を以てしても殆ど復活せしめ得なかつたであらう。即ち之等の工場は印度工業の犧牲に於て育成されたのである。」
(註九)

斯くて英國綿工業の機械革命は急速に進展し、ナポレオン戦争後幾何も無くして自國市場は勿論、歐洲市場よりも殆ど印度品を驅逐したのみならず、逆に印度其他東洋諸國に對する輸出が行はれ始め、而もその數量は飛躍的に激増して行つた。即ち從來東より西へと流れてゐた綿製品が、今や全く逆流するに至つたのである。次表が之を最も雄辯に物語るであらう。

印度の産業革命

英國より印度への 綿製品輸出	價額(百萬磅)		印度より英國への 綿製品輸入
	數量(千碼)	0.11	
1813	88	1,266	
1814	19,226	5,500	
1815	3,833	4,030	
1816	1,220	3,000	
1817	1,000	3,000	
1818	1,000	3,000	
1819	1,000	3,000	
1820	1,000	3,000	
1821	1,000	3,000	
1822	1,000	3,000	
1823	1,000	3,000	
1824	1,000	3,000	
1825	1,000	3,000	
1826	1,000	3,000	
1827	1,000	3,000	
1828	1,000	3,000	
1829	1,000	3,000	
1830	1,000	3,000	
1831	1,000	3,000	
1832	1,000	3,000	
1833	1,000	3,000	
1834	1,000	3,000	
1835	1,000	3,000	
1836	1,000	3,000	
1837	1,000	3,000	
1838	1,000	3,000	
1839	1,000	3,000	
1840	1,000	3,000	

(。支那への輸出を含む)
Beauchamp (J.): British imperialism in India, London, 1934. p.p. 29—30.

此の時印度にして若し獨立國であつたなら、必ずや報復として英國品に對し禁止的關稅を課し、以て自國の綿工業を或る程度まで救済し得たであらう。然し此の自衛手段は印度に許されなかつた。印度は英國の支配下にあり、英國品は殆ど無税(一・五%乃至三・五%)

で輸入を強制された。即ち英國の工業者達は同一條件の下に於ては敵し得ない競争者をば抑壓し、結局に於て之を滅亡せしむる爲に政治的不正の武器を利用したのであつた。^(註一〇)

斯くして都市手工業としての印度綿工業の衰退は必然であつた。殊に世界にその名譽かりし Dacca のモスリン工業の凋落は最も人目をひいた。マルクスによれば嘗て約十五萬を算へた同市の人口は之が爲實に二萬に減少してしまつたといふ。^(註一一)以て全貌を推すに足るであらう。そしてそれは轉て他の種の手工業も等しく迎へべき運命に外ならなかつた。

然し乍ら、都市手工業衰微の重要な原因は、斯の如き英國産業革命の直接的影響以外にも存在した。その一は、英國による印度征服の進展に伴ふ土人舊支配階級の没落である。^(註一二)抑、都市手工業の繁榮は主として之等舊支配階級の存在に依存するものであつた。即ちその製品は専ら彼等の需要に應ずる高級奢侈品であつたし、又一部の手工業者は彼等により定給を以て雇傭せられて居たのである。従つて例へば土侯の官廷が閉鎖され、それに伴つて多數の貴族、官吏、軍人等の階級が四散するといふやうなことになるれば、當該都市の手工

業は全くその據つて立つ基礎を失ふのであつて、之亦没落の過程を辿らざるを得ないのである。かやうな實例は、かの一八五八年の大叛亂後などに殊に多かつた。^(註一三)

次に之等舊支配階級の没落後之に代つて都市手工業製品の需要者となつた者に、英人官吏其の他の外國人や近代教育を受けた土人の有産知識階級等があるが、之等の新需要は其の量に於て到底舊支配階級のそれに及ばなかつたのみならず、著しく其の質を異にし、従つて手工業者達は全く従來の傳統から離れて、西洋風の趣味嗜好に投ずるやう工夫を凝らさねばならなかつたが、それは結局未熟な模倣に過ぎず、新需要者の充分な満足を得られなかつたのみか、却つて彼等の有してゐた傳統的技術を破壊し、結局に於て手工業そのものを衰退せしめる素因となつた。其の最も著しい例の一はカシミヤ織の衰微である。^(註一四)

かくして都市手工業の衰退した結果はどうであつたらうか。英國の産業革命と雖も、やはり手工業の犠牲に於て行はれ、従つて一時は相當激しい社會的解體を惹起したのであるが、其の場合職を失つた手工業者達は大部分新興工業の中へ吸収せられ、而も新興工業は

忽ち飛躍的發展を遂げたので比較的容易に社會的危機を乗り越えることが出来、其の結果は都會人口の激増となつて近代的な社會均衡に到達したのであつた。然るに印度の場合にあつては、上述の如き過程を経て都市手工業の没落を見たが、近代工業の發達は遙かに遅れ、手工業没落との間に何等の關係がなかつた。のみならず英國の政策は印度をして自國工業への原料供給國たらしむると同時に、自國工業製品の市場たらしむるにあつたから、近代工業の發達には初めから關心を有たず、都市手工業の衰退したのを幸ひ、印度をばそのまゝ、永く原始生産國に止まらしむるのを以てむしろ理想とした。^(註一五)従つて都市の手工業から追はれた土人達の多くは已むを得ず歸農する外は無かつた。それがさらでだに過剩人口に悩んで居た農村の經濟をそれだけ壓迫し、一般生活標準の低下を齎らしたことは云ふまでも無い。従つて英國の産業革命が都會人口を膨脹せしめたのと全く反對に、印度の此の場合に於ては都會人口の減退が一般的な結果であつた。^(註一六)

以上は、専ら都市手工業に就いて述べたのであるが、手工業は更に農村にも存在する。

たゞ然し後者は農村の自足的經濟組織の一要素を構成するものであつて、その製品は極めて下等な農村の日常用品に過ぎず、従つて機械製品と雖も之と競争し得るものに非ず、印度農村の生活程度が著しく向上せざる限りは、機械革命の影響をよそに存続し得る性質をもつてゐる。全印度の綿糸消費の約半分が未だに手織機によつて消費されてゐる理由の一が正にこゝに見出されるのである。

【註一】 Hamilton (C. J.): -The trade relations between England and India, 1919.

【註二】 陶器集誌。

【註三】 Hamilton: -op. cit. p. 108.

【註四】 *ibid.*, p. 161. Baines (E.): -History of the cotton manufacture in Great Britain, London, 1835. p. 329.

【註五】 Redford, (A.): -Manchester merchants and foreign trade, Manchester, 1934, p. 108.

【註六】 Baines (E.): -op. cit. p. 325.

【註七】 Hamilton: -op. cit. p. 163.

【註八】 *ibid.* p. 177. ベインズも亦英國綿工業は殆ど議會の干渉無しに發達したとなし、此の高關稅を以て全く不必要の處置と云ふ。

Baines: -op. cit. p.p. 329-330.

- 【註九】 Mill (J.): -History of British India. H. Wilson's, Book I. chap. VIII, p. 385 note.
 【註一〇】 ibid. Dut (R.): -The economic history of India. p. 263.
 【註一一】 Beauchamp (J.): -British imperialism in India. London, 1934. p.p. 28-29.
 【註一二】 Gadgil (D. R.): -Industrial evolution of India. London, 1929. p.p. 40-42.
 【註一三】 ibid. p. 9.
 【註一四】 ibid. p.p. 42-43.
 【註一五】 Anstey (V.): -The economic development of India. London, 1929. p. 210.
 【註一六】 Wadia & Joshi: -The wealth of India. London, 1925. p. 56.
 Roy (M. N.): -India in transition, Genève, 1922. p. 94, p. 103.
 (附記) 紙幅の関係上第二節以下の附註は著しく之を省略した。

二 印度に於ける栽培企業の發達

都市手工業の没落を序曲として發足した印度の産業革命は、次いで近代的資本制企業の發達を通じて、より本格的な革命の過程へと押し進められねばならなかつた。換言すれば英國資本主義の發達は、植民地印度をして單に原料國並に商品市場たらしむるに止まらず蓄積せられた資本の爲の投資地たらしめねば罷まない。さればとて己が新興工業の競争者

を作ることとは出來得る限り避けねばならぬから、投資は自から先づ農業へ向けられることとなる。斯くして英國人により印度へ輸入せられた最初の資本制企業は、所謂プランテーション(栽植企業)であつた。然し乍ら東印度會社の貿易獨占や、それとの關聯に於ける外國人の土地所有禁止の制度(一八三三年に至つて始めて撤廢さる)がある上に、内國交通の不便や栽植企業に適する土地の獲得難等の事情に妨げられて容易にその發達を見るに至らなかつた。唯 Indigo 産業のみは之等の制限に對する例外を爲してゐたので比較的早くから着手された。

抑々インディゴは Outal 及び西部印度地方に古來より生産され、夙に東印度會社貿易品中の主要なるものをなしてゐた。然るに十八世紀末に至りアメリカ品の競争の爲、印度の斯業は一時危機に陥つた。乃で東印度會社は其の復活を圖るべく西印度より經驗家を招聘し、巨額の費用を投じて Bengal に於て新式の栽培を開始した。それが遂に成功してベガルの栽培が發達すると共に、西印度の在來ものの生産は急激に衰微した。結局十九世

紀の半頃迄にベンガル産インディゴは再び印度の重要輸出品となり、十九世紀末に人造染料の現はれる迄繁榮を続けたのである。

此のインディゴ産業は純然たる栽植企業式に、即ち土人労働を使備して原料栽培及び染料精製を同一經營の下に行つたものもあるが、最も普通に行はれたのはゼミングールよりその所有地の一部を借り、又は買受け、農民に金融をして原料を栽培せしめた後之を契約價格にて買取り、自己の工場にて精製するといふ方法であつた。然るにそれは宛然たる農奴制を發生せしむることとなり、インディゴの名を聞けば、今日の印度人すらが煉獄の恐怖を聯想すると云はれる程の大弊害を醸成したのである。然し人造染料の出現と共に此の産業は忽ち衰滅し、それ等の悲話も今は全く過去のものとなつた。

インディゴに次いで勃興した栽植企業は茶の栽培である。印度に於て茶の栽培が可能であらうといふことは可成り早くから考へられてゐたが、東印度會社が有利な支那茶貿易の獨占權を有する間は之を試みようとはしなかつた。然るに一八三三年に此の獨占權が撤廢

されるや、翌年會社は支那より茶の種子並に茶栽培に經驗ある農夫を輸入し、試験農場を設けて栽培試験に取りかゝつた。其の後五年間試験の後、略々見込がついたものと見え、一八三九年にロンドンでアッサム會社なる資本金二十萬磅の栽植企業會社を創立し、ブラマポトラ河流域たる Assam 地方で此の企業を開始した。之印度に於ける斯業の嚆矢である。然るに茶栽培は技術的には可能であつたが容易に之を經濟化することを得ず、幾許もなく會社は資金を蕩盡して苦境に陥り、百二十磅拂込株が僅か二志六片で賣られるといふ悲惨な状態となり、開業後十三年間無配當を續けて惡戰苦闘した結果は遂に酬いられ、五〇年代に入つて間も無くにして漸く利益を擧げるに至り、五九年頃に至つて愈々其の基礎が確立した。それと同時にアッサムからベンガルへかけての茶栽培に對する投機熱は頗る旺盛となり、大小の茶會社が湧出し茶の栽培は兎も角として茶園の紙上賣買が行はれるといふ譯で、非常な弊害も發生したが、他面此の景氣に煽られて未開地の開拓は大いに進められ、茶の生産は急激に増加するに至つた。その結果は一八六六年の大反動となり、深酷

な不況に陥込んだが、七〇年代に入つて漸く回復し、斯業の基礎は茲に全く安定するに至つた。其の後は順調に發展し、七一年頃の年産額六百萬封度餘から今世紀の初には二億封度に達し、印度重要産業の一に列することとなつた。

扱て此の茶栽植企業の發達が印度の産業革命史上に於て有する特殊な意義に就いて一言するならば、それは斯業が茶栽培の自然條件に制約せられ、専ら人口稀薄な未開地に於て開始せられたので、一般農村の土地所有關係には何等直接の影響を與へずして發達したが非常に多くの勞力を要する事業を未開地に於て營む關係上、他の人口稠密なる地方に於て勞働者を大量に募集し、交通の不便を冒して之が長距離輸送を行はざるべからず、且勞働者の耕地到着後は成るべく永く彼等を引止めて置く必要があり、かゝる勞働事情よりして茲にも亦事實上の農奴制を醸成し、幾多悲しむべき弊害を生んだのである。

栽植企業としては更に十九世紀後半に發達した珈琲及び今世紀に入つてからのゴム栽培を擧げねばならぬが、之等はその重要性に於て茶栽培の比ではないが、紙幅の關係上之を省

略して置く。之を要するにインディゴや茶の栽植企業の發達により、英國資本は始めて印度産業革命の一部分を直接擔當するに至つたのである。^(註)

【註】 Buchanan (G. H.) : - The development of capitalistic enterprise in India, N. Y. 1934. p.p. 35-69.
Gadgil : - op. cit. p.p. 50-57.

三 印度に於ける鐵道の發達

交通、殊に鐵道の發達はそれが如何なる過程を経るにせよ、結局に於て印度の産業革命を進展せしむる基礎的要因の一となることは云ふ迄もない。然し乍ら、そこに行はれる鐵道政策そのものは當然植民政策の一部分たる特徴をもつ。そして其の點が又印度人識者の痛烈な批判の對象となつてゐる。

印度に於て始めて鐵道政策を実施したのは Dalhousie 總督であつて、一八四八年に就任と同時に之を計畫した。其の政策は先づ第一に政治的並に軍事的見地に立脚し、大陸横斷及び縱斷の大幹線による政治的重要都市の連絡を目的とし、第二に英印貿易伸張の見地よ

り奥地農産原料品の大量輸出並に英國製品の奥地中心市場への輸送を便ならしむることを以て主眼とした。即ち翌四九年ロンドンに於て二大私鐵會社を創立し、印度政府による配當保證(四分五厘乃至五分)の下に、ボンベイ、マドラス、及びカルカッタの三港を起點として奥地に向つて一齊に敷設を開始せしめた。然るに配當保證の恩恵に押れたる爲か法外に建設費を濫費し、又前記の如き政策から屢々地方的經濟路線を無視して敷設した爲に、開業の結果は年々損失を重ね、従つて政府の負擔は莫大な額にのぼるに至つた。乃で印度人識者の間には鐵道反對の輿論擡頭し、印度經濟の現状よりすれば、鐵道よりも運河の開鑿こそ先決問題であると叫ぶに至つた。即ち運河ならば建設費も鐵道より少く、而も交通と灌溉との兩用に供し得て、農民一般の經濟の向上に資すること到底鐵道の比に非ずとなすのである。當時の印度人の立場よりすればそれは確かに理由のある意見であつたらう。然し乍ら英國資本の立場からすれば鐵道のより有利なることは餘りに明白である。即ち、それにより投資の利子と建設材料の賣込みに伴ふ莫大なる利益との二重の利得があるから

である。それ以外に前記の如き政策的目的の有ること云ふ迄もない。そしてこの立場が總べてを決定する力であつた。

然し乍ら政府の負擔力にも限度があり、此の保證制度の繼續が困難となつた結果、七〇年代に入つてから國營主義に轉じ、ロンドンで鐵道公債を募つて會社を買收し、建設營業共に政府自から之に當ることになつた。然し乍ら、間もなく銀價の下落や、アフガン戰爭や、饑饉救濟等の爲に非常な財政難に當面し、國營によつては迅速なる擴張建設を爲し得なくなつたので、八〇年代以後再び私鐵獎勵主義に轉じ、特に饑饉對策として鐵道の擴張を圖つた。其の後は國營、私營並び行はれ、又國有私營や私有國營等の制度も發達し、頗る複雑なる組織となつたが、鐵道哩數は漸次發達して一九〇〇年には二四、七六〇哩に達し、主要幹線は略々完成した。然し其の鐵道路線は依然として印度自身の産業、殊に工業の發達を度外視し、その運賃政策等も英國資本の利益本位に傾いてゐる點が、常に印度人の不平の種であつた。^(註)

序に、鐵道の發達と關聯して、一言炭礦業に就いて述べて置かう。印度はベンガルの Raniganj 地方に相當豊富な炭層を有してゐるが、之が採掘され始めたのは一八二〇年頃からである。然し鐵道が開設される迄は、主として船舶用炭として少量の出炭を見たに過ぎぬ。然るに一八五四年に至つてカルカッタより之等炭礦地方への鐵道が開通するや、主として英國資本により續々炭業が起り、鐵道哩數の發展に比例して生産額を増し、七〇年代以後は近代的工場工業の發達による石炭需要の激増により一層炭業を刺戟し、十九世紀末より今世紀初にかけて輸入炭(スエズ運河開通後、英本國より多量の輸入ありたり)を殆ど排除し、自給の域に達することが出來た。

【註】 Anney: op. cit. pp. 130-148.

四 木綿工業及黃麻工業の發達

綿工業を中心として起つた英國の産業革命は十九世紀の前半に於て完成し、それと共に經濟自由の制度も確立して資本の移動は極めて活潑となり、工業技術の輸出も自由に行は

れ得ることとなつた。印度には既に早く蒸汽船が訪れて居り、カルカッタ附近では歐洲人の手で炭坑・ドック・製絲工場・大砲製造・鑄貨・製粉・糸繰り、さては紡績・織布及び捺染にまで蒸汽機關の應用が始められてゐた。又一八二〇年頃と思はれるが、一英人によつて新式の紡績工場が建てられ、印度人に機械の操作を教へる爲に英國から女工をも連れて來て事業を始めたが、幾許も無くして疫病の爲に監督も労働者も斃れて遂に工場は閉鎖されたといふことである。^(註一)かやうな譯で印度にも大規模な近代的工業が起されるといふことは、それを不可能ならしむる何等の事情無き以上單に時の問題に過ぎなかつた。唯歐洲の安價な機械製品が大濶の如く押し寄せて來ると、印度政府が此の状態に満足して印度自身の工業化に何等の關心を有せざりし事の爲に、近代工業の移植が早急に成功しなかつたまでである。そして英國人の投資は主として栽植企業に向けられてゐたこと既述の如くである。然し乍ら、十九世紀も半ば過ぎるや、先づ鐵道の開始せられるあり、印度經濟統一化の傾向も見え始めて漸く近代工業勃興の機運は熟して來た。乃で西はボンベイの木綿工業、

東はカルカッタの黄麻工業が略々時を同じうして呱呱の聲を揚げた。それに就いて注意すべきことの1は、木綿工業が印度人によつて創始されたのに對し、ジュート工業は英人によつて著手され、此のスタートに於ける人的並に資本的要素の差異がそのまま今日迄維持されてゐる點であり、その2は最初の近代的木綿工業が古來綿業中心地たりしベンガルに起らずしてボンベイに起つたことが、正に印度綿業に於ける手工業の没落と工場工業の勃興との間に何等の關係なきことを物語つてゐる點である。

先づ木綿工業の發達を跡づけて見る。^(註二)その最初のもものはC. N. Davar と呼ぶ Parsee 商人に依つて一八五一年頃に設立された Bombay Spinning & Weaving Co. だ、五千錠程の規模のものであつたといふ。(此のパーシー人といふのは八世紀の頃ベルシャから印度に移住し、グジャラート地方に定着した拜火教徒の子孫であつて、一般印度人よりは遙かに有識であり、夙くから主として商業に従事し、西洋人の渡來後は一般印度人との間に仲介の役をつとめ、従つて西洋の事情にも通じ、又屢々支那貿易に従事して巨富を積んでゐたと

いふ。)其の後の發達は極めて遅々たるもので、十年を経て漸く一ダースの工場を算へるに過ぎず、六〇年代に入つては米國南北戦争の影響による原綿暴騰に悩まされ、續いて棉花景氣後の大不況に遭遇して苦闘しつゝも漸くにして危機を脱し、七一年以後になつて全く安定を見ると共に稍々急速な發達を遂げ、七五年の初には全印度の工場數四十八(その大部分は勿論ボンベイ附近にあり)、織機一萬、錠數百萬と稱され、其の後も年々確實な増加を見るに至つた。

然るに此の趨勢を見たランカシャイアの綿工業者達は忽ち神経を失らせ、早くも一八七四年以來印度の木綿關稅撤廢の猛運動を開始した。即ち同年マンチエスター商業會議所の名を以て次の如き要求を印度大臣に提出した。(R. Dutt: - India in the Victorian age, London, 1904, p.p. 402—403.)

「現行の綿糸三分五厘、綿製品五分の關稅は價格下落せる今日夫々四分及び六分に相當す。のみならず此の稅率は下級品に對しては殆ど禁止的なり。又高級品製造の爲めエヂ

プト及びアメリカ綿の無税輸入が企てられつゝある由なるも、關稅保護により斯の如き英國の競争工業を印度に發達せしむるは英印兩國にとり不利益なり。加之、現行關稅は印度の下層階級に不當の壓迫を加ふ。故に須らく現行關稅を撤廢せられんことを望む。」然るに此の木綿關稅は印度政府にとつて重要な財源であり、又同政府に於て具さに實情を調査したる結果、此の程度のもは決して保護關稅に非ずとの見解に到達した爲に、容易にマンチエスターの要求に應ずる色が無かつたが、其の後もマンチエスターの運動は執拗に続けられ、當局者も之に抗し切れず、一步々譲歩を餘儀なくされ、遂に一八八二年に至つて輸入税を全廢し、爾來十二年間完全なる無税時代を現出した。

然し乍ら、マンチエスターによる印度綿業攻撃は關稅撤廢だけで收まるものでは無かつた。即ち第二のそしてより辛辣なる手段は印度政府に對する工場法制定の強要であつた。而も之には人道主義者や宗教家の合流もあり、その主張は一層合理化された。乃で印度大臣の命令によりボンベイ政府が實情調査を行つた結果は、未だ斯の如き立法の必要なしと

いふ結論に到達したのであるが、英國輿論の重壓に堪へかねた印度政府は遂に一八八一年に幼年労働に關する最初の保護立法を行つた。然るにマンチエスターは到底これに満足せず、兒童及び婦人に關する英國の労働法をその儘印度にも適用せよと要求して罷まず、ボンベイの労働運動をも煽動するといふ態度に出て來たので、印度政府も遂に屈服して一八九一年に改正工場法を發布し、幼年工の年齢を九乃至十四歳に引上げ、夜間労働禁止、一日労働時間七時間に制限、又婦人の夜間労働を禁止し、一日労働時間十一時間以内及び休憩時間一時間半以上と定めた。

以上の外、英國資本の攻撃は尙貨幣政策を通じても行はれたが之は省略する。之を要するに印度人資本によつて印度に生まれた幼稚産業たる木綿工業は、發足後幾何も無くして斯の如き殘酷なる試練を経験せねばならなかつたが、それにも拘はらず左表の示すが如くに堅實なる成育を遂げ、印度産業革命の最も重要な擔當者たる地位を築き上げて今世紀に入るのであつた。それと同時に此の綿工業を中心として發達した土着資本は、早くも一

八八五年以來所謂 Indian National Congress に結成して民族主義の旗を掲げ、英國資本に對する果敢なる抗争と進行かすとも、少くとも自衛運動を開始するに至つた。

木綿工業の發達

工場數	職工數	織機數	紡錘數
一八八〇	五八	三九、五三七	一三、三〇七
一八八五	八一	六一、五九六	一、四〇七、八三〇
一八九〇	一一四	九九、二二四	二、〇三七、〇五五
一八九五	一四四	一三九、五七八	二、九三四、六三七
一九〇一	一九四	一五六、三五五	三、七一、六六九
		四〇、五四二	四、九四二、二九〇

最後にジュート工業の發達を簡單に跡づけて一先づ此の稿を了らうと思ふ。抑、ベンガルのジュートは夙くより東印度會社貿易品の一であつて、最初は専ら綱具や繩等の製造に用ひられてゐた。然るに其の後麻布やガーニー・バックの製造に用ひられるやうになつて一層發展し、一八三〇年頃迄ベンガルの手機職工の獨占事業となつてゐた。然るに此の頃より英國スコットランドの Dundee に近代的製麻工業が發達し、英國の關稅政策と相俟つて麻織

物よりも原料麻の輸出の方が著しく有利となつた爲め、ベンガルのジュート手工業は頗る衰微するに至つた。然し乍ら、原料麻の輸出旺盛につれてジュート栽培は益々盛となり、殊にクリミヤ戦争の爲め、印度麻の競争品たるロシア麻の供給は一時杜絶したのが一層よい刺戟となつた。兎角するうち、一八五四年に英人 Buchanan により、カルカッタに近き Seampore に初めて近代的ジュート工場が設立された。其の後約十年にして斯業の基礎は確立し、爾來急激なる發達を見るに至つた。今世紀初に至るまでの情勢は左表の示す如くであるが、木綿工業と異なり、その發達は主として既成工業の規模擴張に負ふ處が一の色である。

ジュート工業の發達

工場數	職工數	織機數	紡錘數
一八八〇	二二	二七、四九四	七〇、八四〇
一八八五	二四	五一、九〇二	一三一、七四〇
一八九〇	二七	六二、七三九	一六四、二四五

一八九五	二九	七五、一五七	一〇、〇四八	二〇一、二一七
一九〇二	三六	一一四、七九五	一六、一一九	三三一、三八二
【註一】	Parkman: -op. cit. p. 128.			
【註二】	Gadgil: -op. cit. p.p. 58—60. p.p. 80—82.			
	Pillai (P. P.): -Economic conditions in India. London, p.p. 118—191.			

第十章 世界經濟恐慌と印度經濟

一九二九年秋ニューヨークに捲起つた金融恐慌を切つかけとして、其の後一兩年の間に世界は擧げて恐慌の渦中に投ぜられるに至り、印度經濟も亦深刻なる影響を受けざるを得なかつた。殊に印度は英國の植民地の一として、英本國の不況打開の爲に利用され、奉仕せしめられたといふ點に於て、その經濟困難は又特殊の性質を帯びるものとなつた。日本との間に活潑な經濟外交が展開されるに至つたのも、此の特殊な經濟不況の然らしむる所であつた。次に掲げる三小篇は當時書かれたものであつて、印度の最近經濟史の一資料となし得ることを想ひ、こゝに再録した次第である。

第一節 印度の經濟不況

Indian Journal of Economics, Vol. XIII, Part 3, 1933年一月、デリーで開かれた印度經濟學

會第十六回年會に於ける研究報告や討論記録等を以て編輯されて居るが、同年會に於ける主要題が「最近に於ける印度の經濟不況」であつたので、右に關し印度諸大學經濟學者の執筆にかゝる報告論文を收載すること八編の多きに及んでゐる。日印經濟關係の問題化とも關聯し、好箇の資料と思はれるので、以下是等の論文を基礎として印度經濟不況の諸相を簡単に記すこととした。

一九三二・三年の經濟不況は世界的であつて、印度の經濟不況も亦その一環をなすに過ぎぬ。その原因・その實相共に世界不況のそれと本質的に相通するものであるが、然し乍ら印度には又印度特有の事情があり、それが自から印度の經濟不況に一種の特殊性を附與してゐる。殊に不況深刻の程度は一般に農業國に於て大であると言はれてゐるが、就中人口の七三%が農業に依存し、而も其の農業技術は尙幼稚であり、農業の金融及び販賣組織に缺陷多く、農業者は極度に貧困にして尙且人口の激増しつゝある印度は、實に其の最大の犠牲者の一であつた。

先づ物價の下落率に於て、印度はその關係深き諸外國を凌駕すること次表の示す如くで

ある。

	印度 (1929-100)	日本 (1929-100)	暹羅 (1929-100)	カナダ (1929-100)	米國 (1929-100)	英國 (1929-100)
一九二一	一七八	二〇〇	一七五	一一〇	九八	一九七
一九二九(一月)	一四五	一七二	一六四	九六	九七	一三八
一九二九(九月)	一四三	一六四	一七一	九七	九八	一三六
一九三一(九月)	九一	一一三	一二八	七〇	六九	九九
一九三二(八月)	九一	一一八	一三〇	六七	六六	一〇〇
一九二一以來ノ下落率	四九・九%	四一	二五・七	三九・一	三三・七	四九・二
一九二九(一月)以來ノ下落率	三七%	三一・四	二〇・八	三〇・三	三二	二六

加之、一九二一年乃至二九年の間に於て諸外國の物價は比較的安定を見たが、印度に於ては一九二六年乃至二八年の間を除く他は物價亂高下の不利に悩まされ続けた。

更に印度の物價下落を輸出品及び輸入品に分けて考察するに、次表の示す如く輸出品價格は輸入品價格に比し約二倍餘の下落率を見せてゐる。(カルカッタ物價指數) (一九一四年=一〇〇)

輸出品	一九二九(九月)	一九三一(九月)	一九三二(六月)	下落率
輸出品	一三三	七一	六六	五〇%

輸入品 一五〇 一二〇 一一七 二二%

然るに印度の輸出品は大部分農産物であり、輸入品は多く工業製品であるから、右の統計は同時に農産物価格の下落が工業製品価格に比し如何に激しいかを物語つてゐる。そして次の主要商品別物價指數統計が明かに之を證據立てゝゐる。

米	探油用種子	ジュート製品	綿	綿製品	金屬物	全産物
一九二九(九月)	一二四	一七五	九〇	一二二	一四六	一六一
一九三一(九月)	七六	七八	五一	六九	七四	一一八
一九三二(六月)	五八	七一	三八	六八	七六	一一四
下落率(%)	五三	五九	五八	四四	四八	二九

斯の如き農産物価格の激落は輸出貿易不振の結果であると共に又其の原因ともなる。而して農産物価格の激落と輸出貿易の不振は、必然に印度農民の購買力を減じて輸入貿易を衰退せしめる。即ち次の貿易統計の示す通り輸出入共に一九二九年以後三ヶ年間に約半減してしまつてゐる。(單位 Lakhs of Rupees 即ち十萬留比)

	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	(二)の(一)に對する減退率
輸入	二、四〇、八〇	一、六四、七九	一、二六、三七	四七%
輸出	三、一七、九三	二、二五、六四	一、六〇、五五	四九%
輸出超過	七七、一三	六〇、八五	三四、一八	五五%

印度は衆知の如く年々支拂ふべき巨額の磅債務をもつてゐる。而して従來は貿易尻の受取超過によつて優に此の債務を支拂ひ得たのみならず、尙年々相當の地金銀をも輸入する餘裕があつたのである。然るに上記三ヶ年間に於ける貿易の衰退は此の關係を正に逆轉し一九三二年度に於て左表に示す如き莫大なる金銀の流出を見るに至つた。(單位 Lacs)

	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二
金銀輸入	二七、六〇	二六、七一	七、二二
金銀輸出	一、四八	二、三一	六二、六一
超過(輸入超) 一出超)	二六、一二	二四、四〇	一五五、三九

此の事實は抑々何を物語るか。勿論英國金本位制修正の影響をも考へねばならぬが、それよりも寧ろ印度民衆が此の深刻なる經濟不況を切抜ける爲に、過去の蓄積を喰ひつぶし

つたあつた證券として重要視せねばならぬ。此の金銀流出は一面に於て貨幣價値の安定に貢献しつつあつたものであるが、他面に於て印度幣制改革の可能性を減殺したものととして識者の憂心する處となつてゐた。

次に、印度經濟不況の特殊性として、更に政治的要素の影響を顧みる必要がある。ポイコット運動・スワデシ運動及びそれ等によつて齎らされた一般的社會不安即ち之である。ポイコット運動は一九三〇年四月より開始せられ、最初は外國製綿布全體、殊に英國品に對して行はれたが、次いで輸入原料を使用する印度製品に對しても行はれ、最後には國民會議派の要求する條件を滿さざる國內綿糸布工場(多く歐洲人經營)の全部に對してその録が向けられた。その結果直接・間接外國貿易に關する範圍に於て不況を一層深刻化した。然し乍ら國產獎勵運動たるスワデシ運動はポイコット運動の弊害に對して緩和的效果を齎した。即ち之によつて新産業の勃興を見たるもの及び舊産業の復活したるもの少からず、ポイコット運動の影響から生じた多くの失業者を之に吸収する事が出來、國內商業の發展に

貢献する處大なるものがあつた。不況の印度に拘はらず地方的に尙所謂“Bright spot”の認められたのは多く此のスワデシ運動の效果に歸せられてゐる。

最後に不況の印度財政に及ぼせる影響に就いては、他國に於けると同じく、財政收入の激減とそれに基づく行政費の大削減及び新税の賦課並に舊税の引上げ等を擧げることが出來るが、印度財政收入の大半(約五四%)は關稅及び消費税より成つて居るから、之によつて一般民衆の負擔は益々加重され、民衆購買力の奪取は不況の進行に一層の拍車を加へることとなつた。斯くて印度民衆の生活は全體として益々暗色を深め、農民の父祖傳來の土地を手離す者が續出するに至つた。之に對しムカージー博士(印度經濟學會會長)の如きも支拂不能の農村負債棒引・地代や地租の取立て一三年間中止・純農業負債支拂の爲の土地賣却の一時的禁止等可成思ひ切つた政策實施の急務を叫んでゐた有様である。

(昭和八年五月稿)

第二節 印度の經濟計畫論

印度經濟學會は一九三四年末パトナ市に於て第十八回年次大會を開催した。この大會の主たる研究題目は當時印度で最もやかましい問題となつてゐた經濟計畫「Economic Planning」の問題で、多數の學者がその研究成果を發表し頗る活潑なる討論が行はれた。同學會機關誌 Indian Journal of Economics, Vol. XV, Part. IV, Conference Number, April, 1935, にそれ等の報告論文や討論要録が收載されてゐるので、之により以下印度學者の經濟計畫論の概要を紹介しやうと思ふ。然し乍ら、此の小編を以て一人一人の論旨を紹介する譯には行かぬので便宜上総合的な紹介を試みる事とする。

一 經濟計畫の目標

印度に於て經濟計畫論や經濟統制論が、やかましくなつたのは勿論最近の世界情勢の反映であるが、それは單に學者の論議に止まらず、一九三三年七月のシムラに於ける砂糖會議、翌三四年四月のデーリーに於ける經濟會議、同じく六月のシムラに於ける農産統制會議及びオッタワ協定の實施等に於て印度政府自身既にイニシヤタイプをとり來つたのである。従つて一九三五年の學會に於ても經濟計畫の重要性乃至必然性に就いては殆ど異論は

無かつたが、^(註)之を印度に實行するに當り何を目標とすべきやに就いては、論者によつて自から重點の置き所を異にするものがあつた。即ち(一)當時の印度經濟不況の克服に重きを置いたもの、(二)印度の經濟的改造を企圖せるもの、及び(三)經濟的國民主義を主張せるものとの三つの思想型に分れてゐる。

【註】ひとりスズエッタ氏のみは「經濟計畫の誤謬」なる論文に於て、最近の經濟計畫の傾向を以て前世界大戰後の特殊事情に基づく一時的現象なりとし、近き將來に於てより合理的な基礎に立つ自由經濟の時代が再現すべしと論じてゐる。

第一の型を代表するものはマドラス大學の P. J. Thomas 教授である。即ち教授によれば、印度經濟問題の根本は一九二九年以來の物價下落に基づく民衆購買力の激減にある。一九二九年に於ける全印度主要農産物の總價額は一〇一八クローアであつたが、一九三三年のそれは實に五三四クローアに減じた。即ち農民大衆の販賣するものの價格は約五〇%下落したが、彼等の購買すべき工業製品の價格は二〇%乃至三〇%の下落を見たるに過ぎず。而も地租は殆ど減額されなかつた。その結果彼等の購買力が如何に減退したるかば、

例へば白糖の消費額に於て明瞭に現はれてゐる。即ち一九三〇年以前の五年間に於ける年平均一人當り白糖消費額七・七一ポンドなりしものが、一九三二—三三年度に於ては五・八ポンドに減少した。斯の如き民衆購買力の減退時代に於て政府は財政の徹底的緊縮を行ひ租税の増徴を爲した。一九二九年以前にあつては政府は年々可成巨額の經費を公共土木事業に支出し民衆購買力の維持に寄與し來つたが、その後は緊縮政策の爲め此種の支出を極度に削減し、鐵道事業費のみでも年々四〇クローア以上を支出しつつあつたものが僅か九クローアに著減した。その結果は夥しき失業者の増加となり、一般購買力の壓迫に拍車を加へることとなつた。斯の如き事情が印度の深刻なる不況の根本原因たること明かなる以上、將に行はるべき經濟計畫の主たる目標は何よりも先づ民衆購買力の回復を圖るにあるべく、その最捷徑は盛んに公共土木事業を起して失業の緩和を圖るにある。幸に世は低金利時代にあり、而も從來の健全財政々策により印度政府の信用益、大なるを以て起債は極めて容易且有利に行ひ得る。政府は今こそ積極政策に轉じ、周到なる計畫の下に不況の克

服に全力を傾注すべきである。以上がトーマス教授の見解の概要である。

第二類に屬する經濟計畫論はバトナ大學の Gyanchand 教授の説く處である。即ち曰く印度の經濟計畫は單に眼前の經濟不況を克服するのみならず、印度經濟の根本的改造の手段でなければならぬ。何となれば、今日の不況を克服して一九二九年以前の狀態に回復し得れば、印度の現在の悩みは多少緩和されるであらうが、それ文では決して印度の慢性的な貧困問題は解決されぬからである。我々は須らく印度大衆をして現在の如き悲惨なる生活標準より、永久に脱却せしむる爲めの根本的經濟計畫を樹立し且實行すべきである。然し乍ら、その爲には社會改造、就中土地制度の改革を必要とする。換言すれば、此の意味の經濟計畫と社會組織の現状維持とは到底兩立し難きものである。世の多くの經濟計畫論者は此の點に於て思想と政策と實際とを混同してゐる。かゝる混同を以てしては何等の目的をも達し得ないであらう。

最後に第三の型を代表するものとしてカルカッタ印度人商業會議所の M.P. Gandhi 氏を

擧ぐる事が出来る。氏は従来の印度政府の經濟政策が専ら英國本位であり、印度をば飽く迄農業國として英國製品の市場たる地位に止まらしむるにあつたことの誤謬を指摘し、かゝる政策の繼續は窮極に於て英國自身の利益にも合せざるものであることを強調し、新しき經濟計畫の主要なる目標として次の如き諸項目を掲げてゐる。即ち、(一)印度に於て生産に適するものである限り出来る丈自給自足を圖ること、(二)印度に於て最も生産に適する工業製品、例へば綿製品・鐵鋼・砂糖・麻製品・化粧品類・セメント等の生産増加を圖ること、(三)輸出農産物の生産及び輸出の増加を圖ること、(四)職業の増加を圖り以て民衆の購買力並に生活程度を向上せしむること、(五)速に印度の世界主要産業國としての地位を認め、諸外國との間に自由に有利なる通商條約を結ばしめ、以てその工業の發展を爲し得るやうにすること、以上の五項目である。殊に最後の點に關聯して氏は、かのオッタワ協定が印度の利益を犠牲にして専ら英本國の利益を圖つたことを非難し、カルカッタ印度人商業會議所が決議せる如く、かゝる不當なる協定の速に撤廢せられむことを希望してゐる。

のである。

二 實行上の諸制約

扱て所謂經濟計畫の目標に就いては論者によつて以上の如き差異があつたが、その何れにもせよ、之を印度に於て實行するに當つて幾多の制約があり、障害があることは多くの論者の等しく認められた處である。オスマニヤ大學(ハイデラバード)の E. Rahman 氏は主として此の點に關する考察を試みてゐるが、それによれば右の諸制約は、先づ之を外的制約と内的制約とに分つことが出来る。前者即ち外的制約の一是、印度が世界經濟の一部分を構成することより來る制約であつて、如何なる經濟計畫と雖も今日に於ては最早純然たる國家的利己主義の追求の爲にのみ行ふことは出来ない、矢張り友邦諸國延いては全世界經濟への影響をも充分考慮において利己的要求を適當に自制しなければならぬといふことを意識してゐる。日印會商の教訓や、オッタワ協定實施と共にベルギーや伊太利がとつた對印味策に徴して此のことは極めて明かである。外的制約の第二は印度が英帝國の一部分たる

ことより来るそれである。即ち如何なる經濟計畫にもせよ、之を實施するには莫大なる經費を必要とする。その爲には現在印度が負擔しつつある尨大なる軍費及び行政費に對して大斧鉞を加へなければならぬが、英帝國の一部分なるが故に、印度は之を爲し得ないのである。

次に內的制約の一は印度の民族的不統一、従つて黨派根性が餘りに強過ぎる事である。經濟計畫の實行の爲には國民の統一と、それに基づく強力なる政權の確立を必須條件とするが、印度の現状では到底之を望むことを得ない。その二は宗教的障害の餘りに大なることである。極めて瑣細なる生活改善すら宗教的傳統に妨げられて之を爲し得ない印度の現状を以て、如何なる經濟計畫が可能なりや誠に心もとない次第である。その三は國民多數の生活態度が餘りにも非物質的であり、現世の幸福に對する執着を殆ど缺いてゐるといふ點である。かやうな國民を相手とする經濟計畫が如何に困難なるものであるかは多言を要しまい。

以上の如き諸弊害は必ずしも總べてが克服し難いものと云へぬ迄も、之をその儘にして經濟計畫を行はんとするは宛も車を馬の前に置くが如きものである。先づ爲すべきことを先にし、基礎工作から徐々に始めなければならぬ。乃でラーマン氏は農村改造を以て先決問題となし、多數有識青年が徒らに都市に集り來つて失業を託ち、若くは刑務所を充滿するよりも、須らく農村に歸つて此の重大なる仕事に従事すべしと叫ぶのである。

ダッカ大學の「E. R.」氏は更に一層具體的な見地から、經濟計畫の實行上差し當り障害となる事項に就いて考究して居るが、その一は印度に正確なる統計や調査資料等が比較的乏しいこと、その二は中央政府に軍費を統制する權限無きこと、その三は新憲法上聯邦政府は中央銀行に對する統制力を殆ど有せず、此の點が經濟計畫實行上最大の障害たること、その四は同じく新憲法上地方政府は可成りの獨立性を有し、従つて地方の經濟問題に對し聯邦政府の干渉し得る餘地の甚だ少いこと、そして最後に土地や主要工業や銀行等は之を直ちに社會化せざる迄も、一般公益の爲に可成りの程度迄之を統制し得る様せねばな

らぬが、嚴然たる私有財産制の存在が之を妨げてゐることを述べ、之等の障害の爲徹底せる經濟計畫を印度に行ふことは困難であるが、尙或る程度迄之を實行し得る餘地ありとなし、實行上の注意として次の諸點を擧げてゐる。即ち先づ目標の選擇が肝要であるが、それには國民の最も多數より支持を得らるる如きもの、即ち國民所得の増加を圖ることを以て目標とすべし。次に「計畫の計畫」即ち計畫の爲の調査研究を完成し五ヶ年計畫を樹立せよ。最後に實行は緊急を要する部分的政策より開始すべく、その意味に於て先づ保護關稅政策並に互惠主義貿易政策を確立し徹底せしむべきである。

三 結 語

以上により一九三五年の印度經濟學會に於ける經濟計畫に關する主要なる論潮を概略紹介し得たと思ふ。最後に同學會々長 Manohar Lal 氏が本問題に關する討論會を閉づるに當り、總括的決論として述べた次の語を以て同時に本小稿の結語となさうと思ふ。曰く、「經濟計畫を定義づけることは難しいことだが、何人の利益の爲にそれを行はんとするか

を考へて見れば、その困難は大いに緩和されると思ふ。然しその答は場所を異にし、階級を異にすると共に、それ／＼の特殊事情によつて異つて來るであらう。我々は既に好むと好まざるとに拘はらず、何等かの經濟計畫が實行に移され始まつたことを知つてゐる。即ちその經濟計畫が果して正しきタイプのものであるかどうかを經濟學者が考究すべき時が來たのだ。我々の任務は重且大であり、之を遂行する爲には確固たる決意と、飽く迄之をやり通す熱情とが必要である。」と。(昭和十年六月稿)

第三節 印度の金流出問題

—— 最近貨幣政策の解剖 ——

一 ルービー貨の金本位離脱

最近に於ける印度の幣制は一九二七年の印度貨幣法に基づき、英貨爲替本位制とも名付くべき制度を採つてゐる。即ち同法第五條によりルービーは一志六片の比率にてスターリ

ングにリンクされ、政府はルービーの金兌換を行はざる代り此の比率を標準として専ら英貨爲替の賣買を行つて來た。従つてスターリングが金本位を維持する限り、ルービーも亦間接に金と結びついてゐた譯である。然るに一九三一年九月二十一日に英國が金本位を停止すると同時に、印度政府は英國政府よりスターリングの金本位離脱に拘はらず、ルービー・スターリングのリンクは従前通り之を維持すべしとの指令を受取つた。即ちルービーも亦スターリングと共に金から離れよとの強制である。此の指令は餘り唐突であつたので印度政府も頗る狼狽し、其の處置につき深き考慮を巡らす暇もなく、同日附の總督令で取敢へず前記貨幣法第五條の停止を發令した。然し間もなく其の不必要なることが判明したので、二十四日に至り右の總督令を取消し、ルービーは從來の貨幣法のままに自動的に金からの結合を離れたのである。一方政府は二十二日より三日間全印度の銀行の休業を命じその間に事態の研究と詳細なる政策の樹立を行つた。即ち二十四日附の總督令で政府のスターリング賣りを制限し、次の場合にのみ之を許すこととしたのである。

- 一、金銀貨や地金銀の輸入を目的とせざる普通の商取引上の必要に出づる場合、
- 二、一九三一年九月二十一日以前の契約に基づく場合。
- 三、リーズナブルな個人的又は家庭的的目的による場合。

二 其の意味

斯様な政策の實施は抑々如何なる意味をもつものであつたかといふに、先づそれはルービー・スターリングといふ、共に金を離れた不安定通貨を一定比率でリンクすると共に、他方印度からの金輸出は自由ならしめて置き乍ら金の輸入は之を間接に禁止したのであつて、^(註)貨幣政策史上誠に稀有な事例といふべきである。その結果はスターリングの金價格がルービーのそれより著しく下落せんとすれば印度より英國への金流出となり、スターリングの下落は食ひ止められるが、逆にルービーが下落しても印度への金流入は妨げられてゐるから、スターリングはルービー援助の爲に何等の犠牲を拂ふ必要は無いのである。故に英國にして金本位は停止したものの、英貨の著しく下落することを欲しないとすれば、之

は正に英國にとつて頗る理想的な政策であると云はねばならぬ。事實英國の海外投資は大部分スターリングで支拂はるゝものであり、その消費する食料品の大部分は之を海外に仰がざるを得ず、その工業亦少からず輸入原料に依存してゐるのであるから、英貨の下落は極力之を防止せんと欲した。茲に於てかルービー・スターリングのリンクが此の目的の爲に頗る貢献をなすこととなつたのである。

【註】政府は金流出が動かざる大勢となれるを見定めて、翌年一月末に至つて此の禁を解いた。

三 其の影響

印度は元來輸出超過國であり、従つて年々巨額の金銀——最近に於ては殊に金——の流入を見、その大部分は所謂 *Hoard* として蓄積され來つた。然るに最近世界恐慌の影響を受けて貿易は輸出入共極度の不振に陥り、一般民衆の生活は窮迫し、従つて關稅其他諸稅收の激減から財政は俄に悪化し來り、一九三一年に入つてからはルービーの市場相場は右の經濟情勢を反映して日々に下押し、従つて政府はルービー價維持の爲巨額のレヴーズ

カウシシル(倫敦向スターリング手形)を賣り應じなければならなかつた。のみならず金の輸入は止まつて逆に輸出を見るに至つたが、それは全く民衆が生活に窮して退藏せる金の賣り食ひをなすの已む無きに至つたことを示すものであつた。

以上が同年九月二十一日以前の印度の經濟情勢の概要であるが、同日以後は既述の如き政策の實施によつて右の情勢に一大變化を生ずるに至つた。そして何よりも著しい變化は金の夥しき流出を見るに至つたことである。それは單に前述の如き民衆の退藏金賣り食ひといふ様な消極的意味を有するものに非ずして、金價格の暴騰、殊にスターリングの金價格の急激なる下落に刺戟されての利喰賣りに外ならなかつた。即ち其の後約一年間に流出した金の總額は、實に六千六百萬磅餘といふ世界の金の年産額を遙かに超過する額に達した。更に之を本年一月初旬に至る金輸出額の總計に就いて見れば、その分量實に二千七百五十萬オンス、價格にして二百二十クローア(一クローアは一千萬ルービー)に達した。然るに此の金は通貨準備としての金に非ず、専ら民間の退藏金が動員され、ルービー貨に交

換されたのであるから、その結果は必然的にルービー貨のインフレーションとなり、而もそのインフレーションは通貨當局の統制力の及ばざる極めて變態的なインフレーションであった。

■ 印度の輿論

斯の如き事態は忽にして印度の輿論を刺戟せしむれば罷まなかつた。即ち全印度商工會議所聯盟は一九三二年三月二十六日の決議を以て、斯の如く夥しき金の流出は印度の幣制改革を危殆に陥らしむる惧れありとなし、金の輸出禁止並にその買上げ即行を政府に要求した。其の他種々なる見地から政府の政策に對する非難の聲が暫々と起り、殊にスワラジスト一派の如き金輸出を妨害すべく種々なる直接行動に出づるものもあるに至つた。

之等の非難に對し政府は種々なる事由を掲げて自己辯護を行つたが、その主なる點を擧げれば、先づ金の輸出により世界金融市場に於ける印度の信用を改善し得たこと、Home charge をば從來の如き借金に依ること無くして支拂ひ得たること、一九三二年一月一日期

限の英貨公債千五百萬磅を容易に償還し得たること、及び政府の通貨準備を強固ならしめ得たること等である。それ等はいづれも眞實には相違無かつたが、然し未だ以て政府の政策の重大なる缺陷を補ふに足るものではなかつた。その重大なる缺陷とは外でもない。印度が多年蓄積し來つた金をば見す見す損をしつつ、若くは當然得らるべき利益を放棄して手離してしまつたことである。即ち金本位停止と共に金價格は刻々に騰貴し、又騰貴すべきことは明かに考へ得られたことであつたのだから、その時直ちにルービー・スターリングのリンクを解くと共に金輸出を禁止し、同時に市場價格でどしどし金の買上げを行つてゐたなら、此の金をばより一層印度の利益の爲に利用することが出来たのである。例へば前記英貨公債の償還の如き明かにより少量の金を以て之を爲し得たのである。又之により財政の基礎を固くし、公課の軽減をなし、統制あるインフレーションを行ひ、對外信用を高め、幣制改革の準備を一層完全にすることが出来たのである。而も印度政府が此の方途を選ばざりし所以は、一に全く印度の利益よりも英本國の利益を重しとなし、ルービーを

犠牲にしてもスターリングを擁護せざるを得なかつたからである。(昭和十年十月稿)

(資料) Shenoy (B. R.): -Exports of gold from India. (in: Indian Journal of Economics, Vol. XVI, Part I, July 1935.)

英國金本位停止前後に於ける印度の經濟事情、加納久朗(通貨制度研究會報告、第一輯、昭和九年、六九—九四頁)

第十一章 印度の近代的産業に於ける經營

請負制度 (Managing agency system)

一 印度の近代的産業と其の特徴

印度の産業を全體として見れば、未だに農業が支配的な地位を占めてゐること云ふ迄もない。一九三一年のセンサスの結果によれば、總人口實に三億五千二百八十餘萬人の中、都會居住者は僅に一一%で、他の八九%は農村人口である。又有業者總數一億六千八百八十餘萬人の中、純農業者は六五%を占めるに對し、工業に従事する者は僅に一〇%餘に過ぎない。然し乍らその絶對數に就いて之を見れば、一〇%餘の工業有業者數即ち千七百五十二萬餘であつて、僅に世界有數工業國のそれに匹敵するものと云はねばならぬ。さればこそ國際聯盟に於ては印度も亦世界八大工業國の一に列してゐるのである。尤もその大部

分は手工業に屬し、工場工業として見るべきものは綿工業やジュート工業等の數種を數へるのみである。左に掲ぐる工業統計は一九三三年に於ける工場法適用工場（機械及び動力を使用し、二十人以上の労働者を雇傭するもの、但し鑛山業は同法適用外なり）に関するものであるが、以て最近の印度に於ける工業化の概勢を知るに足るであらう。

印度の工場數及び雇傭人員數（一九三三）

工業種別	工場數	毎日平均雇傭人員數 (單位千人)
鐵道工業	七七	五七
其の他	二六六	五七
綿工業	三一五	三六〇
ジュート工業	九八	二五七
其の他	一〇〇	一〇
一般機械工業	二七一	二八
鐵道工業	八四	四八
造船工業	一三	一一
其他	二六三	二五
機械工業		
鐵道工業	八四	四八
造船工業	一三	一一
其他	二六三	二五

民間常時工業			民間季節的工業			
金屬・礦物	食品	化學工業	製紙・印刷	建築用材	其他諸工業	其他諸工業
製鐵鋼	製糖	製油	印刷製本	製材の工場	製茶の工場	製糖の工場
精製	米の工場	マツチ工場	其の他	其の他	精米の工場	其他
一二二	七七五	三五	二〇一	二一五	九八〇	一〇五
一一	二五二	一六一	三六四	一五二	一三七	四九
一一〇〇	二九	一一〇	一一七	一一二	二六	一一
二二	二四	一三	二二	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一
二二	二九	一〇	二一	二二	二六	一

民間工業 合計

八、一〇九 一、二八七
八、四五二 一、四〇三

【註】本統計には印度土侯國の分を含まず。土侯國に於ける同年度に於ける工場總數は一、四四六、
雇傭人員總數二〇八千人なり。
本統計は Statistics & Enquiries, for 1933 に據る。

然し乍ら之を經營の見地より見るならば、右の如き工場工業は必ずしも其の全部が近代的な株式會社組織によるものではない。それと同時に株式會社經營は勿論工業以外に於ても行はれてゐる。乃で印度に於ける株式會社發達の概況を示すものとして第二の統計表を掲げる。數字は一九三三—四年度のものである。之によつて知らるゝ如く、近代的經營として株式投資額の比較的大なるものは綿工業・ジュート工業・鐵道及び軌道・炭坑業等であるが、大體に於て會社企業の發達は未だ頗る遅れて居り、其の經營規模の如きも概して小なることが明かである。

然し乍ら此の近代的會社企業こそ印度産業革命の先驅者であり、印度經濟の將來を左右

印度の經營請負制度 (Managing agent)

印度の株式會社統計 (一九三三—三四)

會社業種別	英領印度に登録されたもの		印度土侯國に登録されたもの		印度以外に於て登録され英領印度にあるもの	
	會社數	株式資本 (千ルピー)	會社數	株式資本 (千ルピー)	會社數	株式資本 (千英鎊)
銀行・金融	一、七六六	二一、〇五三	三三三	三、八八三	三	三、〇三三
保險業	五九二	三、〇五三	二五	一、〇八一	一四	六、二九
軌道業	一	三、三三三
鐵道・軌道
其他交通業
商業・製造業
茶葉・培養業
其他栽培業
炭坑業
其他礦業
其他工業
ジュート工業
羊毛・綿・麻等
棉織・紙織

ジュート、麻、棉	110,111
製粉業	13,588
土地・建物	104,004
製糖業	61,121
其他	106,880
合計	8,880	2,882,825	892	2,882,825

【註】印度以外に於て登録され印度土侯國にある會社数は計四四、拂込資本一〇、九七九千磅なり。本統計は Statistical Abstract for British India 1934 に據る。

する鍵を握るものである。然るに此の印度の近代的企业は夙に一種獨特の經營制度の下に育まれ、且成長して來た。そしてそれは近代印度産業史の回顧に於てのみならず、現在の印度産業を研究し、將來の印度經濟に關心をもつ者の絶対に看過してはならぬ處のものである。所謂、印度の經營請負人 (Managing agent)、又は經營請負制度 (Managing agency system) と稱するものが即ち之である。それは銀行業其他一二を除く殆ど總ての近代的企业乃至會社企業に普遍的な制度であつて、誠に印度産業組織の根幹を形成するものである。以下之に就いて稍々詳細なる説明を加へて見たいと思ふ。

印度の經營請負制度 (Managing agent)

二 經營請負制度の發達

こゝに印度の經營請負人といふのは、印度に於ける近代的企业の發起をなすと共に、投資者との間に一定の契約を締結し、以て企業經營の一切の責任を引受け、それに對して一定の報酬を受くる者の謂であつて、彼等自身も亦或程度の出資をなすのみならず、當該企業に對し或程度迄當時金融を行ふのが普通である。そして經營請負人自身は比較的小さな家族商社 (Family concern) や仲間組合 (Partnership) の如きものから、私的有限責任會社 (Private limited liability company) や普通の株式會社 (Public joint stock company) に至るまで種々なる形態をとつてゐるが、何れにせよ凡ゆる意味に於て優秀なる産業の統帥たる資格を具へ相當の資力を有し、財界の信用頗る大なるものであつて、單に經營請負をなすのみならず、廣く内外の商業に従事しつゝある者である。此の經營請負人は之を大別して英人のそれと印度人のそれとの二者となす事が出来る。以下先づその各々につき簡

單に發達の経路を述べ、且兩者の差違を明かにして見たい。

眼前の社會事象の多くがさうである如く、印度の經營請負制度も亦極めて徐々に發達し來つたものであるから、その起原を明かにすることは必ずしも容易ではない。然し乍ら、それは印度に於ける近代的企業の發達に伴つたものであるから、さう古い歴史を有するものでないこと丈は明瞭である。印度に於ける英人の産業的活動が比較的活潑に行はれるやうになつたのは、一八一三年に東印度會社の印度貿易獨占權が撤廢されてから後のことである。當時印度へやつて來た英人の中、政治及び軍事に携はる者以外の大多數は進取氣鋭の自由商人であり、主として外國貿易に従事したのであるが、彼等の慧眼は忽ちにして、印度が資源に富み且勞働力豊富にして、近代的企業を起すには誠に絶好の處女地なることを看破した。乃で貿易に従事する傍ら、夫々の便宜に應じて種々なる事業に手を染めるに至り、斯くして彼等の勢力によつて幾多の新事業が育成さるゝに至つた。尤も最初は印度人の出資者を得ることが出来なかつたので、必要なる資本を全部彼等自身で用意せねば

印度の經營請負制度 (Managing agent)

ならなかつたが、事業の基礎が確立し、好成績を擧げて發展するに及んで漸次印度人の投資をも誘引することが出来るやうになつた。即ち彼等の企業活動は一面に於て印度人の間に次第に近代的な起業觀念並に投資階級を育成することに役立つたのである。乃で彼等は時の熟するを待つて英本國又は印度にある英人資本家を勧誘するのみならず、印度人富豪の出資をも迎へ、新たに株式會社——といつても株主数は極く少く、實質は私會社と相距る遠からざるもの——を創設し、之にその培養し來つた事業を譲渡することによつて經營の擴張をなすと共に最初の投資を回收し、之を以て彼等は再び他の新事業を企圖するのであつた。但し右の事業譲渡の際彼等は新會社との間に一定の契約を結び、それにより彼等は依然として該事業の經營一切を引受け、それに對して一定の報酬を受けることとした。斯くすることにより彼等は多年苦心して育み來つた事業に對する事實上の權益を少しも損することなくして擴張又は改善の目的を達し、又出資者等は極めて安心して出資をすることが出來た。何となれば事業そのものは既に試験済みで將來の見込もついて居り、而も今

までその事業を守り立て、来た當人が一部分の出資までして依然經營の任に當つてくれるからだ。斯くして英人の經營請負人なるものが發生し、而も前述の如き過程を繰返すことによつて、彼等は漸次多種多様の近代的企業を印度に創設し、且之を一手に支配するに至つたのである。蓋ふに印度人間に相當の資産家はあつても、新時代に目覺めた投資階級としての發達は極めて遅く、況んや近代的な企業之才幹を有するものに至つては殆ど皆無であり、又英本國に印度投資の有利なることを知る資本家はあつても、印度の氣候が英人の永住に適せざる爲に、自ら赴いて直接事業の經營に當ることが頗る困難であり、さればと云つて彼等が安んじてその資本を托し得る企業家の少かつた當時の印度に於て、近代的企業の發達が専ら此の經營請負制度によつて促されたといふことは極めて自然であり、恐らくこれ以外により適當な方法は無かつたといつても過言ではあるまい。

斯くして一度この制度が確立するや、その後は社會の諸事情の方が却つて此の制度に適應するやうになり、益々之を發達せしむるに至つた。例へば印度の會社法は一八八二年に

出來たが、それは極めて彈性的な規定であつて、經營請負人の自由なる活動を促進こそすれ、決して之を阻害するものではなかつた。(例へば同會社法は一九一三年の改正に至るまで重役會の設置を強制せず、又最近に至るまで經營請負人に關する何等の規定をも設けて無かつた。) 又近代的銀行業の次第に發達し來るや、彼等は經營請負人に大なる信用を置き、その保證があるに非ずんば如何なる企業へも金融しないといふ習慣を作り上げた。(此の點に就いては尙後段に詳説する。) 斯くて經營請負人達が印度産業近代化の過程に演ずる役割は頗る重大なるものあるに至つた。

以上は英人經營請負人の起原並に發達の概要であるが、主として彼等の力によつて發展した産業は、インディゴ・茶・砂糖等の所謂栽植企業 (Plantation Industry) を始め、ジュート工業・炭坑業・電氣業・機械工業・及び交通業等の多方面に亙り、地域的にはベンガル及び上部印度地方がその主たる活動舞臺となつてゐる。又上述の如き沿革的理由に基づき、一個の經營請負人にして、同時に多種多數の事業を經營して居るものが多いことが彼等英人

商社の著しい特徴となつてゐる。例へば Andrew Yule & Co. (拂込資本金壹千八百萬ルビ)の如きは、ジュート會社十・製茶會社十八・炭坑會社十四・交通業三・製糖會社一・其他八、合計五十四の會社を一手に經營して居り、其の他にも十乃至二十の會社を經營するものがザラにある。

次に印度人の經營請負人も亦上記英人のそれと殆ど同様の事情によつて、然し乍ら、地域的には主としてボンベイを中心とする西部印度に發達した。ボンベイには外國貿易の隆盛につれて夙くから印度人の商人階級が發達し、殊に十九世紀に入つて印度綿が英國や支那へ多量に輸出せられ、又英國よりの綿製品輸入の盛となるに及び、彼等の多くは此の棉花綿製品の取引によつて巨富を築いた。そして間もなく彼等は印度に近代的木綿工業を起すことの有利なるに氣づき、英人機械商の助力を得て一八五一年頃から先づボンベイで之を開始し、徐々に、然し確實に發展して、更にアーメダバド其の他内奥の諸都市にまで及ぶに至つた。然るに印度商人がかかる新工業を起すに當つて當面した難問題は、ベンガ

印度の經營請負制度 (Managing agent)

ルに於ける英人商人の場合と同じく資本と企業家との缺乏であつて、此の條件の下に新工業を發達せしむる道は矢張り經營請負制度の外には無かつた。勿論ベンガルの英人によつて創始せられた此の制度を模倣したといふ點も無いではなからうが、然し何れにしても必要が生み出したものであることは疑ひのない處である。然し乍ら、英人の經營請負人が前述の如く多種多様の事業に關係しつゝあるに反し、印度人經營請負人の活動は殆ど木綿工業にのみ限られて居り、一個の經營請負人の支配する事業数も一乃至三位のものが多數である。尤も例外としては Currimbhia Ebrahim & Sons, Ltd (資本金九百三十萬ルビー)の如く木綿工業十三・染織工業一の合計十四會社、又 Tata, Sons & Co. (資本金千七百七十萬ルビー)の如く木綿工業五・製織業四、其他三で、合計十二會社を經營しつゝあるものもある。

尙印度人の經營請負人は、之を更にボンベイ式及びアーメダバド式の二つに分けることが出来る。即ち兩者は種々なる點に於て特徴を異にするのであつて、例へば、ボンベイ

式にあつては、經營請負人自身の商社が主として仲間組合の組織によるに反し、アーメダバット式にあつては私的有限責任會社が多く、又前者に於ける經營請負契約は多く有期で經營請負權の賣買譲渡なども比較的頻繁に行はれるが、後者に於ては從來多く無期契約が行はれ、會社と經營請負人との關係はボンベイ式よりも一層密接なるものがある。そしてアーメダバットの紡績會社が、ボンベイのそれよりも概して良好な成績を挙げつつある原因の一角が此の點に存するのではないかと思はれる。殊に興味のあるのは、最近のアーメダバッド綿工業に於ける經營請負人の組織並にそれによる會社設立の方法である。普通行はれる方法は紡績會社設立の目的を以て、先づ第一に有限責任の經營請負會社を組織するのであるが、それが爲に例へば額面一ルピーの名目株千株を發行し、その株の應募者——勿論それは極く少數の資産家である——に對し、一株に付き五千ルピーを、一部例へば二千ルピーは七年間据置の定期預金にて、又他の三千ルピーは新設さるべき紡績會社の普通株の形にて據出せしめる。それによつて應募者は經營請負會社の一員となり、その持株の割

印度の經營請負制度 (Managing agent)

合に應じて同會社が新設紡績會社より受取るべき報酬金の分け前に預る權利を得る譯であつて、その名目株の場合によつては一株に付き七、八百ルピーものプレミアムがつくことがあるといふ事である。扱て斯くして形成された經營請負會社は、その集め得た資本——右の例では都合五百萬ルピーとなる——を基礎として豫定の如く紡績會社を創設し、該會社との間に經營請負契約を結んで事業を開始するといふ誠に複雑な方法をとるのである。そして此の經營請負會社によつて創設された紡績會社の株式は一應公募の形式をとるが、事實上は一先づ經營請負會社の各メンバーが一定の割合で全部を引受け、會社設立後各メンバーは任意その持株の一定部分を、或は友人に、或は一般公衆に賣り渡すといふ二段の方法をとるのである。かくてその經營請負會社は各メンバーの持株を通じて同時に新設會社の大株主となるわけである。

之を要するに印度の經營請負人には、先づ英人と印度人との別があり、後者が更にボンベイ式とアーメダバッド式に分れるから、都合之を三つのタイプに分類し得られる譯であ

るが、何れにせよ經營請負人と會社との關係は頗る密接であり、經營請負人は同時に其の經營する會社の大株主であるといふ二重の資格を持つのである。以下之等制度の内容を一層詳細に説述するであらう。

三 經營請負制度の長所

多數の事業を經營してゐる主要なる經營請負人の中央事務所は、多く先づ業種別部門に分たれ（例へばジュート部・石炭部・茶部・砂糖部等）、更に其の各部門が購買課・販賣課・會計課等に再分されてゐるが、中には此の逆の部門別をなしてゐるものもある。（即ち先づ大きく購買部・販賣部・計理部等に分ち、其の各々を各關係業種別に再分する如し。）何れにせよ斯く多數の事業が同一の經營請負人によつて支配せられるのであるから、自然經營上に種々便宜なる手段が講ぜられることとなる。例へば多數綿工業會社の使用する原料を共同に購入したり、又ジュート會社の如きに於ては製品の共同販賣すら行ふものもある。斯

印度の經營請負制度 (Managing agent)

くて各會社別々では到底得られないやうな有利な條件で、原料の購入や製品の販賣が行はれる譯である。

各會社の人的機構に於ても屢々同様の統一制度が行はれる。殊にジュート・茶・炭坑等に於て最もよく其の効果を發揮してゐる。即ち各會社個々別々の經營では、優秀な技術者や監督者を總てが雇傭し得るとは限らぬが、此の制度の下に於ては多數の會社が共同で最も優秀なる技術者や監督者を雇ふ譯であつて、人件費の經濟といふ點からだけでも非常に有利な仕組である。のみならず其の最高支配者に至つては容易に得難い、熟練せる實業家であり、彼等に對しては頗る高い報酬が支拂はれるので、彼等は何れも托されたる事業の成績を擧げるべく眞剣に努力するのであつて、此の點に於ても最高の經營的才幹を最も經濟的に利用し得るといふ譯である。

又經營請負人支配下の各會社は其の獨立性を失はずして、適當に相協調することが出来るのみならず、場合によつては各種企業間の縦の聯絡による利便をも享受することが出来

る。例へば炭坑會社と鐵道會社とジュート會社とが同一の經營請負人の下にある時、ジュート會社は其の使用する石炭につき、炭坑會社は石炭の輸送につき、又鐵道會社は有利なる輸送貨物たる石炭の積取りにつき、夫々有利な條件を獲得することが出来るであらう。即ち結果に於ては各企業は經營請負人を通じて、カルテルやトラストを作つたと同様の合理的効果を齎らすことが出来るのである。事實此の経路を経て企業合同を實現した例も少くない。

次に經營請負人の支配下にある各會社の財政は完全に獨立してゐるが、彼の手を通じ相互の間に或る程度の融通が行はれるのを常とする。例へば一會社の剩餘資金を經營請負人が預金として預かり、之を自己商社の仕事又はその支配下にある他會社へ融通することがある。此の場合利子の差額は彼の收得に歸するのである。又一會社の事業擴張の爲に借入れた資金を實際支出する迄の間、一時他へ融通することあり、更に一會社の剩餘金を社債等の形に於て永続的に他會社へ投資することあり、其の他一般に各會社間の短期融通は殆

ど尋常茶飯事となつてゐる。斯様な制度それ自體は必ずしも悪いとは云へぬが、然しそれは非常な危険を伴ふこと明かである。そして一旦悪性の經營請負人にかつたなら、かかる制度から如何なる弊害が生ずるかは想像に難くないが、それに就いては又後段に於て述べるであらう。

此の經營請負制度により、少くとも其の支配下にある各企業間に協調の行はれることは既に述べたが、更に各經營請負人相互間に協調の行はれることにより、全産業の協調も亦比較的容易に行はれ得る。殊にその効果は不況時に於て著しい。例へばジュート工業に於ては、從來不況時に屢々操業短縮の協定を行ひ頗る良好な成績を挙げた。而も斯業に於ける經營請負人の報酬は後述の如く、多くは生産高や販賣高に基礎を置いてゐるので、斯様な協定は頗る困難な筈であるのに、それが極めて容易に行はれたことは、經營請負制度の長所が最もよく發揮されたことを物語る例である。又製茶業に於ては一八八一年に印度茶業協會が設立され、爾來共同研究所の設置・生産制限協定・共同宣傳等に於て之亦有效なる

協調を行ひ、新業の發展に貢献する處頗る大であつた。ボンベイの綿工業會社の間に於ても、一八七五年以來工業組合が出来て種々なる協調の運動を行つて來たが、その成績は餘り擧がらなかつた。これは一にはボンベイ工業の經營請負人を通じての集中が、他の産業程に進んで居らぬ事實に基づく。そのみならず、最近ボンベイの經營請負人達は却つて企業協調の發達を妨げる傾向ありとして一部から排斥の聲さへ起るに至つた。

四 經營請負人と企業との關係

次に經營請負人と企業との關係に付いて考察する。先づ經營請負人は其の關係する企業に對して絶大なる支配權を保有してゐるが、それは第一に既述の如く彼が一定限度の株式を所有し、經營請負人たると同時に重役會の一員たることに基づいてゐる。其の株式所有の割合がどの程度であるか、從つて彼の株主としての勢力がどれ位であるかを確めることは頗る困難である。何となれば、彼の株式所有は單に彼自身の商社の名に於てするのみならず、

印度の經營請負制度 (Managing agent)

らず、場合によつては又商社の各メンバーの名に於てし、其の親族の名に於てし、更に彼と密接なる關係を有する他會社、又は個人の名に於てすることを得るからである。然し印度會社法上、重要な事項を審議する特別株主總會の有効決議は、四分の三以上の多數決によると定められてある關係上、少くとも四分の一程度の株式は經營請負人が所有するのを常とする様である。即ち四分の一の株式を握つて居れば、會社の重要問題に就いて彼の意志に反する決議が成立する惧れは先づ無いと云へるからである。大體に於て綿工業に於ける印度人經營請負人の持株割合よりも、ジュート工業に於ける英人經營請負人のそれの方が少ないと云ふことである。事實後者の地位は頗る安固である爲、彼等はそれで満足してゐるのである。又持株は假令少くとも、それがブロックを爲してゐる點が一の強みであることは云ふ迄もない。

第二に經營請負人と會社との關係の大綱は會社の定款にも規定されるが、その細目に就いては別に兩者間に契約が結ばれる。然しその契約書の内容は大部分會社に對して經營請

負人の有する權益を確保する爲の條項より成り、之によつて彼の支配權には動かし難い法的根據が與へられるのである。此の契約に從來は有期と無期との二種あり、前者は二十年乃至三十年を普通とし、期限到來すれば再び契約を更新する場合が多い。又契約の解除については、アーメダバッド式にあつては、經營請負人が自發的に辭職せざる限り之を爲すを得ずと定めるものが多い。ボンベイ式にあつてはより彈性的なるも、株主總數の四分の三以上の多數決によるにあらざれば、解約することを得ずと定むるもの多く、従つて此の場合に於ては解約は事實上困難である。ジュート・石炭・茶等の各企業に於ても亦同様である。更に會社解散の場合に付いては經營請負人の有する債權の優先を認むる外、一定の賠償金額——例へば十年分のコミッション相當額——を定むるもの多く、會社合併の場合には従前通り新會社の經營を繼續委任するに非ざれば之を行ふを得ずと定めるものがある。次に經營請負人の會社經營上の權限に就き詳細なる規定が設けられるが、之は普通の株式會社定款に定められる常務取締役又は代表重役の權限と大差なく、經營の一切を擧げて委

任せられる以上當然のことであるが、それよりも注意すべきことは、多くの經營請負契約に於て、經營請負人が彼自身當然重役の一員たるのみならず、更に他の重役中の一名又は數名を *nominee* の重役として指名し得る權限を確保してゐる點である。一九一三年の印度會社法改正により、有限責任會社は總て重役會設置を強制せらるゝに至つたが、斯やうな譯で事實上は單に名ばかりの重役會があるのみであり、株主總會亦單なる報告聽取會に過ぎざる有様となつてゐる。

第三に經營請負人の有する實權は又會社に對する其の金融的勢力に基づくのであつて、彼の支配力を絶對的ならしめる最大の理由は實にこゝにあると云ふべきである。が然し、その説明は便宜上次節に於て、經營請負人の金融的職能を論ずる際にゆづる。

次に經營請負人と企業との關係に於て一層重要視すべきことは、彼等が其の經營する會社より受ける報酬の問題である。此の報酬に就いては勿論前述の經營請負契約に詳細規定されるのであるが、その内容は場合により、區々として歸一する處はないと云はねばなら

ぬ。然し報酬の形態を大別すれば之を三種に分つことが出来る。第一は事務所手當(Office allowance)と稱するものであつて、その趣旨は經營請負人が彼の事務所に於て、請負ふた会社の爲に種々なる事務を執り、又会社の爲に屢々そのポケット・マネーを支出することがあるのに對し、之を控償するといふ意味であるとされてゐるから、必ずしも報酬の一種とは云ひ得ないかも知れぬが、多くの場合それは名目であつて、事實上は矢張報酬の一部と見る方が適當である。この手當は毎月幾許と定められ、月拂ひされるのであつて、その額は會社によつて區々であるが、例へばボンベイの綿工業にあつては一會社平均六百ルピー位、ベンガルのジュート工業にあつては三百ルピー前後から千二百ルピー位迄が支拂はれてゐるといふことである。これ位の金額は大きな經營請負人にとつてはほんの小遣錢といつてもよいかも知れぬが、多數の業者にとつては云はゞ月給であつて、決して輕視し得るものではないこと明かである。

第二は經營請負に對する本來の報酬であつて、從來の慣行によればその定め方に三種類

ある。即ち生産高を標準とするもの、販賣高によるもの、及び利潤を基礎とするもの之であつて、假に名づけて夫々生産高コム・ミッション、販賣高コム・ミッション及び利潤コム・ミッションと呼んでおく。ボンベイの綿工業に於ては最初生産高コム・ミッションが行はれたが、機械の進歩による生産能力の著しき増大の結果、此の定め方は不都合を生じたので、利潤コム・ミッションの制度に轉じ、今日に於ては利潤の割合が最も普通である。アーメダバッドに於ても最初は生産高コム・ミッションであつたが、今日は多く販賣高コム・ミッションが行はれ、その率は普通三分五厘となつてゐる。其の他諸都市の綿工業に於ては未だに生産高コム・ミッションが行はれるものが少くない。

ジュート工業に於ては大多數販賣高コム・ミッションによつてゐるが、尙種々なる標準を混合した複雑な制度をとつてゐるものもある。又製茶業に於ては二分五厘の販賣高コム・ミッションに加ふるに同率の利潤コム・ミッションを以てし、製紙工業に於ては割合の利潤コム・ミッションとなつてゐる。要するに之等の諸制度は各企業の實情に基づいて決定されるのであ

つて、一定の原則がある譯ではないが、前記各種コムミッションの中、利潤を標準として定むるものが最も合理的なることは自ら明かであつて、一九三七年の印度會社法改正に際しては利潤コムミッションに統一されることとなつた。それに就いては尙後段に於て觸れることとする。尙上述の如きコムミッションの約定に際しては、多くの場合その最低限度をも規定してゐる。即ちそれは會社の成績如何に拘はらず、經營請負人の受く可き報酬の最低限度であつて、別に一定の標準額といふものは見出せないが、ボンベイの綿工業に於ては年千二百ルピー乃至七萬二千ルピー迄が多く、稀には十二萬ルピーといふものもあり、平均すれば三萬三千ルピー位になつてゐるといふことである。又ベンガルのジュート工業に於ては、年二萬四千乃至五萬ルピー位が最低コムミッションとされてゐる。尤も最低コムミッションの規定はあつても、最近の不況時の如く、事實會社が巨額の缺損を續けて居る時などは之を強行することは不可能であつて、多くの經營請負人は已むなくコムミッションの減額を應諾するに至るのである。

印度の經營請負制度 (Managing agent)

最後に第三の報酬形態として、經營請負人が會社の爲になす附隨的サービスに對する報酬を擧げねばならぬ。即ち經營請負人は多くの場合會社や工場 of 經營自體を引受ける以外に、工場で使用する原料品の購入を代行し、出來上つた製品の販賣の勞をとり、更に會社の建物やストックに附する保險の仲介をも一手に掌握するのが常である。之等のサービスは見方によつては、總て會社の經營それ自體の中に包括さるべきものとも云へるのであるが、彼等は敢て之を本來の經營とは別個のサービスなりとして、一々相當の手數料を要求するのである。(尤も前記販賣高コムミッションの制をとる場合に、更に販賣手數料を要求することはあり得ないであらうが、他のコムミッション制による場合にはそれが有り得る譯である。) 然し此の種の手數料に就いては經營請負契約にも詳記せず、唯經營請負人と會社重役との間の協議により定むる旨を記すに止めるものが多い様である。

之を要するに、經營請負人は其の經營する會社より上述の如き各種の報酬を要求し得るのみならず、株主としては株の配當を受け、又次節に述べる如く會社に對し金融をなす事

によつては利子を收得するといふ譯で、何重にも會社を搾取することが出来るのである。印度の特殊事情により自然に發達した制度であるとは云へ、普通の資本主義社會に於ける株式會社制度から見れば頗る變態的な斯の如き制度が、今日尙榮えてゐる根本的な理由が確に此の邊に潜んでゐるのではなからうか。即ち彼等經營請負業者達が、あらゆる經濟的實力を有し乍ら、普通の株式會社制度による事業の直營を爲さんとせず、敢て經營請負の形式をとるのは、要するに斯くする方が彼等にとつて収益が多く、且より安全であると考えられてゐるからであらう。

五 經營請負人の金融的職能

既に述べた如く近代的會社企業の創始された當時の印度には、未だ殆ど投資階級といふものが發達して居らなかつたから、——勿論今日と雖も未だ其の發達は貧弱と云はねばならぬが——企業の創始者達は僅に自己や親族・友人等の出資により事業を始め、又専ら自

己の信用力によつて他から金を借入れるより外仕方がなかつた。而も近代的銀行の發達は遙に遅れたので、之等企业は全く近代的金融機關とは無關係に創始せられたのである。そして之等の創業者達が纏て經營請負人となつたのであるから、後者の金融的職能は最初から必要不可欠のものであつた譯である。又事實彼等は既に種々なる生産業と共に金融業をも營んで居り、此の方面に於ても充分經驗と技能を有してゐたから、彼等が經營請負人となつた後も、金融的職能を行ふことは少しも不自然なことではなかつた。そして斯様な沿革が近代的銀行業の發達の不充分なることと相俟つて、今日の狀態に迄導かれて居る譯である。のみならず、一九二〇年の印度帝國銀行法 (Imperial Bank of India Act) は、同銀行が總ての有價證券の割引、又はそれに對する貸付をなす爲の條件として、少くとも二人又は二商社の連帶責任を要求し、之が事實上總ての證券金融に經營請負人の連帶保證を要求する慣例となつて現はれ、其の他の諸銀行も亦法規の強制こそ無けれ、皆之に倣ふこととなつて、經營請負人の金融上の地位は益々重大なるものとなつたのである。が、之は寧

る表面的な説明であつて、事實銀行は専ら經營請負人の絶大な信用力に對してこそ金融するので、會社の重役のサインは寧ろ附たりである。即ち銀行に對する金融上の實質的な關係に於ては飽く迄經營請負人が主で、金融を受ける會社そのものは却つて従となつてゐるのである。之は經營請負人がその經營する會社の資金を自由に使用することが出来、關係會社間の融通は頻繁に行はれ、従つて會社の眞實の財政状態は到底銀行にも分らぬのであるから、勢ひさうならざるを得ない譯である。斯くて印度の企業經營は金融的にも全く經營請負人に依存するのであつて、彼の勢力の如何に大なるものであるかは想像するに難くないのである。

扱て經營請負人の營業に對する金融職能は、株式の引受・社債の引受・直接の貸付及び信用附與等の形式を通じて行はれるが、更に主要産業に就いて之を略説して見よう。先づ綿工業に於けるそれは或る程度まで次表によつて知ることが出来よう。

印度の經營請負制度 (Managing agent)

印度綿工業の資金調達状況 (一九三〇年十月現在)

	ボ ン ベ ー (六十四會社)		ア ー メ ダ バ ツ ト (五十六會社)	
	金額(百萬ルピー)	%	金額(百萬ルピー)	%
經營請負業者より借入	五三・二	二一	二六・四	二四
銀行より借入	二二・六	九	四・二	四
一般より預り金	二七・三	一一	四二・六	三九
株式資本	一一・四	四九	三四・〇	三二
社債	二二・八	一〇	〇・八	一
合計	二四八・三	一〇〇	一〇八・〇	一〇〇

(●ボンベール會社の社債總額二三・八百萬ルピーの引受内課次の如し——經營請負人四・五五、銀行五・二七、一般一三・九五)

右表の株式資本及び社債中、少からざる部分は之亦經營請負人の出資にかゝるものであるから、要するに全體として印度綿工業が經營請負人の金融的職能に負ふ處極めて大なることが明瞭である。

ジュート工業に於ても、初期の頃は英人經營請負人が少からず直接的金融をなしたので

あるが、今日の斯業は印度に於て近代的に最も堅實な企業となつてゐるので、優先株や社債の發行によつて容易に一般民間から資本を調達し得る状態に達してゐるのみならず、銀行も亦經營請負人の保證さへあれば喜んで貸付をなすといふ譯で、今日のジュート工業に於ける經營請負人の金融的地位は綿工業に於ける程大ではないが、然し依然彼の信用力を基礎として金融が行はれて居ることを思へば、矢張りその意味に於て彼の金融的職能の重要性は淺すべからざるものがある。

更に製茶業にあつては固定資本に比し流動資本の必要は比較的少く、従つて平常に於て經營請負人が直接金融する必要は餘りない。のみならず、此の産業も亦英人によつて經營せられるもの多く、その基礎は頗る堅實であるので、銀行からの金融も得易く、又既に相當大きな茶の仲買商が發達してゐて、之からも金融の便があり、従つて經營請負人に依頼すべき處はそれ丈少くなつてゐる。然し乍ら、印度人所有のものにあつては、尙經營請負人の金融的職能に俟つべき處多大であり、又英・印何れの國人の經營たるを問はず、總じ

て不況時に於ける經營請負人の金融的職能の重要性は頗る大なるものがある。尤も此の不況時に於ける彼等の重要性は常に製茶業に限らず、總ての産業に共通なることは云ふ迄もない。之を要するに經營請負人の金融的職能こそ、現在に於ける彼等の最大の存在理由である。

六 經營請負制度の弊害と印度會社法

印度の經營請負制度には既述の如き長所と存在理由とがある反面には、又幾多重大なる弊害が発生してゐる。それに就いて從來屢々論ぜられつゝある處を左に列擧して見よう。

一、事業經營が見角金融業者的見地にのみ捉はれ易い。この傾向は特に印度人經營請負人に於て強く、その現はれとして最近二三十年來、ボンベイ綿工業に於て彼等の權利讓渡が頻りに行はれてゐる。而もそれが何等株主の同意を経ずして勝手に行はれるものがあるに至つては其の弊蓋し極まれりと云ふべきであらう。又獨り印度人と限らず

英人のそれにも相通することであるが、此の金融業者的見地に捉はれる結果、その經營は兎角保守退嬰的となり、爲に時代の要求に應じて産業の新分野を開拓し、印度の工業化を進展せしむるといふが如き進歩的役割を彼等に期待することは困難である。

二、同一の經營請負人が多種多數の事業を經營する場合、一二の事業の財政悪化するものあれば、自然果を他の健全なる事業にまで及ぼすことは明かである。そしてこの害は到底その反對の効果、即ち成績よき事業が他へ及ぼすことあるべき好影響によつて相殺され得ないものである。

三、會社が經營請負人の金融的職能に頼り過ぎる爲に、彼を離れて會社独自の金融關係を作り出すことが出来ぬ。従つて彼自身が悪化すれば當然會社も巻添へを食ふの外ない。

四、經營請負人がその關係會社の株式投機を行ふことがある。殊にボンベイの綿工業に於て往々行はれる處であつて、最も惡質の弊害と云ふべきである。

五、經營請負人は既述の如く同時に會社の株主である事が原則であるが、株主としての利益よりも其の他の關係より生ずる利益多く、寧ろそれの方が主たる場合少からず、従つて彼等の株式所有は必ずしも一般株主との利益の一致を意味しない。又自己の收入が全體として大なれば可なりといふ考から、個々の會社の業績は必ずしも問題とせず、最も利益多き會社の經營にのみ力を注ぎ、極めて不公平なサービスをなすことがある。

六、多數企業の經營が少數の經營請負人に集中獨占せられてゐる爲に、新進有爲なる印度人企業家階級の發達を阻害してゐる處が少くない。

七、之を要するに財界が常態又は好況にある時は比較的問題は無いとしても、一旦恐慌や最近の如き大不況に際して、此の制度は最も大なる缺陷を暴露するのである。この點は既に一九三一年に印度中央銀行調査委員會に於ても明かに指摘せられた處で、同報告は「それ故に將來印度産業を發達せしむる爲には、出来る丈此の制度に頼らしめ

ざる様な方策を講ずべきであつて、それには産業會社と銀行との直接的友好關係を確立助長せねばならぬ」と結論してゐるのである。

大體以上の如き諸點が此の制度に對する非難の主要なるものであると云つてよからう。然し乍ら、斯の如き重大なる弊害あるに拘らず、此の制度は印度の近代的産業組織の根幹を成して尙未だ牢固として抜く可らざる力を有し、政治革命でも行はれざる限り、近き將來に於て衰滅すべき運命にありと斷ずることは到底出来ない。否、此の制度に關する研究の權威者たるロカナータン教授も云はるゝ如く、之こそ英國資本が印度を搾取するのに最も都合よき制度であり、従つて政策的にも助長されこそすれ、之を廢止するといふが如きことはあり得ないとも考へられる。然し乍ら、上に列擧したやうな諸弊害が、いつまでも其の儘放置されるといふことがあり得ないことも明かであつて、結局その改善が問題となつて来る。そしてそれには何よりも先づ法制上の改善から著手されねばならぬが、それに就いては既に一九一三年に印度會社法の第一次改正が行はれた際相當研究論議され、可成

り重要な提案も行はれたのであるが、結局採擇されるまでに至らず、同改正法の適用によつても、或る程度迄その弊を矯正し得るといふ有權の見解が勝を占めて最近に及んだ次第である。従つて斯の如き重要な産業制度に對して、從來の印度會社法は直接何等の規定をも設けて居なかつたのである。私のひそかに想像する處では、此の制度の弊害の最も大なるものは明かに印度人經營請負人の側に於てあり、之を矯めんとして嚴重なる法規を制定せんとすれば、他の反面に於て印度に於ける英國資本の自由なる活動に累を及ぼす恐れあり、此の間の政策的チレンマが印度政府をして思ひ切つた法制的改革を躊躇せしめつつあつたのではあるまいか。

然し乍ら、印度政府も遂に立法的手段に出づるの已む無きを認められた爲か、一九三六年印度會社法の第二次改正を企圖するに至つたが、一度改正の議が印度議會に附せらるゝや、一般の關心は忽ち經營請負制度に關する立法に集中され、其他にも幾多重要な改正乃至は新立法が提案されて居たにも拘はらず、議會の論議は専ら本問題によつて獨占された如き感

を呈した。殊に其の間ボンベイの株主協會 (The Bombay Shareholders' Association) が終始辛辣なる暴露戰術によつて經營請負人の非行を攻撃するに及んで、之が取締法規の制定は愈々必定視せらるゝに至つた。斯くて遂に改正法は成立し、一九三七年一月十二日より施行せらるゝに至つたが、此の重要な經營請負制度に關する規定が始めて印度會社法中に設けられ、従つて同制度が始めて法律上にも公認せらるゝに至つたことは、蓋し印度會社法史上、従つて又印度産業史上に一時代を劃する出來事と云ふべきであらう。乃で右法規の中上來述べ來つた處との關連に於て特に重要視すべき諸點を列擧すれば次の如くである。

一、經營請負人 (Managing agent) の定義——本法に於て經營請負人といふは一會社との契約により、且該契約に規定せられた範圍内に於ける重役の指揮統制に従つて、該會社の全事務を支配する權限を有する個人又は商社を意味し、かゝる地位を占むる者は其の稱呼の如何に拘らず總て之を包含す。

二、經營請負人の任期——本法施行以後は總て二十年を限度とす。本法施行以前の契約

と雖もその契約内容の如何に拘らず、本法施行後二十年を以て満期とす。但しその期限到來の時、又はそれ以前に再任されたる場合は此の限りに非ず。任期満了するとも經營請負人の會社に對する債權は消滅することなし。且、かゝる債權の辨濟せられたる後に非ざれば任期満了するとも彼を解任することを得ず。

三、經營請負人を解任し得る場合——經營請負人が會社の事に關連して刑法上の罪を犯せる場合、又は破産の宣告を受けたる場合には、會社は契約の如何に拘らず株主總會を経て彼を解任することを得。

四、經營請負人の權利の讓渡——株主總會の承認を経るを要す。

五、會社解散の場合——經營請負人の責に非ざる理由により會社の解散せらるゝ場合には、彼の會社に對して有する債權は完全に確保せらるべし。

六、經營請負人の任命・解任並に契約の變更——之等は爾今總て株主總會の承認を経るを要す。但し最初の經營請負人の任命は此の限りに非ず。

- 七、經營請負人に対する報酬——本法施行以後に經營請負人を任命する場合、經營請負人の報酬は總て會社の毎年の純利益に對する何割と定め、純利益の皆無又は缺損の際に於ける最低報酬額を規定し、且一定の事務所手當 (Office allowance) を定むべし。上記以外の報酬に關する契約は總て會社の特別決議 (Special resolution) —— 二十一日の豫告を以て召集せられたる株主總會の四分の三以上の多數決による決議——による承認を経るを要す。(此の場合の純利益の計算方法を規定しあるも之を略す。)
- 八、會社はその經營請負人に對し金を貸付け、又は彼の債務の保證をなすことを得ず。
- 九、會社と經營請負人との間の物品賣買契約——本法施行以後は總て重役會の四分の三の承認を経るを要す。
- 一〇、同一の經營請負人の經營する會社間の資金融通——今後は之を禁止す。但し親會社・子會社間に於ては此の限りに非ず。
- 一一、他會社の株式又は社債の取得——投資會社以外の會社が同一の經營請負人の經營

- 下にある他會社の株式、又は社債を取得することは原則として之を禁ず。但し重役會の全員一致の決議により承認せられたる場合は此の限りに非ず。
- 一二、社債の發行及び投資は重役の承認を経るを要す。
- 一三、經營請負人はその經營する會社の事業と競争する事業を、自己の計算に於て營むことを得ず。
- 一四、經營請負人の重役指名權は全重役數の三分の一を限度とす。
- 一五、銀行業と經營請負人——本法施行後二年を経たる後は總ての銀行は經營請負人を任命し、若くは經營請負人に經營せらるゝことを禁ず (本文執筆當時 昭和十二年八月——到着の印度新聞の傳ふる處によれば、印度政府は保險業法の制定を企圖しつつあり、それに就いては保險業に於ける經營請負人制をも廢止せんとする意向の如く爲に同業界方面よりは種々なる反對運動を惹起するに至れるもの如し。)
- 以上の諸規定を見れば相當嚴重な取締りが此の制度に加へられたものの如くであるが、

之によつて果して前述の如き諸弊害が一掃出来るかと云ふとそれには大きな疑問がある。然しそれに就いて茲に詳論する餘白はない。

七 結 語

扱て以上によつて明かにされたやうな經營請負人制度は、印度にのみ特有のものであるかと云ふと必ずしもさうではない。私は過般の印度・南洋旅行中、比律賓や泰國やビルマにも數例を發見したのみならず、セイロンの茶園や護謨園、マレーの護謨園や錫鑛業の大部分が亦此の制度をとつて居り、(尤も之等の茶園や護謨園では *Managing agent* と云はずに *Estate agent* と云つてゐる。) 蘭領印度の各種栽植企業にも其の例が少くないことを知つた。もも其の内容が印度のそれと全然同一と云ひ得るや否やに就いては、今後の研究に俟たねばならぬが、先づ大差なきものと考へられる。而して之等を通じて注意すべきは、特に英國人乃至英國資本が好んで此の制度を採つてゐる點である。一般的に云へば、それ

印度の經營請負制度 (*Managing agent*)

は熱帯に永住し得ざる西洋人が、熱帯の而非資本主義的環境に於て經濟的開發をなすに當つて、此の制度によるを便宜とした爲に發達し來つたものと云へるのであらうが、英國人以外の西洋人に此の方法を採るものの比較的少い事に就ては、何等かの説明が加へられねばなるまい。南亞細亞熱帯の富源を争つた西洋諸國の中、結局に於て英國が「獅子の分け前」を獲た理由の一が、或はこゝにも潜んでゐるのではあるまいか。(昭和一二・八・一二)

(附記一) 印度の週刊經濟雜誌「*Capital*」の一九三六年七月三十日號の卷頭論說によれば、經營請負制度が印度にのみ特有のものと思ふは誤りであつて、英國にも經營請負人なる稱呼こそなければ之と類似の制度はあり、殊に船舶業に於ては既に久しい慣行となつてゐるといふ事である。此の船舶業に於けるそれといふのは恐らく *Managing owner* のことを意味するものと思ふが、是等と印度の經營請負人制度とが如何なる關係にありやは更に研究を要する問題である。尙此の制度に類似のものは南アフリカの金鑛業にも見出し得る——*J. Martin: Group administration in Witwatersrand, in "The Economic Journal," Dec. 1929. 參照——*のみならず、*V. Anney 女史は支那にもあると附註してゐることを附け加へて置く。*

(附記二) 紙幅の関係で脚註は總て省略せざるを得なかつたが本研究に使用した主要資料次の如し。

Lakanathan (P.S.): Industrial organization in India. London, 1935.

Buchanan (D.H.): The development of capitalistic enterprise in India. N. Y. 1934.

Ausley (V.) : -The economic development of India. London, 1929.

Sen (S. C.) : -Indian Companies Act. Calcutta. 1937.

Report of the Indian Tariff Board-Cotton Textile Industry. Calcutta. 1932.

Legislative Assembly Debates. Vol. VI. No. 7~No. 11. Sept. 1936.

(附記三) 本稿は私の昭和十二年の印度旅行より得たる材料により、舊稿「印度の近代の産業と經營請負業者」(雜誌「南北」昭和十一年六、七月號所載)を著るしく増訂したものである。

印度の經營請負制度 (Managing agent)

第十二章 印度經濟學者の經濟學改造論

一 ムカージ教授の「比較經濟學原理」

印度の經濟的研究を行ふ爲には、英國人等西洋學者の研究以外に、印度の經濟學者の研究成果をも利用しなければならぬ。ところで印度の經濟的研究と言つても、やはり夫々の研究者のもつ一定の經濟的な見方に立つて研究がなされる譯であるから、印度の經濟學者達が經濟といふことについて、如何なる考へをもち、又如何なる立場から印度經濟の研究を行つてゐるかといふことは、彼等の研究成果を利用するに際して一應知つて置く必要があると思ふ。さういふ見地よりして、印度の經濟學者達の書いた經濟學に関する書物をひもといて見ると、そこに頗る特徴のある考へ方なり、經濟觀なりが展開されてゐることに氣がつくのである。

今日印度の諸大學に於て、經濟學がどういふ風に取扱はれ、どういふ考へ方の下に學科

課程中に織込まれてゐるかといふに、我國などとは非常にその趣きを異にし、「經濟原論」とか、一般的な「經濟學」などといふ名稱は用ひられず、殆ど皆 Indian Economics 即ち「印度經濟學」なる名を以て行はれてゐる。そしてそれに對應するものの如く「印度經濟學」といふやうな表題の下に、印度の經濟學者によつて書かれた書物が從來非常に澤山出てゐるのである。即ち印度人經濟學者によつて研究されてゐる經濟學は、主として「印度經濟學」であるといつても差支へないやうな状態であつて、少しく誇張して云ふならば「印度學派」とでも名づけてよいやうな、一種特徴のある經濟學が印度に發達しつゝあるとも言へるのである。

このことは、最近我國に於て「日本經濟學」の建設、即ち經濟學を日本的な立場より改造するといふやうな事が考へられ、又盛に主張されてゐることと考へ合せて、頗る興味あることと言はざるを得ない。而も日本に於ては今頃になつて「日本經濟學」が問題となり出したのに、印度に於ては既に二十年以上も前から「印度經濟學」が打立てられ、印度の經濟學

印度經濟學者の經濟學改造論

者にとつて經濟學と云へば、即ち「印度經濟學」を意味するといつたやうな状態が既に彼地に出來上つてゐるのである。換言すれば、經濟學に國籍を認めるといふやうな考へ方、乃至は少くとも西洋經濟學に對して、東洋經濟學の存在を主張するといふ様な考へ方は、日本などよりも、印度に於て一足先に發達してゐるといふ事實を注意したいと思ふ。(然らば何故印度に斯様な傾向が早く發達するに至つたかといふ理由を考へて見る事は興味ある事ではあるが、此處ではそれを省略しておく。) 日本經濟學の建設といふ様な事が重要視されて來た今日に於て、印度經濟學者の斯様な考へ方を顧るといふ事も、強ち無用の業ではないであらう。

併せて、所謂印度經濟學の考へ方を、最もよく代表するものとして、以下に紹介しようと思ふのは、現在印度の Lunknow 大學で經濟學及び社會學の教授をしてゐる Radhakamal Mukerjee 氏の「比較經濟學」といふ研究についてである。此の比較經濟學といふ考へ方は、私の專攻してゐる植民政策學の基礎理論を築いて行く上にも、非常に参考になる所のもの

であつて、私としては勿論左様な見地から興味を持つてゐるのであるが、前述の日本經濟學の考へ方にとつても、少からず参考になるのではないかと思ふのである。

ムカージ教授の比較經濟學研究は、「比較經濟學原理」Principles of Comparative Economics といふ二卷から成る大著として一九二一年に出版されてゐる。一體比較經濟學といふ様な事を西洋の經濟學者が今迄に問題にした事があるであらうか。寡聞にして私は未ださういふ事を聞いた事も、さういふ文献を見た事もない。單行本の形に於て堂々と「比較經濟學原理」といふ銘を打つて書かれてゐるものとしては、恐らくムカージ教授の右の書物が唯一のものではないかと思はれる。

ムカージ教授は最初米國で社會學を修め、二十五六歳の頃、かの「地域社會學」を書いて一躍米國社會學界に名を知られたのであるが、後次第に經濟學に轉向し、前記「比較經濟學原理」や「印度の經濟的基礎」等の大著を世に贈り、其他印度經濟に関する著書論文は枚舉に遑なき程である。總て英語で書かれてゐるので、歐米の學會にはよく知られてを

り、時々歐米の大學から招聘を受けて講義に出かける事もある。蓋し印度經濟學者中の曰肩ともいふべき人である。私は昭和十二年に印度訪問の際、ラクノーで同教授に、つたが未だ五十そこ／＼位の、小柄ではあるが非常に元氣な人であつて、今や益々油が乗つて、色々な研究を次から次へと發表してゐる勢力的な學者である。

二 古典派經濟學に對する批判

ムカージ教授の前記二卷の著書の中、第一卷は比較經濟學の理論的研究に充てられ、第二卷は其の考へ方に立脚して印度の經濟社會を細かに分析してゐるのである。こゝで紹介したいと思ふのは其の前半の理論的な部分に就いてである。

先づ教授は此の著書の冒頭から非常な意氣込を以て、從來西洋に發達した經濟學は、最早今日の役には立たない。少くとも印度の經濟的事象を説明し、理解する爲には不十分である。従つて改造の必要があるといふ事を述べてゐるのである。其の趣旨は既に多く説かれてゐる所と大差はないのであるが、試みに記して見るならば次の如くである。

從來の經濟學、即ち西洋的經濟學は大なり小なり快樂主義心理學と、功利主義倫理學との混淆物である。併し近代の科學分析及び哲學的思考のゴールである所の、心理學的及び倫理學的諸法則の物理學的乃至生物學的解釋によると、經濟學の原理も亦從來の様な固定した、そして獨斷的な經濟的信條の便利な形式として放置する事なく、須からく其の物理學的・生物學的並に社會心理學的諸要素・諸條件に其の理論的基礎をより多く求めなければならぬのである。社會的起源や進化に關する我々の考へ方は、最近非常に進歩して居り、リカルドよりミルに至る古典派經濟學の既成概念や、分析不足の形式理論と到底相容れなくなつて來てゐるのであつて、今や是等の經濟原理をば、此の新しい科學的方法、即ち物理學的・生物學的、若くは社會心理學的要素を多分に加へた方法を用ひて改造する必要に迫られてゐる、と斯様に述べてゐるのである。

然らば、如何にそれを改造して行つたらよいかといふに、ムカージ教授は二つの方向に於てそれを行ふ必要があるといふ。即ち其の一つは下向的方法(descending method)で

あつて、從來の經濟理論を分析してそこに省かれ、或は看却されてゐる所の物理學的或は生物學的基礎を明かにして行く。換言すれば、下に向つて深く掘下げて行つて、新しい理論的基礎を物理學的或は生物學的なものに見出さなければならぬ、これが第一の方法。次に第二の方法は、それが出來た上で今度は逆に上向的方法(ascending method)に移る事である。それは右の様にして分析された生物學的乃至物理學的基礎から出發して、人間生活及び歴史を綜合する事により、例へば印度についていへば、印度の歴史を綜合する事によつて色々な種類の經濟的・社會的法則や概念や價值を作り出して行く。さういふ二重の方法を以て既成經濟學を改造せねばならぬとし、幾多の實例を擧げて一層詳細に説明してゐるのである。

三 比較經濟學の理論

次にムカージ教授が古典派經濟學の最大の缺陷としてゐる所は、其の心理學的基礎が不充分であるといふ點である。即ち古典派經濟學の心理學的基礎は前述の如く快樂主義で

ある。即ち經濟の本質を以て快苦のバランスに對する計慮に在ると見、従つて唯一の目的は最小の勞苦を以て最大の幸福を確保するに在りとするのである。故に人間の經濟活動の動機、或は經濟行爲の心理的基礎として次の様なものを最も重要視してゐる。其の一は利得に對する欲求、其の反面は損失を恐れる心。其の二は所有觀念、それから派生する所の貯蓄・貯藏・節約・節制といった様な觀念。第三は生活標準を維持して行かうといふ欲求、その反面は貧困化を恐れる心。第四は奢侈品の生産消費に含まれてゐる如き、卓越・新奇・並に變化を求めらる動機。第五は安定を欲する心、即ち量は少くとも確實で段々殖えて行くやうな利益を好む心、それから色々な種類の危險に對する生命・財産の保護の要求や失業を恐れる心。先づさういつたやうな心理を經濟行爲の心理學的基礎として最も重要視してゐる。言換へれば、かの所謂經濟人、エコノミック・マンと云ふものは正に斯様な心理を以て行動する處の抽象化された人であるのである。そして之等の心理が織り交つて所謂開明的利己主義となり、それが個人主義的公正の理想を追求することとなる。而してその理

印度經濟學者の經濟學改造論

想を達成する唯一の方法は、古典學派に依れば、自由無制限の競争であるといふこととなる。

併し乍ら、最近に於ける社會心理學の發達は、斯様な見解の不充分な事を明かにするに至つたのである。即ち人間行爲を導く本能の中には、經濟的に重要な影響を齎らすものが尙この外に幾らもあるのであるが、古典學派に依ればそれ等は看過されて居るのである。例へば次の様な諸々の人間の本能がそれであると云つて、ムカージ教授が擧げてゐるのは、第一に肉體的乃至家族的本能、第二は職人氣質或は創造本能、第三は支配本能や指導本能、第四は社會的同情心又は群居本能。尙その外、移住本能とか劣弱や拘束を厭ふ心とか、或は又好奇心や冒險心といったやうなものもある。之等の心理的要素は夫々皆重要な經濟的影響を生むものであるに拘らず、古典派經濟學に於ては閑却されてゐる。其處で、さういふ從來の經濟學が閑却した點に我々は思ひを致さなければならぬといふのである。

然るに、今述べたやうな本能や心理といふものは、民族や人種を異にするに従つてその

強弱や程度を異にするものである。即ち、その強弱や程度は各民族に特有な生活價值體系 (scheme of life values) といふ言葉を使つてゐるが、私は特にかう譯しておく) によつて決定されるのである。各民族の有する生活價值體系といふものは、實に斯様な本能及びその満足の評價、並にその調整や制御を意味するのである。而して各文化地域の經濟的諸制度は夫々特有のかゝる價值體系、即ち文化價值體系に依つて形成されてゐるのである。そしてその價值體系の基礎に、前述のやうな多數の心理的要素が働いてゐる譯である。

斯様にして従來の經濟學で閑却されてゐた部面、否、閑却されたといふよりは、従來の經濟學に於ては左様なものは非經濟的なもの、若くは經濟的重要性無きものとして抽象し去つたものであるが、正に左様な従來の經濟學に於て抽象し去られたものをこそ、寧ろ還元して考へ直さうといふのがムカージ教授の考へであると思はれる。そしてそれによつて各地域なり、各民族社會なりに特有の經濟生活の個性が把握されて來ると考へるのである。

之を要するに現實の經濟生活なるものは決して一樣のものでなく、各地域の經濟的特徴や、各民族社會の個性を無視して抽象的に如何に精緻な分析をやつて見ても、それ丈では充分にして且正しい分析とはならぬのである。其處でその不充分を補ひ、現實により即應した經濟原理を發見し、以て經濟政策の進歩に眞に貢獻する事の出来るものは、綜合的・比較的にして且發生的 (genetic) な經濟學あるのみといふ事になる。然し乍ら、斯様な比較經濟學の基礎をなすものは單に社會心理學のみではない。經濟的類型 (economic types) や經濟地帯の相違を決定するものは、各地帯を占める民族社會特有の生活價值體系や支配的本能の相違のみならず、地理的・風土的な要素にもよるものであつて、前述の心理的諸要素の如きも亦之等地理的・風土的要素に適應し、且進化の途上に於て密接な相關々係を持つのである。斯く考へ來つてムカージ教授の所論は、比較經濟學の今一つの基礎をなす處の地域經濟學 (Regional economics) の理論へと移つて行くのである。

■ 地域經濟學の理論

以上述べて来た所を綜合して見れば、次の様な事になると思ふ。即ち經濟學の一般的進化は具體的には物理學的・生物學的・心理學的な諸要素に基づいて發達する諸種の經濟制度となつて現はれ、従つてその經濟制度は各地域毎に特殊の發達をなし、そこに特殊な經濟的類型を作り出すのである。而してかゝる經濟類型を決定する主なる要素は次の三者である。即ち

- 一、各地域の自然地理的、並に人文地理的な外的條件。
- 二、生物學的、乃至社會心理學的な諸種の本能や衝動、並に生活理想や社會價值等の內的・有機的條件。

三、民族生活の外的及び內的諸要素の相互作用により堆積築造され來つた歴史的传统。そして之等の諸條件は單にその靜的な様相に於てのみならず、動的な進歩の過程に於ても亦把握されねばならぬのであるが、兎も角斯様な分析を行ふことによつて、各地域の各種社會類型に相應する經濟類型を發見する事が出來、それによつて一般的經濟法則の基礎と

なるべき諸材料を求める事が出来る。ムカージー教授の所謂地域經濟學や、比較經濟學は正に左様な任務を果すものであつて、之等研究が充分に行はれて始めて一般經濟學の正しい進歩が期待せられるといふのである。

ところで、以上の考察にあつては、經濟類型を一つの譯つたものとして考へて來たのであるが、或一つの類型をとつて更に詳細に考察すると、その中には又自ら二次的な地方差(sub-regional differences)が認められる。例へば東洋的な經濟類型に對して、西洋的な經濟類型といふものが考へられるが、同じ西洋の類型の中にあつても、英國と米國とドイツとの間には夫々又相當の相違を認め得る如き之である。故に地域經濟學の仕事は、一般的な經濟類型を研究すると共に、同一經濟類型中の二次的な地方差をも研究する事にある。更にその研究は靜態的に行ふと共に、又動態的にも行はれねばならぬ。即ち各地域の經濟史的研究である。各地域は經濟史的に見る時、その經濟的發展段階を等しくする事もあれば異にする事もある。又、假令同様な發展段階に屬する經濟的特徴を示してゐても、それが

停滞的狀態の一部であるか、上向的傾向の一部であるか、將又下向的傾向の一部に相當するかにより、其の意味を異にする。依つて各地域の經濟的研究は又之等の點をも明かにするものでなければならぬ。宛も生物學に於て生物の種類や型を分類すると同時に、それが如何なる進化の過程にあるかを決定する如く、經濟組織の研究にあつても同様な二重考察 (double reference) を必要とするのである。

斯様な研究をなす事によつて、我々は各種の經濟類型や、發展段階の進化に關する一般的な考察に遣入る事が出来ると共に、それに附隨して考へられて來る各種の問題を研究する事が出来る。例へば經濟の原初的形態如何といった問題や、異なる經濟類型、異なる發展段階相互間の衝突 (conflict) の問題を取上げる事が出来、殊に後者の研究よりして異なる類型や段階の接觸を支配する處の競走、乃至協力の法則を發見する事も出来るであらう。

斯様な意味のコンフリクトこそ、實は今日の世界の根本問題をなすのであつて、それに

は二つの場合がある。その一つは高度に發達した經濟類型が低度のそれへ侵入する場合であつて、侵入者は低度類型にアダプトすることは出来ず、そこで大なる經濟的混亂を惹起し、それが低度類型社會の住民に對する壓迫となり、その生活力乃至人口の減退の原因ともなるのである。第二の場合とは逆に低度類型が高度類型を侵す場合であつて、この場合侵入者は高度類型に容易にアダプトする事は出来るが、矢張り被侵入社會に混亂を起し、政治問題を發生するといふ事になり勝である。

何れにしても、斯様な異なる地域相互の間の經濟的衝突の問題を解決する鍵は、ムカージ教授によれば、比較經濟學の研究によつてのみ與へられるといふのである。即ち比較經濟學の新理論の示す所に従ひ、各經濟類型、乃至地域——それは夫々の人種と自然條件との相互適應により發達し、従つて夫々の特徴を發揮して進化して行くであらう。——の要求に基礎を置く人類の一大經濟聯邦 (economic federation) を作り上げる事によつてのみ此の問題は解決される。之がムカージ教授の結論となつてゐるのである。

五 結 語

以上の紹介によつて大體明かであるやうに、そこに展開されてゐる理論は今日としてはさして目新しいものではない。極めて常識的だと云つてもよからうと思ふ。要するに、實際經濟の單位と考へられるやうな各地域の經濟的研究を深く行つて、その經濟的特徴並にその因つて來る根源を明かにし、之等を相互に比較し、綜合することによつて經濟類型の概念を得、斯くして各種類型の構造並にその相互作用の法則を探究するのが比較經濟學であり、斯様な比較經濟學的研究に充分基礎づけられることによつて始めて一般經濟學も發達し、その完璧を期し得られると考へるのである。故にムカージー教授は決して一般經濟學の可能性を否定するものではなく、その正しき發達を望むが故に、先づその基礎としての比較經濟學研究の重要性を力説するのである。教授をして言はしむれば、從來の經濟學は文字通りの「西洋經濟學」であつて、未だ正しい意味に於ての「一般經濟學」とはなつて居らぬのである。西洋と著しくその類型を異にする東洋、殊に印度の經濟を對象とする「印

印度經濟學者の經濟學改造論

度經濟學」は、この故に充分なる存在理由があり、印度の經濟學者は、須らく先づこの印度經濟學の發達を圖ることによつて、一般經濟學の建設に寄與する處がなければならぬ。之がムカージー教授の經濟學に對する見解の大様である。かやうな考へ方は、今將に勃興せんとする我が日本經濟學に對しても有力な示唆を與へるものではなからうか。

〔附 録〕

印度諸大學訪問の印象

私が印度を訪れたのは支那事變直前、即ち昭和十二年の一月から二月へかけてのことであつて、もう可成り記憶も薄らいで來てゐるが、本誌編輯部よりの切角の御希望でもあるので、努めて記憶を呼び覺しつつ、自分の訪問した印度の諸大學について少しばかり印象を書いて見ようと思ふ。

歩いた経路は、カルカッタを振出しに、ベナレス・ラクノー・アグラ・デーリー・ラホール・カラチと約二千哩を汽車旅行し、そこからボンベイ迄海上約六百哩を船で渡り、同地から再び汽車でデカン半島を斜に横断してマドラスに出で、更に南下して最後はセイロン島の

コロンボまで來たのである。(ボンベイ・コロンボ間約千九百哩)即ち印度に於ける全行程約四千哩の大旅行であつた。この間、カルカッタ・ベナレッ・ラクノー・デーリー・ラホール・ボンベイ及びマドラスの七ヶ所で、それ／＼の大學を訪問したのである。

二

現在印度には十七の大學があるが、自分の訪問した上記七大學は、色々な意味で最も重要な地位を占めてゐるのである。中でもカルカッタ・ボンベイ・マドラスの三大學は最も古い大學であつて、共に一八五七年、つまり我が安政四年に創設された。従つて印度は大學の歴史に於ては我國より一步先んじてゐる譯である。(併し内容に於ては勿論我國大學の水準には達してゐない。) 尙ラホールのパンジャブ大學の創立が一八八二年、ベナレス大學はずつと後で一九一六年、ラクノー大學が一九二〇年、デーリー大學が一九二二年で、之が私の見た中で最新の大學である。

各大學共構へは相當のものであつて、日本の大學に比べても大して遜色あるものとは思

はなかつた。就中デーリー大学の麗しい庭園、ボンベイ大学の古寂びたゴシック建築、海岸に建てられたマドラス大学の明麗な風光などは、最も印象の深いものであつた。

三

カルカッタ大学では専らB・K・サーカー教授の世話になつた、印度經濟學者の中では最もよく書く一人である。筆のみならず口も頗る達者な人で、英・佛・獨語を自由に話す。夫人は獨逸人であつた。一タお宅へ招待を受けたが、會話が英語になつたり、獨逸語になつたり、佛語になつたりするのには少々弱つた。どうやら語學の堪能さを誇示するが如く、聊か氣障な感じがしたが、然し親切に面倒を見てくれた。他の諸大學への紹介も殆ど皆同教授がして呉れたのである。

同教授から聞いた話で頭に残つてゐる一つは、印度大學卒業生の就職問題である。カルカッタ大學などでも年々數百人の卒業生を出す、直ぐ就職の出来るものは二、三割に過ぎぬといふことであつた。又卒業生の多くは高等文官試験を受けて官吏になることを望むの

であるが、餘程飛びぬけた秀才でないと合格せず、同大學卒業生の合格者は年々一名か二名位しかないといふことであつた。その代り合格して任官すると待遇はすべて英人なみであつて、實業界に於ける大學出の初任給が月四、五十ルーピーであるといふのに、任官したものは二百ルーピーの實收があるといふのである。従つて任官した印度人の秀才達は皆骨の髄から親英派になつてしまふといふことであつた。この邊にも英國の印度統治の巧妙さが現はれてゐるやうに思つた。

四

ラクノー大學ではラドハカマル・ムカージ教授を訪ねた。小柄で色の黒い典型的なベンガル人で、之亦サーカー教授に劣らぬ勢力的な著述家である。最初米國で社會學を修め、二十五六歳の頃、かの「地域社會學」を書いて一躍米國社會學界に名をあげたのであるが、後次第に經濟學へ轉向し、「比較經濟學」や「印度の經濟的基礎」等の大著を世に送り、其の他印度經濟に關する著書論文は枚舉に遑なき程である。すべて英語で書かれてゐるので、